

### 第3回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月7日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会の宣告	6
○議会運営委員長報告	6
○招集者挨拶	6
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○町長の説明	11
○議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託	19
○議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託	20
○議案第30号の上程、説明、質疑、委員会付託	21
○議案第31号の上程、説明、質疑、委員会付託	23
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第33号及び議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○会議時間の延長	37
○議案第38号及び議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	42

○議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
○議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
○議案第 4 3 号及び議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○議案第 5 0 号～議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○議案第 5 3 号～議案第 6 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託	6 4
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託	7 2
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託	7 4
○発議第 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託	7 5
○発議第 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託	7 6
○発議第 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託	7 8
○発議第 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託	7 9
○発議第 7 号及び発議第 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託	8 1
○請願・陳情について	8 3
○散会の宣告	8 4

第 2 号 (3月8日)

○議事日程	8 5
○本日の会議に付した事件	8 5
○出席議員	8 5
○欠席議員	8 5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 5
○事務局職員出席者	8 5
○開議の宣告	8 7
○一般質問	8 7
吉 田 孝 司 君	8 7
橋 本 喜 一 君	1 1 3
畑 幸 一 君	1 2 1
井土川 好 高 君	1 2 8

菊地 洋 君	1 3 8
木原 秀 男 君	1 4 6
古川 文 雄 君	1 7 0
○休会について	1 8 0
○散会の宣告	1 8 0

第 3 号 (3月18日)

○議事日程	1 8 1
○本日の会議に付した事件	1 8 1
○出席議員	1 8 2
○欠席議員	1 8 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 8 2
○事務局職員出席者	1 8 2
○開議の宣告	1 8 3
○総務文教常任委員長報告（議案第28号～議案第31号）及び報告に対する質疑、 討論、採決	1 8 3
○産業厚生常任委員長報告（発議第1号～発議第6号）及び報告に対する質疑、討 論、採決	1 8 6
○鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員長報告（発議第 7号及び発議第8号）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 9 2
○予算審査特別委員長報告（平成28年度鏡石町各会計予算審査について）及び報 告に対する質疑、討論、採決	1 9 5
○産業厚生常任委員長・総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告 に対する質疑、討論、採決	2 0 2
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	2 0 7
○日程の追加	2 0 7
○鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員会閉会中の継続 審査の申出について	2 0 8
○日程の追加	2 0 8
○意見書案第2号及び意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 8
○閉議の宣告	2 1 1
○町長挨拶	2 1 1
○閉会の宣告	2 1 2

○署名議員	2 1 3
-------	-------

鏡石町告示第14号

第3回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年3月2日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成28年3月7日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

不応招議員（なし）

第 1 号

## 平成28年第3回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成28年3月7日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 議案第28号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第29号 鏡石町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 7 議案第30号 鏡石町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第31号 職員の分限に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第32号 鏡石町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第33号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第34号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第35号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第36号 町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第37号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第38号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第39号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第40号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第41号 町道路線の認定、廃止及び変更について

- 日程第19 議案第42号 平成27年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第43号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第44号 平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第45号 平成27年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第46号 平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第47号 平成27年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第48号 平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正  
予算（第2号）
- 日程第26 議案第49号 平成27年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第50号 平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第51号 平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2  
号）
- 日程第29 議案第52号 平成27年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第53号 平成28年度鏡石町一般会計予算
- 日程第31 議案第54号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第55号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第56号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計予算
- 日程第34 議案第57号 平成28年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
- 日程第35 議案第58号 平成28年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
- 日程第36 議案第59号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第37 議案第60号 平成28年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算
- 日程第38 議案第61号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第39 議案第62号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第40 議案第63号 平成28年度鏡石町上水道事業会計予算
- 日程第41 発議第 1号 鏡石町健康づくり推進条例の制定について
- 日程第42 発議第 2号 鏡石町地域包括ケアシステム推進協議会条例の制定について
- 日程第43 発議第 3号 鏡石町の地域医療を守る条例の制定について
- 日程第44 発議第 4号 鏡石町在宅寝たきり障害者等介護手当支給条例の制定について
- 日程第45 発議第 5号 鏡石町路上喫煙の防止に関する条例の制定について
- 日程第46 発議第 6号 鏡石町中小企業振興条例の制定について
- 日程第47 発議第 7号 鏡石町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
- 日程第48 発議第 8号 鏡石町議会議員政治倫理条例の制定について
- 日程第49 請願・陳情について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

### 出席議員（12名）

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	健康福祉課長	小貫秀明君
産業課長	小貫正信君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	教育課長	関根邦夫君
会計管理者 兼室長	長谷川静男君	農業委員会 事務局局長	車田光男君
原子力災害 対策室長	菊地勝弘君	農業委員会 会長	菊地榮助君
教育委員会 委員長	塩田重男君	選挙管理 委員会委員長	渡邊俊廣君
監査委員	根本次男君		

---

### 事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。  
ただいまから第3回鏡石町議会定例会を開会いたします。
- 

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。  
4番、古川文雄君。

〔議会運営委員長 古川文雄君 登壇〕

- 4番（議会運営委員長 古川文雄君） おはようございます。  
第3回鏡石町議会定例会会期予定表。  
平成28年3月7日月曜招集、日次、日、曜、会議内容の順で報告いたします。  
〔以下、「会期予定表」により報告する。〕
- 

◎招集者挨拶

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。  
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。  
第3回鏡石町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
本日、ここに第3回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。  
さて、3月もきょうで1週間となり、日一日と春らしくなってきました。今週金曜日の3月11日で、東日本大震災から丸5年を迎えます。議会開会中ではありますが、当日午後2時46分に東日本大震災5周年追悼の黙禱を行いますので、議員、そして職員各位のご協力をよろしくお願いを申し上げます。  
今定例会につきましては、新条例制定4件、条例の一部改正9件、町道路線認定等1件、平成27年度各会計補正予算11件、平成28年度各会計予算11件、合わせまして36件を提案するものであります。  
何とぞよろしくご審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

---

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、2番、吉田孝司君、3番、橋本喜一君、4番、古川文雄君の3名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの12日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決しました。

---

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

3カ月分をまとめて報告します。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、平成27年11月分、平成27年12月分、平成28年1月分、以上、それぞれ

一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、平成27年11月分につきましては、平成27年12月25日金曜日午前9時55分から正午まで。平成27年12月分につきましては、平成28年1月25日月曜日午前9時58分から正午まで。平成28年1月分につきましては、平成28年2月25日木曜日午後1時28分から午後3時40分まで。

以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月の全ての検査時におきまして、次の4名の方の出席をいただきました。まず、会計管理者兼出納室長、上下水道課参事兼課長ほか2名。

5、検査の手續、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金・預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書等の照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成27年11月分、平成27年12月分、平成28年1月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはありませんでした。

なお、各月末日現在における現金・預金・基金の残高は、添付資料のとおりでございます。ごらんになっていただきたいと思います。

以上のとおり報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、9番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○9番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） どうも皆さん、こんにちは。

須賀川地方広域消防組合議会報告書、大河原正雄。

平成28年2月須賀川地方広域消防組合議会定例会日程表。

議事日程第1号、平成28年2月19日（金曜日）午後3時30分開議。

第1、会期の決定、本日1日限り。

第2、会議録署名議員の指名、7番、8番、相楽さんと五十嵐さん、ともに須賀川市選出の議員であります。

第3、議案第1号 須賀川地方広域消防組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例。

第4、議案第2号 須賀川地方広域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

の一部を改正する条例。

第5、議案第3号 須賀川地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

第6、議案第4号 須賀川地方広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例。

第7、議案第5号 平成27年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第2号）。

第8、議案第6号 平成28年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算。

以上でありますけれども、第3号から第8号、議案6件全て可決、承認されておりますことを報告いたします。

なお、詳しくは配付されております冊子にお目通しをいただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、4番、古川文雄君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 古川文雄君 登壇〕

○4番（須賀川地方保健環境組合議会議員 古川文雄君） 須賀川地方保健環境組合議会の報告をいたします。

議事日程第1号、平成28年2月17日（水曜日）午後1時30分開議。

第1、会期の決定、会期は1日限りでありました。

第2、会議録署名議員の指名、4番、5番、7番の議員でありました。

第3、議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

第4、議案第2号 須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業に関する契約締結について。

第5、議案第3号 平成27年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第2号）。

第6、議案第4号 平成28年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算。

以上、議案4件は原案のとおり承認、可決されました。

なお、詳細につきましては、お手元の資料のとおりであります。

以上、報告といたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、5番、菊地洋君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君 登壇〕

○5番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君） 皆さん、おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会報告を申し上げます。

平成27年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、平成27年12月25日（金曜日）午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定、1日限りでありました。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。渡邊達雄氏が選任をされました。

第4、議案第8号 公立岩瀬病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例。

以上、原案のとおり可決されました。

なお、詳細につきましては、お手元の資料のほう、お目通しをいただきたいと思えます。

以上でご報告といたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、議会運営委員会所管事務調査の報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔議会運営委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（議会運営委員長 古川文雄君） それでは、議会運営委員会所管事務調査の報告をいたします。

平成28年3月7日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。

鏡石町議会運営委員会委員長、古川文雄。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

平成28年2月9日（火曜）から10日（水曜）まで実施した所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

記。

1、調査目的、議会運営委員会の所管事項について、類似自治体（人口や面積規模が類似する）議会及び先進議会の活動実態を調査し、我が町の議会運営の参考とするために実施した。

2、調査自治体（議会）、長野県上田市議会、長野県飯綱町議会。

3、調査項目、（1）議会報告会、議会広報モニター、議会機能強化特別委員会について。  
（2）議会政策サポーターについて。

4、参加者、議会運営委員会6人、議長、事務局長、計8人。

5、調査内容及び結果。

長野県上田市、市の概要、面積……

〔「朗読省略」の声あり〕

○4番（議会運営委員長 古川文雄君） はい。

朗読省略の声がありましたので、まとめさせていただきます。

鏡石町と類似町及び市議会の2つの議会について調査、研究いたしました。いずれも議員みずから考え、みずから実施、実践している熱意と行動力は参考となった。

今回の事務調査では、開かれた議会に向けた取り組みを主体的に調査研究したが、そうした取り組みには議会力、議員力の向上も同時に必要であることが再認識させられた。

今回の調査、研修内容を今後の議会活動の参考とすべく、引き続き研究していくこととしたい。

以上、報告といたします。

---

### ◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、所信及び行政報告として、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日、ここに第3回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から間もなく丸5年を経過します。町では、これまで震災からの復旧事業に全力で取り組んできた結果、土木や農地災害の復旧工事、公共施設等の修繕工事など、復旧事業については今年度で完了を迎えることができました。多くの被災者が一日も早く安全・安心な生活に戻れることを願うところであります。町としましても、今後残されている原子力災害対策、そして被災者支援事業など、鏡石町の復興と進化へ向け全力で取り組む考えであります。

1月4日に第190回通常国会が召集され、例年よりも早いスタートとなりました。今国会では、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定対策や一億総活躍社会実現のための施策を中心とした平成27年度補正予算、そして平成28年度予算や税制改正等、予算執行に必要な法案の審議がされています。安倍首相は施政方針演説で、地方創生への挑戦としてTPPは大きなチャンスであると掲げ、重要品目の関税撤廃が確保され、農畜産物の輸出も3年連続で過去最高を更新していることから、2020年までに輸出規模を1兆円とする目標への大きなチャンスであると述べています。これらは、若者が将来に夢や希望を持てる農業へと改革する農政新時代として支援を強化していくこととしており、政府の実効性のある対応を願うものであります。

平成28年度の日本経済について、政府の見通しは、雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかな回復に向かうことが期待されると見込んでおりますが、海外経済で弱みが見られており、中国を初めとするアジア新興国や資源国などの景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクが見られています。日銀によるマイナス金利の導入も一時的に株価が急騰したのみで、手詰まり感は強まっており、政府も効果が出るまで見守る姿勢が必要だと述べているとおり、日本経済の先行きには暗雲が垂れ込めているとされています。

さて、魅力あるまちづくり実行委員会により進められていた町PRのためのCMが、「ふ

くしまの元気！応援CM大賞2015」においてグランプリを受賞し、4月からKFB福島放送において120回放送されることとなりました。また、町観光PR動画「牧場のあーさー♪を追い！」も11月に完成し、第61回福島県市町村広報コンクール映像の部において特選を受賞し、全国広報コンクールに出品されることとなりました。これらの情報を効果的に発信し、鏡石ブランドを高めてまいりたいと考えております。

1月10日に行われた成人式は、華やかな中にも厳粛に式がとり行われ、151名の新成人がめでたく成人を迎えられました。身近な成人式をより感じていただくため、新成人者に進行を務めていただくことによって、新成人への式典への参加態度は大変すばらしいものでした。新成人の皆様には、一人一人がみずからを律する強い意志と社会人としての自覚と責任を持って、日々の生活を有意義に送っていただきたいと思っております。

昭和45年の結成以来、町税の安定的かつ確実な収入の確保に大きな貢献をいただいていた納税貯蓄組合については、時代の変遷と組合長の高齢化、さらには口座振替の普及などにより年々組合員数は減少し、現在では最大であった昭和54年度の150組合、1,870世帯から14組合、59世帯まで激減しており、町としましては、新たにコンビニ納付を本格的に取り入れる計画を進めていることから、平成27年度限りの廃止について、過日、納税貯蓄組合長会議を開催し、理解を求めたところであります。これまでの町財政への長い貢献について厚く御礼を申し述べるとともに、歴代組合長の皆様に深く敬意を表するものであります。

すかがわ岩瀬、あぶくま石川、しらかわの3JAが再編され、3月1日、新たに夢みなみ農業協同組合が誕生しました。平成24年11月のJA福島大会において、県内の17JAを4つに再編するJAグループ福島の新たな組織体制の実現が決議されてから、これまで協議が重ねられ、ふくしま未来、福島さくら、会津よつばとともに発足したものであります。新JAの目的は、それぞれの持つ人、施設、資金そして情報を有効かつ有機的に活用して、より健全で堅固なJA経営を確立し、安定的かつ高水準の事業活動を継続的に提供して組合員及び地域に貢献し続けていくこととされており、この合併により期待されている効果が、農業、JAを取り巻く厳しい環境や課題の解決に発揮されるよう願うものであります。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、原発事故対策として、今年度計画の一般住宅等の除染事業につきましては、発注率約77%と計画どおりに進捗しております。

災害復旧事業として、被災した岡ノ内池2の地すべり対策については、今年度計画されている周辺地盤の安定と周辺環境の整備を図るため、池の一部埋め立てや池周辺の側溝、のり面の整形など年度未完了を目指しております。

被災者支援事業として、応急仮設住宅の供与が平成29年3月末をもって終了することから、避難者の皆様の住宅意向などを把握し、今後の生活再建に向けた対応を行っていくため、住

まいに関する意向調査を県と共同で実施しております。この調査を踏まえ、新たな住まいを確保する支援に努めてまいります。

鏡石中学校の安全・安心な教育環境を整備するため、昨年6月から進めておりました鏡石中学校耐震補強大規模改修Ⅰ期工事については、現在、第二工区となる昇降口と特別教室の改修を工期内完成に向けて進めております。なお、平成28年度に予定していたⅡ期工事については国の平成27年度補正予算で対応することとなったことから、今定例会に補正予算を計上して進めてまいりたいと思います。

昨年設立されました消防支援隊について、2月21日、旭町コミュニティセンターにおいて第9分団消防活動支援隊設立総会が開催され、全ての分団に消防団活動の支援体制が確立しました。総会では、規約や役員の選出も行われ、今後、旭町での初期消火活動や後方支援活動に取り組むことが決定されております。

進化する鏡石実行プロジェクトの駅に降りてみたくなる事業として、魅力ある観光資源に成長した田んぼアート事業につきましては、観覧者数が前年の1万6,943人の約1.2倍となる2万924人となり、約8割が町外からの来場者という結果となりました。12月には実行委員会が開催され、新年度のデザインはかぐや姫をメインテーマとすることに決定しました。さらに誘客を進めるため、県外でも積極的にPRしてまいります。

次に、第5次総合計画につきましては、「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」を町の将来像とし、その実現に向けては町民相互のきずな、すなわち「優しさとふれあい」と一歩先を目指す「復興と進化」を基本理念に5つの行政分野別目標を掲げ、新たな町づくりを行っているところであります。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきましては今年1月から利用が開始され、公的な申請を初め、源泉徴収する事業所では個人番号の記載が求められるなど、具体的な運用に向けて動き出したところであります。このマイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現することを目的としたもので、昨年11月末から通知カードが全町民に送付され、カードの交付申請のあった方に対してはマイナンバーカードの交付を1月末から順次行っているところであります。

次に、町税の収納状況につきましては、一般会計で今年1月末現在の収納率が現年度分で81.02%と、前年同期に比べ0.22%の増、滞納繰越分では前年同期比0.91%増となっているものの、滞納額全体では3億7,000万円を超えており、依然として厳しい状況に変わりはなく、昨年末には収納率向上対策強化月間として、全庁体制による滞納者の戸別訪問を実施したところであります。

今年度の新規事業であるコンビニ収納業務導入事業であります。納付書様式等の最終運

用テストが終了し、今年1月の随時課税分から運用を開始したところであります。コンビニ収納業務の導入により、納税者の利便性がさらに高まり、収納率の向上に結びつけばと期待しているところであります。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」として、学校支援地域本部事業（学校応援団）につきましては、2月末の時点で延べ614名のボランティアにより、支援件数41件、延べ88回にわたり、幼稚園、小・中学校の活動支援を行ってまいりました。

生涯学習文化協会と公民館の共催事業として開催していますいきいき学級やジョイフルライフ講座、おとなの講座（男性専科）を初め、公民館事業として開催したガーデニング講座、アドベンチャークラブなどの事業も予定どおり全事業を終え、2月までに閉講式を行ったところであります。

次に、健康増進事業としては、健康寿命を延ばしていくための事業として、食生活を見直し、よりよい食習慣を身につけていくことができるよう、管理栄養士や保健師が訪問活動を主にして支援する高齢者栄養改善プログラム、ハッピーイートプログラム事業を実施しております。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、昨年4月からの消費税率引き上げに伴う子育て世帯への臨時特例給付金支給事業については、新たに3,000円を対象者1,831人に549万3,000円を給付いたしました。

また、次年度の町立保育所・幼稚園の入所児童の募集を終了し、合計193人の受け入れを決定いたしました。現時点で待機児童は発生しない状況であります。

障害者福祉においては、今年度からスタートした第4期障がい福祉計画に基づき、介護給付費、訓練等給付費、障害児給付費として、2月末現在1億5,900万5,000円を給付しました。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」として、平成28年度の稲作経営所得安定対策事業における当町の平成28年産米の生産目標数量は県内一律の配分とされ、27年対比で8トン減の、面積換算で0.3ヘクタール減で、昨年とほぼ同じ生産目標数量が配分されました。これを受けて、各農家に生産目標数量の配分と制度の説明会を去る2月22日から4日間、町内8カ所で開催し、生産調整に伴う制度活用について説明を行ったところであります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、7団体の地域活動が順調に実施され、3,952万円の事業費を交付いたしました。

地域産業6次化推進事業につきましては、新商品の開発や販路開拓などを支援する補助金交付事業を実施し、8月から公募してまいりました。現在は3件の事業を採択し、新年度に

おきましても、ビジネスプランの形成や事業の具体化へ向けた支援を継続してまいります。

成田地区県営ほ場整備事業につきましては、1月19日付で土地改良法に基づく換地処分の公告が行われ、今後は換地精算金の徴収・支払いの事務を進めてまいります。

高久田地区基盤整備事業につきましては、地元での勉強会・説明会を経て、地元の合意形成や事業の推進を図るため、2月2日に推進協議会が設立され、来年度の調査地区申請に向けた事務を進めてまいります。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」の鏡石駅東第1土地区画整理事業については、中学校南側を中心に造成を実施し、道路の築造、上下水道管渠工事を施工し、一部保留地の販売を実施したところであります。なお、保留地周辺は他の工事と調整を図りながら舗装工事の準備を進めているところであり、繰越明許をお願いしながら事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、水資源の確保と供給事業としての上水道第5次拡張事業については、引き続き南高久田ポンプ場及び既設水源施設からの導・配水本管布設工事を継続的に実施しております。用地取得が終了した新浄水場の整地工事については発注をしたところでありますが、関係機関との調整に時間を要したため年度内完成は図れないことから、旭町地区内の一部工事も含め、建設改良繰り越しをお願いして事業推進を図ってまいります。

公共下水道整備事業では、駅東第1土地区画整理事業に関連する管渠築造工事について年度内完了に向け整備を進めておりますが、下水道整備事業費の一部については、次年度予算を確保する意味で、繰越明許をお願いしながら事業推進を図っていく考えであります。

次に、平成28年度の予算の概要について申し上げます。

平成28年度の予算編成に当たりましては、国における歳出の抜本的な見直しと歩調をあわせ、財政健全化を進めていかなければならないことから、本町を取り巻く極めて厳しい現状を踏まえ、限られた財源で最大の事業効果を発揮するよう一層の創意工夫を凝らし、町政運営の基本方針を示す第5次総合計画における前期の進捗と事務事業の評価を行い、町の将来像である「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向け、5つの柱を基軸に各種事業への重点的かつ効果的な配分に努めたところであります。

また、一般会計、特別会計、企業会計を合算した総額につきましては100億321万円で、前年度比0.7%増とほぼ前年同額の予算となりました。

平成28年度の各会計の予算額を申し上げますと、一般会計58億円、国民健康保険特別会計16億5,260万円、後期高齢者医療特別会計9,641万2,000円、介護保険特別会計8億2,300万円、土地取得事業特別会計3,002万2,000円、工業団地事業特別会計4,700万3,000円、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計1億6,400万円、育英資金貸付費特別会計843万2,000円、公共下水道事業特別会計4億8,240万円、農業集落排水事業特別会計6,880万円、上水

道事業会計 8 億3,053万6,000円。

次に、一般会計の歳入歳出予算の概要について申し上げます。

歳入面では、歳入全体の約25%を占める町税については、震災の復興により震災前まで回復してきていますが、地方の景気回復については足踏み状態であり、依然として厳しい経済状況であります。個人町民税は4.3%増の4億4,115万円、法人町民税は4.7%増の9,220万円、固定資産税にあつては1.5%増の8億4,216万円と、町税全般では前年比1.7%増の14億9,054万円を計上したところであります。

地方交付税は、臨時財政対策債を含め、おおむね前年同額の15億5,413万円を計上しております。基金からの繰入金については、財政調整基金及び減債基金などから2億6,612万円のほか、東日本大震災復興交付金基金から2,867万円、全体で2億9,679万円を計上しております。

町債については、臨時財政対策債を除き、前年比65.6%減の1億2,710万円を計上したところであります。

一方、歳出面においては、徹底した事務事業の見直しと経常経費の圧縮を図りながら、町政運営の基本方針を示す第5次総合計画のもとに新たな感覚で施策の評価を行い、総合計画の基本理念「やさしさとふれあい」「復興と進化」を基軸に、さらに人口減少の克服と地方創生に向け、各種事業の重点的かつ効果的な配分に努めた予算編成としたところであります。

主要事業につきましては、被災者支援事業、防災関係事業、原子力災害対策事業、進化する鏡石実行プロジェクトなどとした4分野と、第5次総合計画における行政分野別施策として5分野の事業に取り組むこととしております。

被災者支援事業としては、応急仮設住宅維持管理事業170万5,000円、災害援護資金貸付事業500万円、被災者健康支援体制整備事業301万6,000円。防災関係事業としては、消防団OB災害支援隊支援事業41万2,000円、防災情報通信設備改修事業4,200万円、非常備消防設備整備事業802万円。原子力災害対策事業としては、ふくしま森林再生事業1,000万円、農業系汚染廃棄物処理事業427万7,000円、除染用仮置場事業500万円、一般住宅等除染対策事業1億5,000万円、道路施設除染対策事業1億1,518万円、食品モニタリング事業895万2,000円。進化する鏡石実行プロジェクトとしては、駅に降りてみたくなる事業1,218万2,000円、通りを歩いてみたくなる事業205万円、住んでみたくなる事業220万円などに取り組むこととしております。

次に、第5次総合計画における行政分野別施策としては、町民参加と行財政運営分野では、第5次総合計画見直し事業300万円、新地方公会計制度整備事業1,083万8,000円、公共施設等維持管理事業2,500万円、町税等納税環境整備事業678万1,000円。教育・スポーツ健康づくり・文化復興分野では、語学指導等外国青年招致事業及び児童国際化推進事業945万

2,000円、体育協会、かがみいしスポーツクラブ支援1,010万円、健康増進事業予防接種事業5,193万2,000円、地域医療充実、推進事業1,576万5,000円。福祉・安全安心・コミュニティー形成分野では、ハッピーイートプログラム事業527万円、保育所運営及び保育施設運営補助事業2億5,734万2,000円、障害者福祉関連事業2億4,588万1,000円、消費生活相談体制強化事業212万4,000円。産業振興分野では、農業経営体育成支援事業800万円、県営ため池等整備事業（梨池下地区）3,950万円、観光地域づくり推進事業475万円、魅力あるまちづくり事業139万4,000円。都市整備・都市開発分野では、鏡石駅東第1土地区画整理事業1億6,400万円、社会資本整備総合交付金事業1億994万3,000円、第5次上水道拡張事業4億9,893万円、公園施設長寿命化計画策定事業1,300万円などに取り組む予定であります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

議案第28号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については、昨年改正となりました行政不服審査法の施行に伴い関係条例を整備するものであり、議案第29号 鏡石町行政不服審査会条例の制定については、不服審査請求の審理における町長の附属機関として審査会を設置する条例の制定、議案第30号 鏡石町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定については、不服審査請求の提出に係る書類の写し等を交付する場合の手数料を定めるものであります。

議案第31号 職員の分限に関する条例の制定については、地方公務員法の改正に伴い、職員の分限手続に関する旧条例を廃止し新たに条例を制定するものであり、議案第32号 鏡石町課設置条例の一部を改正する条例の制定については、業務見直しに伴い、組織の一部改編を行うものです。

議案第33号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の改正に伴い公表事項の一部改正を行うもので、議案第34号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、同じく地方公務員法の改正に伴い、条項の整理を行うものであります。

議案第35号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第37号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、県の人事委員会の給与勧告を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

議案第38号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法の一部改正に伴い、少人数の通所介護サービスである地域密着型通所介護の基準を追加するためのものであり、議案第39号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、同様に介護保険法の一部改正に伴い、介

護予防に係る認知症対応型通所介護に係る所要の改正を行うものであります。

議案第40号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上位法の一部改正に伴う排出基準の改正であり、議案第41号 町道路線の認定、廃止及び変更については、東部工業団地内開発道路及び国道118号バイパス供用開始に伴い、町道の認定等を行うものであります。

議案第42号 平成27年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきましては、国の平成27年度補正予算関係及び年度末の事業費確定に伴う整理予算であります。主な歳入は、法人町民税2,500万円の増、中学校大規模改修事業Ⅱ期分の国庫負担金4,126万4,000円、年金生活者等支援臨時福祉給付金5,000万円の増額、南部第一工業団地事業償還に係る繰入金2億330万円の増額、町たばこ税850万円の減額、社会保障・税番号制度システム整備国庫補助金2,576万3,000円の減額、社会資本整備総合交付金事業国庫補助金2,021万3,000円、除染対策事業交付金1億1,427万円の減額。主な歳出は、自治体情報セキュリティ強化対策事業として2,794万3,000円の増額、庁舎新築事業基金積立金2,000万円の増額、年金生活者等支援臨時福祉給付金4,500万円の増額、南部第1工業団地に係る特別会計繰出金2億330万円の増額、中学校大規模改修事業Ⅱ期工事3億2,000万円の増額、除染対策事業1億1,430万円の減額、社会資本整備総合交付金事業に伴う委託料、工事費3,614万3,000円の減額、中学校大規模改修事業Ⅰ期工事7,883万6,000円の減額補正予算であります。

今年度繰越明許費につきましては、国の平成27年度補正予算であります中学校耐震補強・大規模改修事業Ⅱ期分として3億3,418万円を初め、自治体情報セキュリティ強化対策事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、除染対策事業、役場庁舎改修事業など9事業で、総額7億8,107万円を設定するものであります。

議案第43号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第45号 鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）までの3会計につきましては、年度末の事業確定に伴う補正予算であり、議案第46号 鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）については、南部第1工業団地造成工事繰上償還の原資としての補正予算、議案第47号 工業団地事業特別会計補正予算（第2号）については、南部第1工業団地造成工事繰上償還の補正予算であります。

議案第48号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、年度末の補助事業費確定に伴う補正予算及び繰越明許費を設定するものであり、議案第49号 鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算については、貸付金の確定等に伴う補正予算、議案第50号 鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、人事委員会勧告に伴う人件費の組み替え及び繰越明許費を設定するものであり、議案第51号 鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第52号 鏡石町上水道事業特別会

計補正予算（第2号）につきましては、人事委員会勧告に伴う人件費及び年度末の事業費確定に伴う補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

---

### ◎議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第5、議案第28号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 皆さんおはようございます。

ただいま上程されました議案第28号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページになります。

このたびの条例制定につきましては、上位法であります行政不服審査法が約50年ぶりに改正されまして、平成28年4月1日の施行に伴いまして、町にあります6つの既存条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の制定についてご説明を申し上げます。

第1条としまして、職員の給与に関する条例であります、引用します行政不服審査法の法律番号を改正するものであります。

第2条につきましては、鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、今回の用語の一元化に伴います改正であります。

第3条、鏡石町情報公開条例につきましては、法律番号の改正と用語の一元化に係る改正であり、第3項としまして、鏡石町情報公開条例における審査請求につきましては、行政不服審査法の手続について適用はしないとするものでございます。

第4条の鏡石町個人情報保護条例につきましては、法律番号の改正と用語の一元化に係る改正であり、第3項として、同じく行政不服審査法の手続については適用はしないとするものでございます。

第5条の鏡石町税条例につきましては、審査請求への用語の改正でございます。

第6条、鏡石町固定資産評価審査委員会条例につきましては、第4条に個人でない場合の代理人等の請求も認めることから、居所を追加し、条項の整理等、用語の改正をするもので

ございます。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第28号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって、総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

#### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第29号 鏡石町行政不服審査会条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第29号 鏡石町行政不服審査会条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

4ページになります。

このたびの条例制定につきましては、上位法であります行政不服審査法が改正され、新たに審理の採決に対して第三者機関であります行政不服審査会への諮問を経て採決することとなったことから、今回、行政不服審査会を設置する条例の整備を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

鏡石町行政不服審査会条例の制定についてご説明を申し上げます。

第1条といたしましては、行政審査会は町長の附属機関として設置されるものであり、第2条として、審査会は5名以内の委員で組織され、第3条に委員の委嘱、任期ほか必要な条件を規定するものでございます。

第4条としましては、審査会に会長と職務代理を置くこととし、第5条としまして、審査会に専門委員を置くことができる規定を設けるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第6条としましては、会議の運営を規定し、第7条は庶務の事務局を総務課とするものでございます。

第8条には、審査会に必要な事項は規則で定めるものでございまして、第9条として、秘密を守る義務に違反した場合の罰則規定を設けるものでございます。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第29号 鏡石町行政不服審査会条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって、総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第30号 鏡石町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第30号 鏡石町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

資料、7ページになります。

このたびの条例制定につきましては、上位法であります行政不服審査法の改正により、審査請求の提出に証拠書類の閲覧または交付に係る手数料を定める条例の整備を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

鏡石町行政不服審査法の規定による資料提出等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

第1条は、条例を整備するための目的を規定したものでございまして、第2条としましては、審理員に対する提出書類等の写しの交付を受ける者の手数料の規定を定めるものでございます。

第3条は、審査会に対する提出資料の写しの交付を受ける場合の手数料の規定を定めるものでございます。

第4条第1項から第3項につきましては、写し等の交付に係る手数料の減免を規定するものでございまして、第4項は審理員を必要としない行政委員会等における読みかえ規定であり、第5項は審査会における手数料減免の読みかえ規定でございます。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものとするものであり、第2条及び第3条の別表としまして、写し等の交付の方法と手数料の額を規定するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号 鏡石町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則

第36条第1項の規定によって、総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第31号 職員の分限に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第31号 職員の分限に関する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、地方公務員法の一部改正により、来年度から人事評価制度が導入されるに当たり、人事評価が職員の分限事由の一つに加えられたとともに、職員の人事管理の明確化を図るため、旧条例を廃止して新たに条例の整備を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

職員の分限に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

第1条としましては、目的としまして、職員の意に反する休職の事由、降任、免職及び休職の手續及びその効果並びに失職の例外について規定をするものであります。

第2条は、休職にすることができる事由を規定したものであり、第3条として、降任、免職、休職としての分限に係る手續を規定し、第3項として、生死不明または所在不明の場合の手續に係るみなし規定でございます。

第4条としましては、心身の故障のための長期休養や刑事事件により起訴された場合の休職の期間について定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第5条につきましては、休職者の身分を定めるものであり、第6条は失職の場合の例外を規定するものでございます。

第7条として、委任規定を設けさせていただいております。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものであり、第2項として旧条例を廃止し、第3項はみなし規定の経過措置でございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号 職員の分限に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって、総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

### ◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第32号 鏡石町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第32号 鏡石町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

13ページになります。

このたびの一部改正につきましては、平成16年度に行財政改革における組織のスリム化を図るための課の統合とグループ制を導入したところでございます。

改編におきます検証と改善につきましては震災により中断しておりましたが、昨年、行財政改革推進本部会議を開催し、協議を進めてまいりました。このたび、現在4グループと業務が拡大している健康福祉課につきまして、今後も業務の拡大が予想されることと、業務の負担を軽減し行政サービスを高めるため、2課に分割し、組織を改編するものでございます。

鏡石町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、第1条につきましては、現在の「健康福祉課」をそれぞれ「福祉こども課」と「健康環境課」に改めるものであります。

第2条につきましては、現在分掌しております8つの事務を、それぞれ福祉こども課と健康環境課に配分するための改正でございます。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものであり、以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第32号 鏡石町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第33号及び議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議案第33号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件及び日程第11、議案第34号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第33号及び日程第11、議案第34号の2件を一括議題と

いたします。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま一括上程されました議案第33号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第34号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

資料の14ページになります。

このたびの一部改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴いまして、職員の人事管理の基礎となります人事評価制度が導入されるに当たり、人事行政の運営等の状況の公表に関する報告事項につきまして、人事評価の状況を加えるための所要の改正と地方公務員法の引用条項を改正するものでございます。

まず、鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

第3条中の報告事項の欄につきまして、第6号中の勤務成績の評定を削りまして、新たに第8号として職員の退職管理の状況、第5号として職員の休業に関する状況、そして第2号として職員の人事評価の状況を加えまして条項を改正するものでございます。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものとなります。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第34号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、条項の改正のみでございまして、第1条中に引用されております地方公務員法「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものとなります。

以上、一括上程されました2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第33号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、議案第35号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第35号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

資料は16ページになります。

このたびの一部改正につきましては、福島県人事委員会の勧告に基づきまして、期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明を申

上げます。

第5条、期末手当の規定でございますが、第2項中、6月に支給する場合の割合を「100分の147.5」から「100分の150」に、12月に支給する場合の割合を「100分の157.5」から「100分の160」に改めるものでございます。

附則に第6項を追加し、平成27年12月に支給する割合の特例としまして、「100分の160」を「100分の162.5」とするものでございます。

附則としまして、この条例は平成27年12月1日から適用し、改正前に支給された期末手当は改正後の期末手当の内払いとするものでございます。

以上、上程されました第35号について、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま、35号でございますが、今回、これ、6月と12月の2回にわたっての期末手当及び費用弁償に関する条例の改正なんです、今回、アップということで上程されておりますが、町の状況の中で、アップしなくちゃならない、これは人事委員会の勧告ということでございますが、町としてはアップする状況ではないんじゃないかというふうに私は思いますから、町の、町長としての考え方、それをお伺いさせていただきたいと思っております。

また、公布の日は昨年暮れの12月1日からということですが、この辺が妥当なのかどうか、改めてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 10番議員の質問にご答弁申し上げます。

これ、人事委員会に基づくものということで、今回お願いをするということでもあります。こういったことが財政上、今、特に指摘のあるような部分も、多少はあるにしてもやっていけないという状況ではないということ踏まえて、いずれにしても、人事委員会に基づいてまず実施したいという考えの今回の上程をさせていただきました。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、今泉文克君。

まず、原案に反対の討論を許します。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） これ、県の人事委員会に基づいてというふうなことで上程されているというふうな、基本の姿がここにあるわけです。これらについては、私は、町の議員として、このような増額をする必要があるかどうかという観点から見ると必要ないだろうというふうに思っておりますので。

それから、財政的にもやれるというふうな強い自信がかいま見えるところでございますが、まだ震災から5年ということで、細かいところがまだまだ大変な部分がありますから、私は議会議員、自分たちの報酬を、ここで期末手当を上げていくということに対しては反対するものであります。

○議長（渡辺定己君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第35号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第13、議案第36号 町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第36号 町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、福島県人事委員会の勧告に基づきまして、期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部の改正についてご説明を申し上げます。

3条中、期末手当の規定でございますが、第2項中、6月に支給する場合の割合を「100分の147.5」から「100分の150」、12月に支給する場合の割合を「100分の157.5」から「100分の160」に改めるものでございます。

附則に第14項を追加し、平成27年12月に支給する割合の特例として「100分の160」を「100分の162.5」とするものでございます。

附則としまして、この条例は平成27年12月1日から適用し、改正前に支給された期末手当は改正後の期末手当の内払いとするものでございます。

以上、上程されました議案第36号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号 町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（渡辺定己君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第14、議案第37号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第37号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

資料、18ページになります。

このたびの一部改正につきましては、福島県人事委員会の勧告に準拠し、勤勉手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

まず、第1条につきましては、地方公務員法の一部改正に伴います引用条項の改正でございます。

第11条第2項第2号中、自動車等の使用距離に応じた通勤手当の額につきましては、県職員の条例改正にあわせて減額するものでございます。

第19条第2項第1号中、勤勉手当の支給率「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第2号の再任用職員についても「100分の35」を「100分の37.5」に改めるものでございます。

附則第15項特定職員につきましては、「100分の0.675」を「100分の0.72」に改め、最低号給に達しない場合におきましては、「100分の75」を「100分の80」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、職員の給料表、別表第1の19ページから22ページのとおり、改定後の給料表を若年層へ重点を置き、全ての号給につきまして給料月額を改定するものでございます。

次に、22ページまでが給料表の改正でございまして、23ページをお願いいたします。

附則第1項としまして、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものでありまして、ただし書きにおきまして、第11条の通勤手当、第19条の勤勉手当、附則第15項の規定につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、12月支給の勤勉手当につきましては、「100分の80」を「100分の85」と、第2号中、「37.5」を「40」とし、附則第15項の規定につきましても、同様に

読みかえるものでございます。

第3項におきましては、給与の内払いを規定したものでございまして、第4項として、施行に関し必要な事項は町長へ委任するとした委任規定でございます。

以上、上程されました議案第37号について、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 2番議員の吉田孝司でございます。

今、総務課長のほうから提案がありました条例についての質疑をさせていただきます。

この条例については、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するとありますが、要するにさかのぼって適用するというわけでありましてけれども、この条例に基づいて、実際に職員に対して給与、すなわち給料あるいは手当等が支給されることになるかと思いますが、実際にその総額はどのぐらいになるのか。これについては、後で補正予算等でも出てくるのかもしれませんが、その合計金額、そういったものについてお知らせいただければと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の3月補正にも計上いたしますが、総額468万2,000円を計上する予定になってございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 10番、今泉でございます。

議案第37号として、職員の給与に関する条例の一部ということで上程されてきたところでございますが、これらは人事院勧告からもあったと思うんですが、我が町のラスパイレス、これはどの程度になっているのか。

あと、それから、民間企業との給与があるかと思うんですが、どのようにこの数字を把握しておって、また、町としてはどのように捉えておられるのか。

それから、前の2件については、12月1日からになっているところなんですけど、この給与改正によって27年4月1日からアップ、その総額は、今のご答弁によりますと468万というふうな増額になるそうなんですが、職員の方々は、27年4月1日段階の給与基準でもってお仕事を考えておられて、一生懸命やってはこられたと思うんですが、今になってさかのぼってやるというのは、どうもこれ、28年4月1日からだったら、まだ話もちよっと見るんですが、1年さかのぼってこのような給与のアップをするというのは、どうも私ら民間から、あるいは議員として見逃していいものかどうか非常に疑問に思うところなんですけど、以上についてお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、ラスパイレス指数でございますが、現在、資料を持っておりませんので正確な数字は申し上げられませんが、昨年の3月議会で総合的な見直しをしまして、平均1%減額してございまして、ラスパイレス指数についてはそれほど上がらないと感じてございます。

次に、民間給与の把握でございますが、当町には人事委員会ございまして、現在のところ、県の人事委員会の調査等に基づいて勧告を取り入れて、準拠した中でやっているような状況でございます。

あと、12月1日からではなく4月1日ということで、4月1日からにつきましては、今回、職員の給与改定につきましては給料表の改定もございまして、準拠しまして、同じく4月1日からとさかのぼって支給するものでございます。

なお、公務員の給与改定につきましては、民間の労働争議等のことから人事委員会が設けられまして、民間給与との差を常に調査しながら、今回のように、毎年人事委員会勧告に基づいて給与改定がされているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

10番、今泉文克君の再質問の発言を許します。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま答弁いただいたんですが、ラスパイレス指数については現段階持っていないということは、このように給与基準を上げるというときに、そういう基準設計を把握していないで上程するというのが我が町の議会なんですか。しっかりと国家公務

員の給与体系を把握して、そして中央と地方の格差はあるものの、その数字というものを執行はしっかりとつかんで、そしてその理由に基づいて我々に上程するのがスタイルだと思います。じゃないですか。県の人事委員会から勧告されたからやるといったら、我が町の独自性はないんですよ。それを我々が黙ってみんな見過ごしていたらば、町づくりの独自性はないと思うんですよ。私は、そういうことで、この、まずラスパイレス指数をつかまれていないということに対しては、非常に何かこう疑問を持ってしまうということ。

あと、それから、民間企業との給与格差ですが、これも県の調査委員会のほうでやっているから町では何だというふうなことなんですが、当然、民間の給与基準にする、基準があると思うんですよ。それはつかんでおられますね。県内の民間企業の給与基準は、こういうところから数字が発表になっているんだというふうなことを、町としては、私はつかんでおるというふうに思います。つかんだ結果として町は非常に低いと、だから上げざるを得ないんだというんであれば説得力はあるんですが、これも県から言われているから出しているんだと。

それから、この4月1日から上げるというのは、どうも私はちょっと疑問に思うところがございます。こういうものについて修正か何か、私らのほうから出せばいいのかもしれないんですが、こういう細かい説明をいただいていなくて、きょうの上程でございますので、ただいまのラスパイレス指数と、それから民間給与の格差の基本、どんなふうになっているのか、改めてお伺いさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ラスパイレス指数でございますが、27年の試算値につきましては99.5%となっております。

次に、民間給与との格差でございますが、県のほうの人事委員会で、県内の主要企業500社ほどを調査しまして、その民間給与との格差、0.17%という数字がございますけれども、それらにつきまして、若年層に重点を置きながら、今回平均改定、0.3%改定をしたものでございます。

なお、4月1日からのさかのぼって上げる件につきましては、人事委員会の勧告に準拠したいということで今回上げさせていただくということでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

10番、今泉文克君の再々質問の発言を許します。

[10番 今泉文克君 登壇]

○10番（今泉文克君） ただいま、ラスパイレス指数が27年度で99.5%と、これは東京ベースというか、国家公務員ですから、向こうベースの基準からすると0.5%というふうなことで。

私は、そんなに鏡石の給与が比べて低いというふうには考えられないところでございます。数字がわかりましたから。町村によっては、これ、財政的に大変なところなんでしょうけれども、低いところだと82、3%のところもあるし、あるいは高いところでは113%くらいですか、これ、今、インターネットの時代ですから、ラスパイレス指数をポンとクリックすれば一発でババァッと出ますから、大体こういうふうな数字はわかるかと思うんですが、この数字はほぼ東京に近い給与基準であるというふうに私は解釈させていただきます。

あと、それから、主要企業が500社と、県内の、この主要企業というのはどの程度の企業を主要企業とここで言っているのか、それで、鏡石にはこの主要企業が何十社該当しているのかをお尋ねしたいと思います。それによって、我が町の給与基準が、主要企業は大体押しなべて給与基準は高いですからいいんですが、我が町の企業はほとんど零細であって、なかなかそこまで給与体系を整えるのは厳しい中であると思いますが、この主要企業、県内500社、我が町には何十社あるのかお伺い。基準と何社あるか、わかれば教えてください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

[総務課長 柳沼英夫君 登壇]

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

県の人事委員会からの根拠資料として、町のほうに主要企業の抽出方法が寄せられておりますが、私、きょう、今、資料持っていませんので、申しわけございませんが答弁できないような状況でございます。

当然、町内の企業も、名前が入っているかどうかについてはちょっと公表されていないと思いますけれども、そのような形で、ちょっとここではご答弁できませんので、申しわけございませんがよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番（吉田孝司君） 再質問させていただきます。

今、今泉議員のほうからいろいろ質問される中で、いろいろ執行のほうから答弁がありましたが、その中で、この給与改定といいますが、それについては県の人事委員会の勧告で、民間企業500社を調べて、それに基づいて町の職員の給料も上げるという話でありましたが、

この民間企業500社、公表されていないという会社名と、なお今回も公表できないという話がありましたわけであります。

民間企業、企業ですから、大企業から中小企業、あるいは個人企業、そういったものもあるかもしれませんが、我が町としては、そんな大企業というのはたくさんあるわけではなく、中小企業や個人事業主みたいな人も頑張っているところもたくさんあるわけでございます。そういう中で、どういう企業が先ほどの500社の中に含まれているのか、会社名までは名前は公表できないかもしれませんが、例えば大企業、中小企業、そういったものの比率がちゃんと把握されて、その上でのデータに基づいた勧告であるならば、それを参考にするのはいいのかもしれませんが、やはり我が町の現状を鑑みますと、やっぱり我が町独自のそういう経営状況、経済状況というものを見ながらこの給与改定をすべきではないのかなと私は考えております。その辺について、執行の考えを聞きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

人事委員会勧告の指標となります企業でございますが、先ほど申し上げましたように、県の人事委員会から冊子が届いておりますけれども、今、持っておりませんのでお答えできないような状況でございます。

なお、現在の町におけます経営状況と経済につきましては、本年度も予算を組みましたように、厳しい状況ではございますけれども何とかやっていけるというような判断で、今回、人事委員会勧告に準拠して、このような議案を提出させていただいたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対の討論を許します。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま質疑をさせていただいたところでございますが、我が町の職員の方々が、町からの支給される給与で困窮しているというふうなことが目の前にどんどん感じられたんでは大変なことでありますが、余りそのようなお話はまだ伺っていない。そして、民間の方々のほうからは、町職員に対する羨望の目でやっぱり見られている部分が大変ある。そういうときに、このようなことを4月1日、1年前にさかのぼって上げていくということに対しては、私は住民の声を聞く一人としてなかなか理解できないところでありますので、反対するものであります。

また、総務課長は、資料がない、資料がないというふうなことでご答弁なされておりますが、第1会議室で聞いている副課長さんは、すぐ、普通ならば資料を持ってきて課長に提出するんだけど、副課長さん方の機敏性が足りないのかなというふうなことを思いながら、反対討論にさせていただきます。

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

時間を延長して審議したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

---

○議長（渡辺定己君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時01分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

9番、大河原正雄議員が体調不良のため病院に行くとの旨の報告がございました。

---

◎議案第38号及び議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第15、議案第38号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第16、議案第39号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15、議案第38号及び日程第16、議案第39号の2件を一括議題としたいと思います。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま一括上程されました議案第38号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第39号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

25ページをお開きください。

議案第38号についてご説明申し上げます。

このたびの鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正が平成28年4月1日に施行され、通所介護のうち利用人員が厚生労働省令で定める数未満、19人未満でございますけれども、その者が地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけられることとなり、これに伴い、本条例の基準となる指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に地域密着型通所介護に関する基準が追加されるとともに、既定の認知症対応型通所介護について地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推

進会議の設置など地域密着型通所介護の基準を踏まえた地域との連携にかかわる規定が追加されたため、所定の改正を行うものでございます。

目次中「第4節 運営に関する基準」の下に「第3章の2 地域密着型通所介護」の項目を加えるものでございます。

次に、第14条、第16条及び第17条並びに第30条第2項、第54条第2項中にあるのは条文の整理でございます。

次に、「第3章の2 地域密着型通所介護」の規定でございまして、第59条の2につきましては、基本方針についてでございます。

26ページをお開きください。

59条の3及び27ページでございすけれども、59条の4にあるのは人員に関する基準、59条の5にあるのは設備に関する基準。

28ページをお開きください。

59条の6からページが飛びます。

32ページをお開きください。

59条の20までは運営に関する基準でございます。

33ページをごらんください。

次に、指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者またはがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象として、療養通所介護計画に基づきまして、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行う指定療養通所介護についての規定でございます。第59条の21及び第59条の22にあるのは趣旨及び基本方針について、第59条の23及び第59条の24にあるのは人員に関する基準についてでございます。

34ページをお開きください。

59条の25及び59条の26にあるのは設備に関する基準について。

59条の27からは38ページをお開きください。

59条の27から59条の38まででございすけれども、運営に関する基準について規定するものでございます。

次に、第60条及び第65条の第1項にあるのは条文の整理、67条及び68条にあるのは削除でございます。

69条第2項にあるのは事業者について、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者と規定するものでございます。

39ページをごらんください。

72条及び74条から第78条の2を削除するものでございます。

第79条第2項に第6号といたしまして、報告、評価、要望、助言等の記録を追加する規定でございます。

80条にあつては、改正に伴う読みかえ規定を定めるものでございます。

105条にあつては削除、第108条にあつては改正に伴う読みかえ規定を定めるものでございます。

40ページをお開きください。

第128条及び第149条にあつても、改正に伴う読みかえ規定を定めるもの。

同じく、41ページでございますが、177条、189条及び202条にあつても、改正に伴う読みかえ規定を定めるものでございます。

42ページをお開きください。

附則の第1項にあつては、施行期日を平成28年4月1日とするもの。

附則の第2項にあつては、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、宿泊室を設けないことができる旨の経過措置を規定するものでございます。

以上、議案第38号についてご説明を申し上げます。

次に、議案第39号についてご説明を申し上げます。

44ページをお開きください。

鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、議案第38号と同じく、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正が平成28年4月1日に施行されることに伴いまして、本条例の基準となる指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準のうち介護予防認知症対応型通所介護につきまして、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置など地域との連携に関する規定が追加されたために、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、第9条第1項にあつては、今回の改正に伴う条文の整理。

第39条にあつては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、町の職員、地域包括支援センターの職員、同介護サービスの知見を有する者等で構成されます運営推進会議を設置し、おおむね6カ月に1回以上、運営推進会議への活動報告の実施と評価を受け、必要な要望、助言を聞く機会を設けなければならないことを規定するものでございます。

第40条第2項にあつては、6号として、報告、評価、要望、助言等の記録を追加する規定。  
第62条にあつては削除。

45ページをごらんください。

第65条及び第86条にあつては、改正に伴う読みかえ規定を定めるものでございます。

附則にあつては、施行の日を平成28年4月1日からとするものでございます。

以上、議案第38号及び第39号につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご審議  
をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第38号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第17、議案第40号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、高原芳昭君。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） ただいま上程されました議案第40号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

このたびの条例の制定につきましては、条例の一部につきましては、標準条例との整合を図るための条文の見直しと下水道法の規定で除害施設の設置に係る下水への排除基準が改正されたことから、町下水道条例の一部を同様に改正するものであります。

46ページになります。

第2条中第1号中「及び汚水」及び「それぞれ」を削り、同条中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加えるものであります。

2号といたしまして、「汚水 法第2条1号に規定する汚水をいう」とするものであります。

第9条につきましては、第9条の3第10号中「0.3」を「0.1」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例につきましては、「平成28年4月1日から施行する」とするものであります。

以上、ご説明いたしました。ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第18、議案第41号 町道路線の認定、廃止及び変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

[参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇]

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第41号 町道路線の認定、廃止及び変更につきまして提案理由の説明を申し上げます。

このたびの町道認定、廃止、変更につきましては、道路台帳の精査に伴う東部工業団地地内の1路線の認定、それから国道118号松塚バイパスの開通供用の切りかえに伴う路線の認定が3路線、廃止が1路線、変更が4路線をあわせて9路線でございます。

この路線につきまして道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

48ページをお願いします。

認定でございますが、成田523号でございますが、起点が諏訪町380の8先、それから終点でございますが、諏訪町400番の10でございます。延長幅員につきましては、112.5の10.5から16.5メートルでございます。

次に、鏡田524号線の認定でございますが、起点が蒲之沢町60番1先、終点になりますが、蒲之沢町の74番地先でございます。道路延長につきましては80メートル、幅員については4.0から7メートルでございます。

次に、鏡田525号線の認定でございますが、起点が蒲之沢町24番先、終点が深内205番の1先になります。延長につきましては740メートル、幅員については6.5から7メートルでございます。

次に、鏡田526号線になりますが、起点が蒲之沢町218番の6先になります。終点が蒲之沢町232番先になります。延長につきましては210メートル、幅員については5.5から15メートルでございます。

次に、廃止路線になりますが、深内・須賀川線、起点が蒲之沢町74番先から終点が深内町

209番1の先になります。延長が1,886.3メートル、幅員が5.3から16.8メートルでございます。

次に、変更となる路線でございますが、鏡沼・深内線、それから鏡田6号線、鏡田7号線、鏡田14号線の4路線になりますが、起点及び終点及び幅員、延長の変更ということになります。記載のとおりでございます。

以上、議案第41号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号 町道路線の認定、廃止及び変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第19、議案第42号 平成27年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第42号 平成27年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の49ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、工業団地事業特別会計繰出金及び鏡石中学校大規模改修Ⅱ期工事関係経費の増額並びに年度末事業確定に伴う予算の整理及び繰越明許費に係る補正予算であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,445万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億8,395万4,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費の設定、第3条は地方債の補正であります。

議案書の53ページをお願いいたします。

53ページ、「第2表 繰越明許費」といたしまして、2款総務費、1項総務管理費の進化する鏡石実行プロジェクト事業（駅に降りてみたくなる事業）ほか、8事業の合計で7億8,107万円を翌年度に予算を繰り越して執行するものであります。

議案書の54ページをお願いいたします。

第3表の地方債の補正につきましては、1、追加といたしまして、自治体情報セキュリティ強化対策事業といたしまして、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について記載のとおり定めるもので、2、変更といたしまして、公立学校施設整備事業に係る限度額を記載のとおり変更するものであります。

詳細につきましては、58ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 53ページでございます。

繰越明許費でございますが、9件の繰越明許費が上げられておりますけれども、それぞれの事業の予算金額、それから本年度支出見込み額、それから繰り越しの理由、内容はどうか、詳細にお答えください。

次に、67ページでございます。

これの3項戸籍住民基本台帳費、これで社会保障税番号制度導入事業、678万4,000円の減額でありますけれども、これでこの減額の金額と国・県支出金、国庫補助金ですか、これ

が1,575万3,000円ということで減額した金額が約2倍くらいになっております。それと、一般財源が907万8,000円ですか、なっておりますので、それらの理由の説明をお願いいたします。

それから、75ページでございます。

75ページの2番、農業総務費でございますが、これの説明の203番、多面的機能支払交付金870万9,000円の減額でございますが、かなり金額が多いので、これらの先ほど事業確定ですか、よる減額と言いましたけれども、その具体的内容をお願いします。

次に、79ページでございます。

これの道路新設改良費の説明に、久来石行方蓮池西線道路改良工事、1,620万円の減額とありますけれども、この水門は年次計画でやっていると思うのですが、なるべく早く竣工していただきたいと思っておりますけれども、これの減額の理由、これをお願いします。

次に、81ページでございます。

これの中学校費でございますが、これの説明の下の学校給食補助金418万ありますけれども、これの増額の具体的内容はどういうことか。

この5点でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

53ページの繰越明許費でございますが、27年度の支出見込みとしましては、進化する鏡石実行プロジェクトについてはゼロでございまして、そこから子どものための教育・保育事業までがゼロでございます。

原子力災害対策事業につきましては、1億991万円の支出見込みでございます。

次に、農山村地域復興基盤総合整備事業については、561万6,000円の見込みでございます。

その下、教育費2件につきましては、支出見込みはございません。

次に、一般財源でございますが、鏡石実行プロジェクトにつきましては、がんばるぞ基金のほうからの繰り入れでございます。

次に、役場庁舎改修事業については、庁舎基金からの繰り入れでございます。

次に、自治体情報セキュリティ強化につきましては、起債を除きまして一般財源は104万3,000円となっております。

年金生活者については国庫補助金そのまま、子どものための教育・保育事業についても国庫補助金でございますが、40万の2分の1が一般財源で20万円となっております。

原子力災害対策事業については、県支出金でございます。

農山村地域復興基盤総合整備事業については、国庫支出金そのままでございます。

教育費の耐震補強・大規模改修事業については、一般財源は722万4,000円となっております。

次に、幼稚園就園奨励事業管理システムについては、こちらは2分の1でございます、一般財源8万7,000円となっております。

次に、繰り越しの理由でございます。

まず、駅に降りてみたくなる事業につきましては、駅東口の整備をするわけなのですが、JRの線路から道路までの幅員がちょっと狭いために、JRの土地を買収できないかという案が出まして、JRと協議の時間が必要のため繰り越させていただきたいということでございます。

次に、役場庁舎改修事業につきましては、2回ほど案をつくりましたが、経費の圧縮をもう少ししたいということで、行政組織の見直し等と同時に進行を図るために繰越明許をお願いするものでございます。

次に、自治体情報セキュリティ強化から子どものための教育・保育事業につきましては、国の27年度補正の事業でございます、自治体情報セキュリティにつきましては、現在、公共機関のネットと一般のインターネットが一緒な状況でございますから、こちらを完全に区分するための事業でございます。

次に、年金生活者につきましては、国の27年度の補正で、低い年金生活者への福祉給付費の給付のための財源でございます。

子どものための教育・保育事業につきましては、こちらはシステム改修の事業でございます。

次に、原子力災害対策事業につきましては、一般住宅と道路除染のための進捗による繰り越しでございます。

農山村地域につきましては、国庫支出金でございますが、ため池の除染のための事業の経費でございます。

耐震補強・大規模改修につきましては、新年度ではなくて27年度補正で実施されることになったための中学校のⅡ期の工事分でございます。

次に、幼稚園就園奨励事業管理システムについても、こちらもシステム改修のための繰越明許費でございます。こちらも27年度の補正でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

税務町民課長。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私のほうからは、議案書の67ページになります。

3項の戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の中の減額ということで、203番社会保障税番号制度導入事業の中の678万4,000円の減額の中でのいわゆる内訳と、それから歳入との関係のご質問かというふうに解釈をさせていただきます。

その中で、まず社会保障税番号制度導入事業の中のシステム改修事業の業務委託の内訳を申し上げますと、1つには住民基本台帳システム改修費がございます。こちらは当初予算が1,039万円でございます。そちらが547万6,000円ということで、491万4,000円の減額となりました。次いで統合宛名システム改修事業費、こちらは1,439万円の予算でございましたが、1,083万3,000円の執行済額でございまして、355万7,000円の減額となりました。次に、特定個人情報保護評価導入経費でございしますが、こちらにつきましては45万6,000円の減額ということで、合わせまして892万7,000円の減額となったものでございます。

それらに伴いまして、この社会保障税番号制度の導入事業の総務省の関係の補助事業でございしますが、当初10分の10の事業で見込んでございましたけれども、いわゆる国のほうからの示された金額が全体で1,336万7,000円ということで、合わせまして2,576万3,000円ということで歳入のほうの減額になりましたけれども、こちらはメニューの中では10分の10の当初予算ではございましたけれども、それぞれ国全体で行う中で、いわゆる補助単価経費が見直されました関係からこちらの金額になったというふうなことでございまして、全体で2,576万3,000円を減額させていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 産業課長。

〔産業課長 小貫正信君 登壇〕

○産業課長（小貫正信君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

75ページであります。

多面的機能支払交付金の870万9,000円の減額による理由でございしますが、本年度3組織が新たに事業を起こすということで当初計画をしておりました。その事業の中で1地区、成田地区であります。成田地区におきましては、2つある活動事業のうち農地維持活動及び資源向上活動、2つの事業がありますが、このうち片方の農地維持活動のみを実施するというふうに計画が変更になりましたので、1つの事業費分の減額が主な内容でございします。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 都市建設課長。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

79ページの社会資本整備総合関係の久来石行方線関係の減額でございますが、道路整備については鋭意推進しているところでございます。国・県の補助事業ということで推進しているところでございますが、まず交付金の概要をちょっと述べながら説明したいと思います。

社会資本整備総合交付金については、平成22年に国が個別から総合的ということで創設された事業でございます。その後、平成24年からその社会資本が2つに分かれました。社会資本の中で防災関係と安全関係ということで、2つに分かれました。ただ、事業費については、国・県の事業費が一緒でございます。それらを統合して国のほうから、国の財務制度の審査会ということもございまして、国・県のほうの情報からなのですが、社会資本のその整備の枠については、年々要望に対しまして予算の枠が十分反映できないということで、国からも十分対応されないということで、補助金の交付が減額になってございます。その減額に伴いますのが、久来石行方線といいますか、町としましては1路線じゃなくて社会資本整備総合事業全体がマイナスになっているということでございまして、それらの事業費を事業の率に換算しまして、なるべく早い順に終わらせたいということで、鋭意努力してございますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 教育課長。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

予算書81ページの給食費418万円の内訳でございますが、これにつきましては、中学校の第Ⅱ期工事におけます中で給食室の改修を見込んでおります。この改修工事に約3カ月程度要するというので、給食室が使えなくなってしまいます。その間の給食の手当てとしまして、仕出しを、お弁当を予定したいと考えております。その給食費と仕出し弁当の差額分につきましては、418万円に対応したいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

1 番、小林議員の再質問の発言を許します。

〔1 番 小林政次君 登壇〕

○1 番（小林政次君） 53ページの繰越明許費でございますが、これにつきまして、予算編成のときに予算見積もりをやるわけでございますが、そのときに積算の根拠が明確にされていると思います。

それで、なぜこの執行ゼロが起きるのかというのがちょっと私は理解できませんけれども、それで、そのときの経費等の積算ですか、それだと計画、ビジョン、グランドデザインと、

これらの不備や安易な予算計上はなかったのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

総務費の進化するプロジェクトと役場庁舎については委託事業でございまして、契約はしておりますが、今年度支出がないということでゼロということでございます。それ以外のゼロの支出につきましては、国の27年度補正でございまして、予算執行になりましたならば、繰り越して執行したいと考えてございます。

また、予算編成のときの積み上げなのですが、これにつきましては若干予定になかったことが計画に出てきたということでご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

1番、小林議員の再々質問の発言を許します。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今の答弁でございまして、その続きです。

議員必携に書いてあるわけなのですが、それでも、「予算の締めは町村が行政を執行していくために必要な経費の支出とそれに充てるための収入を規制することにより、予算を議会が議決し法力が生じますと、町村長の財政運営はその予算により統制される」とあります。それで、常日ごろ、町民の要望を担当課につなぎますと、非常に予算がないとの言葉が返ってきます。それで、予算がないと言われると、そこで収束というか、終わりになってしまうわけですが、本当にそうなのでしょうか。今回のように執行ゼロの事業がかなりの数に上っております。予算がないのではなくて、時間的、時期が尚早、それから予算計上あるいは予算があり過ぎて予算執行が追いつかない現状ではないのかと思っております。さらに、未執行の一般財源を使えば、少額な町民のニーズに応えることができたのではなかったのかと思われまます。そういうことで、議会の議決権を含めて町長の答弁を求めます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回、繰越明許費、53ページにありますように、このいわゆる進化するプロジェクト、さらには役場庁舎以外についてまず申し上げますと、自治体セキュリティ、あと年金、さらには子ども教育、そして農山村、耐震補強、そして幼稚園、これはいずれも国の27年度補正予

算ということで、特別に国のほうで、今の時点で27年度補正予算、これを次年度に繰り越して使ってくださいというこの事業であります。

あと、もう一つの原子力災害対策、これはとにかくできるところから早くやりたいということで、随時調査をしながら進めていくと。そういう中で、進めていく段階の中で、年度内に何とかしていきたいと。でも、いろんな諸事情がございまして、年度内をさらに繰り越してやるような、とにかく継続してやっていきたいと、こういうことでのいわゆるこの原子力災害対策部分であります。これ特に28年度で完了させるという、そういったことから随時行っている。

問題はこの進化するプロジェクト550万、さらには役場庁舎の850万、これについてはご指摘の部分も確かに私はあるというふうに思っております。そういう中では、ただ、予算は計上しましたけれども、やはり予算というのは、ご承知のように単年度会計主義であります。ですから、ここでこの金額を全て終わるということでよりよく、そういうことと、もう一つは綿密なよりよい計画をする、そういったものについては、やはり多少繰り越しして真剣にしっかりと議論をしながら進めていくことが大事だろうということで、この550万と役場庁舎についてはそのようにさせていただきました。これについても、前回の全協でもご説明したとおりだということで、まずご理解をしていただきたいと思います。また、前回の全協の中で、これ以外に繰越明許を予定するというようなこともございましたけれども、これについては年度内完遂ということで指示をしながらしたと、それ以外について今回への繰越明許に上がったということでありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 2番議員の吉田でございます。

2点ほど質問させていただきます。

今、小林議員から質疑があり、町長の答弁ありましたその庁舎新築あるいは改修に関することが1点でございます。

全協でも何度か説明をいただきまして、なかなかいろいろな基本設計といいますか、青写真といいますか、そういうふうな案も出たり、あるいはそういう中でまた我々の意見を執行まで聞いていただいて、なかなか折り合いがつくまでまだ時間がかかりそうだなというのが私の率直な意見なわけでありましてけれども、実際にこの庁舎新築事業基金積立金としましては、今回の補正で2,000万円が計上されるわけでありまして。そして、今、小林議員から指摘があった2番の繰越明許費としては、これは改修のという名目でありましてけれども、850万円が繰り越しされるわけでありましてけれども、実際にこういったものがお金がつくと、なお

さらこれから予算審議される中では、例えば今申し上げた役場庁舎の設計の委託、そういったものについての予算も恐らく含まれてくるのかなと思うのですが、ただ私がこれはお尋ねしたいのですけれども、予算がこういうふうにいるいろいろついてはありますが、先般、全協でも申し上げましたとおり、やはりはっきりとした執行側の見通し、やるにしてもやらないにしても、あるいは、ではどういうふうにしたいにしても、この前私たちのほうでも、ちょっと少し検討会みたいなのつくってもう少しやったらいいのではないかということも提案しましたが、そうではなく、やはり執行側のほうとしていついつまでぐらいにはこういったものをやるんだと、予算のほうはこういうふうにするわけですから、それに対して計画のほう、あるいはこの前話ありました駅東地区の開発のことも含めまして、執行といいますか、町長のビジョンをお尋ねしたいのが1点であります。

もう1点は、62ページにあります繰入金のことです。

繰入金はいろいろな繰入金がある中で、今回、財政調整基金繰入金ということで1億7,301万円が計上されるわけで、さらに増額されているわけです。

基金に関しては、これもいろいろ問題点があると私は思っています。その基金の金利と、下にありますが町債、いわゆる借りるほうの借り入れの金利と見比べた場合に、圧倒的に借り入れの金利のほうが高いわけです。それこそ今預けるのはマイナス金利と言われていた時代でありますから、そういう中においてこの繰入金は増額して、果たしてこれをどの目的、あるいはどういった人に使う計画でこれを計上しているのか。

今、申し上げました2点をお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

全協の中でも申し上げましたように、この役場庁舎、これについては実際、手狭な状態、さらにはアスベストの問題等々がございます。そういう中で増設等をということで、27年度の中で検討した結果、かなりの金額がかかると。そういう中で、その金額等についていろいろいわゆる庁内の内部で本部会議を開きながら検討をしました。そういう中では、その金額に見合うような中身ではないんじゃないかというそういった意見もございました。さらに、もう一つは機械のほうにも、またその中身について前回2回ほど説明をさせていただきました。そういう中でいろいろ出たということで、これについては今、この3月中の中で結論を出すということよりも、やはり繰り越しをしてもうちょっと時間をかけてしていったほうがいだろうということで、今回、繰越明許をお願いをして再度検討をしながらこの

27年度の、今回2,500万ほど予算が上がってございますけれども、これにも影響するという  
ことであるので、しっかりと議論をしていきたいということでもあります。

あと、もう一つ、財政調整基金の1億7,000万ほどなのでありますけれども、これはご承  
知のように、町のほうで南部工業団地について郡山の土地開発公社からお金を借りて造成等  
を行いました。これが郡山のほうから、何とか27年度末で一括返済をしてくれないかという、  
そういった要望がございまして、特に須賀川市と鏡石町が残が残っているということで、須  
賀川市、鏡石町も含めてそれにお応えするための3月の今回予算を組んだと。そういう中で  
は、当然一括してお金を払うことが、その工面をしなければならないということで、まず財  
政調整基金からお金を持ってきて、あとは土地開発基金、こういったものから充当をして、  
まず一括返済をしようと、そういった財源に今回充てたということでご了承をいただきたい  
と思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号 平成27年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたし  
ます。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第43号及び議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第20、議案第43号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計補  
正予算（第4号）及び日程第21、議案第44号 平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第2号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第20、議案第43号及び日程第21、議案第44号の2件を一括議題といたします。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、木賊正男君。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました議案第43号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）並びに議案第44号 平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書88ページをお願い申し上げます。

まず初めに、議案第43号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、年度末における国保税現年課税分の実績による収納見込み及び高額療養費共同事業等の実績による減額補正でございまして、第1条におきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,354万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億8,867万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、94ページの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 次に、101ページをお願い申し上げます。

議案第44号 平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、社会保障・税番号制度導入に関しますシステム改修事業の完了及び過年度分の保険料納付金の確定によります納付金の増額でございまして、第1条におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を9,961万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、106ページの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 以上、一括上程されました議案第43号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）並びに議案第44号 平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第43号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第22、議案第45号 平成27年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第45号 平成27年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

108ページでございます。

このたびの補正につきましては、高額介護サービス及び特定入所介護サービス等の保険給付費の実績により増額する必要が生じたこと、また介護予防サービス費を実績により減額したため補正するものでございます。

なお、既定の歳入歳出予算の総額に変更は生じません。

詳細につきましては、112ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） 以上、ご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号 平成27年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第23、議案第46号 平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第46号 平成27年度鏡石町土地取

得事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

資料117ページになります。

このたびの補正予算につきましては、南部第一工業団地造成にかかります繰り上げ償還の原資としまして、土地開発基金からの繰入金を工業団地事業特別会計のほうへ繰り出しをする補正予算でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,832万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,966万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、122ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○総務課長（柳沼英夫君） 以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第46号 平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第24、議案第47号 平成27年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、小貫正信君。

〔産業課長 小貫正信君 登壇〕

○産業課長（小貫正信君） ただいま上程されました議案第47号 平成27年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正は、南部第一工業団地造成事業に係る償還金につきまして、一般会計及び工業団地事業基金並びに土地取得事業特別会計からそれぞれ繰り入れを実施し、一括償還を実施するための補正予算であります。

歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,786万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,598万円とするものであります。

詳細につきましては、130ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（小貫正信君） 以上、説明申し上げます。よろしくご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第47号 平成27年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第25、議案第48号 平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第48号 平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、年度末における国庫補助金が確定したことから事業費を減額するものでございます。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,183万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,813万5,000円とするものでございます。

第2条では、繰越明許費としまして、翌年度繰り越しできる経費としまして、134ページをお願いします、第2表になりますが、繰越明許費、1款事業費、1項事業費、1目駅東第1土地区画整理事業費でございまして、2,801万2,000円の繰り越しをするものでございます。

内容につきましては、交付額の内示が2月15日で追加されたことによります補正の増額に伴うものでございまして、それにつきましては、舗装関係が1件、それから暗渠の布設関係が1件、あとは単独になりますが、宅地の2次造成工事ということで3件で2,801万2,000円でございます。

内容につきましては、139ページの事項別明細により説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 以上、説明を申し上げました。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第48号 平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第26、議案第49号 平成27年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、関根邦夫君。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第49号 平成27年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成27年度貸付者の確定及び育英資金への寄附によるものであり、第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ371万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ741万6,000円とするものであります。

歳入歳出の詳細につきましては、150ページからの事項別明細により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○教育課長（関根邦夫君） 以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第49号 平成27年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第50号～議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第27、議案第50号 平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第28、議案第51号 平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第29、議案第52号 平成27年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、3件を一括議題とすることに決しました。

提出者から議案3件の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、高原芳昭君。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） ただいま一括上程されました議案第50号 平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）から議案第51号 平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第52号 平成27年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の3議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず初めに、152ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

このたびの補正につきましては、人事院勧告による人件費の調整でありまして、歳出内での予算の組み替えをするものでありますので、予算総額に増減はありません。

第2条におきましては、繰越明許費の設定であります。駅東土地区画整理事業の確定によりまして、当年度の予算を次年度に繰り越しをお願いするものでありまして、153ページになりますが、「第2表 繰越明許費」、2款事業費、1項公共下水道事業であります。金額4,060万円を繰り越すものであります。

詳細としては、156ページの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 続きまして、160ページをお開きいただきたいと思います。

議案第51号 平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由をご説明いたします。

このたびの補正につきましては、人事院勧告によります人件費の調整部分でございます。歳出内での予算組み替えでありますので、予算総額に増減はありません。

内容につきまして、164ページの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 続きまして、168ページ、お開きいただきたいと思います。

議案第52号 平成27年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして提案理由をご説明いたします。

このたびの補正につきましては、人事院勧告による人件費の調整並びに拡張事業費並びに国道4号拡幅関連水道管の移設補償金等が確定したことから補正を行うものであります。

第2条、収益的収入及び支出でございますが、こちらにつきましては、支出内での予算組み替えのため既決予定額に増減はありません。

第3条、資本的収入及び支出でございますが、本文括弧中、過年度分損益勘定留保資金7,245万2,000円を過年度分損益勘定留保資金6,385万8,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります、第1款資本的収入、2億7,736万の減額をいたしまして、総額2億1,710万円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出、2億8,595万4,000円を減額いたしまして、総額を3億2,068万円とするものでございます。

第4条におきましては、議会の議決を得なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費20万5,000円を追加いたしまして、3,140万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、170ページの事項別明細によりご説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 以上、一括上程されました議案第50号、議案第51号、議案第52号の3議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより3件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第50号 平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成27年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、3時まで暫時休議いたします。

休議 午後 2時49分

開議 午後 3時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第53号～議案第63号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第30、議案第53号 平成28年度鏡石町一般会計予算から日程第40、議案第63号 平成28年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第63号までの11件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま一括上程されました議案第53号 平成28年度鏡石町一般会計予算ほか平成28年度特別会計予算9件及び平成28年度上水道事業会計の11件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年度鏡石町一般会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第53号 平成28年度鏡石町一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億円とするものであります。

第2条の債務負担行為につきましては、6ページの第2表といたしまして、中小企業制度資金利子補給事業につきまして期間、限度額につきまして記載のとおり定めるものであります。

第3条の地方債につきましては、同じく6ページ第3表といたしまして、農業基盤整備促進事業ほか6件につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定め、第4条の一時借入金につきましては、借入限度額を5億円と定めるものでございます。

また、第5条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものであります。

次に、2ページ、「第1表 歳入歳出予算」によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

2ページ、歳入でございます。

1款町税といたしまして14億9,054万1,000円、2款地方譲与税といたしまして5,950万円、

3 款利子割交付金としまして210万円、4 款配当割交付金といたしまして160万円、5 款株式等譲渡所得割交付金としまして48万円、6 款地方消費税交付金としまして1 億8,000万円、7 款自動車取得税交付金としまして690万円、8 款地方特例交付金としまして830万円、9 款地方交付税としまして13億7,363万円、10 款交通安全対策特別交付金としまして200万円、11 款分担金及び負担金としまして3 億121万8,000円、12 款使用料及び手数料としまして6,303万8,000円。

3 ページになります。

13 款国庫支出金としまして5 億511万9,000円、14 款県支出金としまして10億8,032万4,000円、15 款財産収入としまして197万1,000円、16 款寄附金としまして500万1,000円、17 款繰入金としまして3 億1,249万4,000円、18 款繰越金としまして3,000万円、19 款諸収入としまして6,818万4,000円、20 款町債としまして3 億760万円、合わせまして歳入合計が58億円でございます。

4 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款議会費としまして8,243万7,000円、2 款総務費としまして6 億3,167万7,000円、3 款民生費としまして14億4,763万3,000円、4 款衛生費としまして5 億8,445万8,000円、5 款労働費としまして631万2,000円、6 款農林水産業費としまして11億6,593万円、7 款商工費としまして9,527万6,000円。

5 ページになります。

8 款土木費としまして5 億686万8,000円、9 款消防費としまして2 億6,928万4,000円、10 款教育費としまして5 億265万7,000円、11 款災害復旧費としまして4,000円、12 款公債費としまして4 億7,293万8,000円、14 款予備費としまして3,452万6,000円、合わせまして歳出合計58億円。

以上、計上させていただきました。

次に、特別会計につきましてご説明を申し上げます。

別冊の特別会計予算書の1 ページをお開き願います。

まず初めに、議案第54号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1 条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,260万円とするものであります。

第2 条、一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円とするものであります。

第3 条につきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものであります。

次に、2ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

まず、歳入の部であります。

1款国民健康保険税から10款諸収入まで記載のとおりであります。

主な内容といたしましては、1款国民健康保険税が4億1,106万4,000円、2款国庫支出金3億5,942万3,000円、4款前期高齢者交付金2億6,667万4,000円、6款共同事業交付金が3億7,464万9,000円、合わせまして歳入合計が16億5,260万円であります。

3ページになります。

歳出の部であります。

歳出につきましては、1款の総務費から4ページ11款予備費まで記載のとおりであります。

主な内容といたしましては、2款保険給付費が8億7,975万3,000円、3款後期高齢者支援金が2億890万1,000円、7款の共同事業拠出金が4億597万円、これらを合わせまして歳出合計が、次のページになります、16億5,260万円であります。

以上、計上させていただきました。

29ページをお開き願います。

29ページが議案第55号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,641万2,000円と定めるものであります。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を4,000万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては30ページでご説明を申し上げます。

30ページが歳入でございます。

1款の後期高齢者医療保険料から5款の諸収入まで記載のとおりであります。

主な内容といたしましては、1款が後期高齢者医療保険料としまして6,618万5,000円、3款の繰入金としまして2,932万4,000円、合わせまして歳入合計が9,641万2,000円であります。

31ページになります。

歳出につきましては、1款の総務費から4款の予備費まで記載のとおりであります。

主な内容といたしましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金が9,342万8,000円であります。合わせまして歳出合計が9,641万2,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、43ページをお開き願います。

43ページのほうが議案第56号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,300万円と定めるものであります。

第2条、一時借入金といたしましては、一時借入金の借り入れの最高額を3,000万円と定めるものであります。

第3条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものであります。

44ページ、第1表によりまして概要についてご説明を申し上げます。

44ページ、歳入でございます。

1款の保険料から9款の繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款保険料が1億7,577万5,000円、3款の国庫支出金が1億9,016万円、4款の支払基金交付金が2億2,158万7,000円、合わせまして歳入合計が8億2,300万円であります。

45ページになります。

歳出につきましては、1款の総務費から9款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款の保険給付費が7億7,698万9,000円あります。合わせまして歳出合計が8億2,300万円あります。

以上、計上させていただきました。

次に、71ページをお開き願います。

71ページのほうが議案第57号 平成28年度鏡石町土地取得事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,002万2,000円と定めるものであります。

72ページからの第1表によりましてその概要についてご説明を申し上げます。

72ページが歳入であります。

1款の財産収入から3款の繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款の繰入金、こちらが3,000万1,000円あります。合わせまして歳入合計が3,002万2,000円あります。

73ページが歳出であります。

1款総務費から4款の予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、3款の諸支出金であります、3,000万1,000円あります。合わせまして歳出合計が3,002万2,000円あります。

以上、計上させていただきました。

83ページをお開き願います。

83ページのほうが議案第58号 平成28年度鏡石町工業団地事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,700万3,000円とするものであります。

84ページの第1表によりましてその概要についてご説明を申し上げます。

84ページにつきまして歳入でございます。

1款の財産収入から5款の使用料及び手数料まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、5款使用料及び手数料、こちらが4,699万8,000円であります。合わせまして歳入合計が4,700万3,000円であります。

85ページが歳出であります。

1款の総務費から4款の予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、3款の諸支出金4,570万円であります。合わせまして歳出合計が4,700万3,000円あります。

以上、計上させていただきました。

次に、95ページをお開き願います。

95ページのほうが議案第59号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,400万円と定めるものであります。

第2条、地方債につきましては、98ページの第2表といたしまして、区画整理事業の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものであります。

96ページの第1表によりましてその概要についてご説明を申し上げます。

96ページが歳入であります。

1款の繰入金から7款の使用料及び手数料まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款の繰入金7,314万2,000円、3款が国庫支出金4,405万5,000円、5款の町債が3,240万円で、合わせまして歳入合計が1億6,400万円あります。

97ページが歳出であります。

1款の事業費から4款の予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款の事業費1億4,714万9,000円あります。合わせまして歳出合計が1億6,400万円あります。

以上、計上させていただきました。

113ページをお開き願います。

113ページのほうが議案第60号 平成28年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算につつま

してご説明を申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ843万2,000円と定めるものであります。

114ページの第1表によりましてその概要についてご説明を申し上げます。

114ページ、歳入であります。

1款の繰入金から5款の繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款の繰入金が239万円、3款の諸収入が603万円で、合わせまして歳入合計が843万2,000円であります。

115ページのほうが歳出であります。

1款の育英資金貸付金から3款の諸支出金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款の育英資金貸付金が840万円で、合わせまして歳出合計が843万2,000円あります。

以上、計上させていただきました。

125ページをお開き願います。

125ページのほうが議案第61号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,240万円と定めるものであります。

第2条、債務負担行為につきましては、128ページの「第2表 債務負担行為」といたしまして、水洗便所改造資金利子補給事業（平成28年度貸付）ほか1件の期間及び限度額を定めるものであります。

第3条、地方債につきましては、128ページの第3表といたしまして、公共下水道事業債ほか3件の、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。

第4条、一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、126ページ第1表によりましてご説明を申し上げます。

126ページが歳入であります。

1款の分担金及び負担金から8款の町債まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款の使用料及び手数料1億4,382万6,000円、5款の繰入金が1億4,247万円、町債が1億7,010万円であり、合わせまして歳入合計が4億8,240万円あります。

127ページが歳出であります。

1 款総務費から 5 款の予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1 款総務費が9,361万7,000円、2 款の事業費が9,011万9,000円、3 款の公債費が2 億9,724万5,000円で、合わせまして歳出合計が4 億8,240万円であります。

以上、計上させていただきました。

145ページをお願いいたします。

145ページのほうが議案第62号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,880万円と定めるものであります。

第2条の債務負担行為につきましては、148ページ「第2表 債務負担行為」といたしまして、水洗便所改造資金利子補給事業（平成28年度貸付）ほか1件の期間及び限度額を定めるものであります。

第3条の地方債につきましては、同じく148ページ「第3表 地方債」といたしまして、資本費の平準化債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、146ページ第1表によりましてご説明を申し上げます。

146ページ、歳入であります。

1 款の分担金及び負担金から 7 款の町債まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2 款使用料及び手数料が866万6,000円、4 款繰入金金が4,253万1,000円、町債が1,760万円、合わせまして歳入合計が6,880万円であります。

147ページが歳出であります。

1 款の総務費から 5 款の予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1 款の総務費が2,586万8,000円、3 款の公債費が4,224万4,000円、合わせまして歳出合計が6,880万円であります。

以上、計上させていただきました。

163ページをお開き願います。

163ページが議案第63号 平成28年度鏡石町上水道事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、総則を定めるものであります。

第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数が4,515戸、年間総給水量124万777立方メートル、1日平均給水量3,400立方メートルと定めるものであります。

第3条が収益的収入及び支出の予定額につきましては、営業収益が2 億3,162万2,000円、

営業外収益が1,191万4,000円、特別利益が1,000円で、合計いたしまして第1款の水道事業収益が2億4,353万7,000円であります。

次に、支出の部であります。

営業費用が2億535万5,000円、営業外費用が3,301万7,000円、特別損失が10万円、予備費が506万5,000円の合計をいたしまして第1款水道事業費用が2億4,353万7,000円であります。

第4条、資本的収入及び支出につきましては、第1款の資本的収入の合計4億9,814万円と定めまして、次に164ページになります、資本的支出の合計を5億8,699万9,000円と定め、また163ページに戻っていただきまして、第4条の2行目になりますが、不足いたします額、8,885万9,000円は過年度分損益勘定留保資金4,800万9,000円、建設改良積立金2,500万円及び当該年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,585万円を補填するものであります。

次に、164ページをお願いいたします。

第5条、企業債につきましては、石綿セメント管更新事業、第5次拡張事業債につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めるものであります。

第6条、一時借入金につきましては1億6,000万円とし、第7条におきまして、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

第8条におきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定め、第9条におきましては、たな卸資産の購入限度額を764万4,000円と定めるものであります。

以上、平成28年度一般会計、特別会計、上水道事業会計、合わせまして11会計の予算につきましてその概要をご説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより11件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成28年度鏡石町各会計予算11件については質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において指名いたします。

平成28年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、小林政次君、2番、吉田孝司君、3番、橋本喜一君、4番、古川文雄君、5番、菊地洋君、6番、長田守弘君、7番、畑幸一君、8番、井土川好高君、9番、大河原正雄君、10番、今泉文克君、11番、木原秀男君の11名を指名いたします。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午後 3時27分

開議 午後 3時47分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告いたします。

平成28年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員長に古川文雄君、同副委員長に橋本喜一君が選任されました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第41、発議第1号 鏡石町健康づくり推進条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第1号。平成28年3月7日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。

鏡石町健康づくり推進条例の制定について提案させていただきます。

地方自治法第112条及び鏡石町議会会議規則第13条の規定により本条例案を提出いたします。

その趣旨といたしましては、健康は、疾病や障害の有無にかかわらず、健やかに生き生きと暮らすために最も基本となるものであり、心身の健康を確保し、生活の質を高めることは町民の共通の願いであります。鏡石町は、この願いの実現を図るため、ハッピーイートプログラム事業に代表される町独自の健康に関する活動を展開し、町民の平均寿命の延伸、地域

活動の活発化等を図ってまいりました。

しかしながら、急激な少子高齢化が進展する中で、健康に対する町民の意識は変化し、疾病予防から介護予防までの一貫した予防施策の充実が求められるとともに、平均寿命の延伸から健康寿命の延伸に向けて、世代に応じた生活習慣病の予防、こころの健康の保持等の新たな健康に関する施策の構築が急務となっております。

新たな施策を構築し、健やかでこころ豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するためには、町民一人一人が健康状態を自覚し、生活の質の向上を目指して健康の保持及び増進を図るとともに、町民が健康に関して安全で安心して生活することのできる地域社会全体の環境づくりを進め、地域でのさまざまな活動が社会環境の改善及び生活環境の整備につながる地域社会全体の取り組みとして健康づくりに関する施策の推進を図ることが重要になっております。

ここに、健康づくりについての基本理念を明らかにするとともに、町民、地域団体及び事業者と協働して行う地域社会全体の健康づくりの推進に関する施策に総合的に取り組み、活力ある地域社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定することを提案するものであります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1 番、小林政次君。

〔1 番 小林政次君 登壇〕

○1 番（小林政次君） ただいま発議の説明がありました。

質問したいのは全体、これから1号から8号ありますけれども、全体的にかかわるものとも思います。

1つは、この新条例の発議に対しまして、下作業としまして経費の算出、これはなされているのかが第1点でございます。ということは、この条例が通りますと必ず経費がかかると思います。そういうことで、そういう下準備はしているのかが1つ。

それから、委任としまして規則等、それらが規則要綱、これによりまして実際は実務を行うわけでございますが、それらの案というのは持っているのか。

この2点です。これをお聞きします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

2 番、吉田孝司君。

〔2 番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま小林議員から質疑いただきました内容についてお話をいたします。

まず、予算の面、されているのかという話であります。基本的にそういった予算の計上はしておりません。といいますのは、この健康づくり推進条例の下に、先ほど小林議員からありましたように、町長がこれに従って、この条例が可決された場合には町長に送付され、さらに公布、施行という形になるのですが、それに当たっては町長のほうで、執行のほうで細則を定めるという形になっていくものかなと考えております。

また、鏡石町には鏡石町健康づくり推進協議会と呼ばれるものが既に設置規則としてつくられております。本条例は、その設置規則の上位に位置する法規という形になることになるとかと思っておりますので、その中の活動としてとりあえずは行われるものなのかなと考えております。

また、今回の新年度予算には計上されないこれに基づく事業が、直接関係するものが計上することにはならないかもしれませんが、今後、当面は申し上げた細則用いながら、それにさらに追加するような場合には補正予算等を組みながら対応していくことになるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号 鏡石町健康づくり推進条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第42、発議第2号 鏡石町地域包括ケアシステム推進協議会条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第2号。平成28年3月7日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。

鏡石町地域包括ケアシステム推進協議会条例の制定について提案申し上げます。

地方自治法第112条及び鏡石町議会会議規則第13条の規定により本案を提出いたします。

本案の提案理由であります。地域包括ケアシステム、これはニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために医療や介護のみならず、福祉サービスも含めたさまざまな生活支援のサービスが日常生活圏域で適切に提供できるような地域での体制をいうということでございますけれども、この構築が全国的に推進されている中、鏡石町においても、その積極的な推進を図り、町民福祉の向上に寄与するために、鏡石町地域包括ケアシステム推進協議会を設置し、その運営に関して必要な事項を定めるため、この条例を制定することを提案するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号 鏡石町地域包括ケアシステム推進協議会条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

#### ◎発議第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第43、発議第3号 鏡石町の地域医療を守る条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第3号。平成28年3月7日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。

鏡石町の地域医療を守る条例の制定について。

地方自治法第112条及び鏡石町議会会議規則第13条の規定により本案を提出いたします。

本案提出の理由であります。生涯を通して住みなれた地域で安心して生活していくためには、必要となるときに必要な医療、保健及び福祉サービスを利用できることが重要であります。そのためには、町民が安心できる地域医療を守ることが不可欠となっております。町民と医療機関相互の理解と信頼関係をより深め、医療機関相互の機能分担と業務提携の推進、行政と町民そして医療機関相互の協働によって地域医療を守るとともに、町民がみずからの生涯を健康で安心して暮らすことができる町づくりを推進することが重要となっており、町民や町民活動団体等による積極的な取り組みが期待されております。ここに、将来にわたって町民が良質かつ適切な医療を受けることができる体制を確保するとともに、町民の健康長寿を推進することを目的として、この条例を制定することを提案するものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号 鏡石町の地域医療を守る条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

#### ◎発議第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第44、発議第4号 鏡石町在宅寝たきり障害者等介護手当支給条

例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第4号。平成28年3月7日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。

鏡石町在宅寝たきり障害者等介護手当支給条例の制定について。

地方自治法第112条及び鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

本案提出理由を述べたいと思います。

国の施策として全国的に地域包括ケアシステムの構築が推進され、とりわけ在宅医療や在宅介護の重要性が提唱されている中、それらの業務に従事すべき医療・介護従事者のマンパワー不足が明らかになってきております。一方では、在宅介護をするために離職を余儀なくされる若年の介護者の増加がとどまることなく、また、老老介護や認認介護などの言葉で象徴されるような過去には想定されることすらなかった介護形態が近年増加し、いずれにしても、在宅介護の主体であった家族に代表される介護者にかなり大きく依存することになってきております。それによって生じる介護者への身体的・精神的・経済的負担がますます大きくなっているのは自明のことではありますが、鏡石町においても、地域包括ケアシステムの構築及び在宅医療・在宅介護を推進するに当たって、在宅寝たきり障害者等の介護者に対し手当を支給することにより、当該在宅寝たきり障害者等の福祉の増進に資することを目的として、この条例を制定することを提案するものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号 鏡石町在宅寝たきり障害者等介護手当支給条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

◎発議第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第45、発議第5号 鏡石町路上喫煙の防止に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第5号。平成28年3月7日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。

鏡石町路上喫煙の防止に関する条例の制定について。

地方自治法第112条及び鏡石町議会会議規則第13条の規定により本案を提出いたします。

提案の理由であります。路上喫煙の防止に関し必要な事項を定めることによって、町民等の身体及び財産の安全の確保並びにたばこの吸い殻の散乱の防止を図り、もって良好な生活環境の確保に寄与することを目的として、この条例を制定することを提案するものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第5号 鏡石町路上喫煙の防止に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

◎発議第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第46、発議第6号 鏡石町中小企業振興条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第6号。平成28年3月7日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。

鏡石町中小企業振興条例の制定について。

地方自治法第112条及び鏡石町議会会議規則第13条の規定により本案を提出いたします。

本案提案の理由でございます。

鏡石町内の企業が、町経済において果たす役割を鑑み、町の責務や企業の役割等を明らかにするとともに、企業の振興について町の施策の基本となる事項を定めることにより、企業の健全な発展、町経済の活性化に寄与することを目的として、この条例を制定することを提案するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 説明でちょっとわからないところがありますのでお聞きしたいのですが、23ページの雇用促進補助金がありますけれども、これで当該雇用者の人件費ということで50万円以内ですか、となっておりますけれども、この該当者というのは現在いる方も該当するのですか。それとも、この条例が施行されてから雇用された方ですか。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、小林議員のほうから質疑がありました、雇用者1名につき50万円ということの額でございます。50万円と今おっしゃいましたけれども、「50万以内」という額、「以内」がついております。これにつきましては、私の提案の考えとしましては、この条例が施行後に採用された、新規に正規雇用者として採用された方についての額というこ

とで考えております。また、今申しあげましたように、上限が50万円となっております。あと、またほかの補助金につきましても上限が設けられておりますので、こちらにつきましては、町の予算の関係上もありますので、予算を鑑みながらこういったものをしていくことになるのかなと思います。もちろん今の現段階でこちらに見合った予算を捻出することは大変なことだと思っております。しかし、今回の議会で可決されるであろう平成28年度の予算の中においても、こういった分野において使える額、こういった補助金として使えるものもあると考えておりますので、そういった中で、許される範囲でこういった額が補助されればいいのかと考えておりますが、また先ほど申しあげましたように、補正予算等での予算整備も必要なのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

1番、小林政次君の再質問の発言を許します。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） ただいま議員必携見ていたのですけれども、それで206ページ、財政との関係をどうかということで、地方自治法では「条例その他の案件が新たに予算を伴うものであるときは、町村長はその措置が的確に講じられる見込みが得られるまでは議会に提出してはならない」と規定している。それと、「議員提案または委員会提案の条例が予算を伴うものであるときは、この法第222条の規定は適用されないが、その趣旨は尊重して運用されるべきものである」と書いてあります。

それで、ただいまのこの中小企業関係ですか、この補助金なんですけれども、多分かなりの額になると思うのです。例えば、この設備投資とした場合には、かなりの額になると思うのですけれども、この辺のこの議員必携に書かれている意味合いをどう考えるかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいまの質疑に対して答弁させていただきます。

小林議員ご指摘のとおり、議員必携206ページの上段の最後の段落及びその前の段落でございます。内容につきましては、先ほど小林議員が読み上げになったとおりのことでございます。もう一度申し上げれば、条例を制定する際に予算を伴うものであれば、町村長が提案する場合については、しっかりとそれを予算の裏づけがなければならぬと義務づけをしているわけでありまして。しかしながら、議員提案または委員会提案の条例が予算を伴うものであるときは、この法律の規定は適用されるわけではございません。もちろん最後にありますよ

うに、その趣旨は尊重して運用されるべきものでありますけれども、この法は適用されないということでご理解いただければと思っております。

また、当然のことながら、先ほど申し上げましたように、予算の裏づけも全く一切ないというわけではございません。ただ、この条例が施行されることにより、先ほど申し上げましたように、鏡石町の予算の枠内でこの補助金をうまく使いながらやっていくことが現予算の中でも可能なのかなというふうには考えておりますので、その辺は項目を設けるなり、そういったことで予算措置を行うことが十分可能なのではないかなと私は考えて本案を提案するわけでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第6号 鏡石町中小企業振興条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

#### ◎発議第7号及び発議第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第47、発議第7号 鏡石町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についての件及び日程第48、発議第8号 鏡石町議会議員政治倫理条例の制定についての2件を一括議題としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から発議2件の提案理由の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま上程されました発議第7号及び発議第8号につきまして、あ

わせて提案をさせていただきます。

発議第7号。

鏡石町議会政務活動費の交付に関する条例の制定でございます。

平成28年3月7日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司でございます。

こちらにつきましても、同じように、地方自治法第112条及び鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出させていただきます。

地方自治法におきましては、政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に資する経費に対して交付されるものと、そのようなことが書いてございますけれども、今回の条例の制定におきましては、ただいま申し上げました地方自治法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、鏡石町議会における政務活動費の交付その他必要な事項を定めるため、本条例案を提案させていただくものでございます。

また、発議第8号でございますが、平成28年3月7日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。

こちらにつきましても、鏡石町議会議員政治倫理条例の制定についてでございます。

同じく地方自治法第112条及び鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出させていただきます。

我々議員は、町民の信託を受けた町民の代表であることを認識し、その役割及び責務を自覚するとともに、政治倫理を遵守しなければならないものでございます。

また、我々議員は政治倫理に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、みずから清い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、町民に対し、みずから進んで事実を明らかにしなければならないものだと考えてございます。

鏡石町議会議員の政治倫理に関し必要な事項を定めることによって、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的といたしまして、この条例を制定することを提案させていただきます。

以上、2件あわせて提案させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっております発議第7号 鏡石町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についての件及び発議第8号 鏡石町議会議員政治倫理条例の制定についての2件については質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定により政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

ただいま設置されました政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において指名いたします。

鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員会の委員に、1番、小林政次君、2番、吉田孝司君、3番、橋本喜一君、4番、古川文雄君、5番、菊地洋君、6番、長田守弘君、7番、畑幸一君、8番、井土川好高君、9番、大河原正雄君、10番、今泉文克君、11番、木原秀男君の11名を指名いたします。

ここで、政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午後 4時22分

開議 午後 4時54分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告いたします。

鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員会の委員長に小林政次君、同副委員長に菊地洋君が選任されました。

---

#### ◎請願・陳情について

○議長（渡辺定己君） 日程第49、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第5号、第6号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時55分

第 2 号

平成28年第3回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成28年3月8日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
10番	今泉文克君	11番	木原秀男君
12番	渡辺定己君		

欠席議員(1名)

9番 大河原正雄君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	健康福祉課長	小貫秀明君
産業課長	小貫正信君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	教育課長	関根邦夫君
会計管理者 兼 会室長	長谷川静男君	農業委員会 事務局局長	車田光男君
原子力災害 対策室長	菊地勝弘君	農業委員会 職務代理者	鈴木三代治君
教育委員 会長	塩田重男君	選挙管理 委員会委員長	渡邊俊廣君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長  
議 局

吉 田 賢 司

副 主 査 藤 島 礼 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け出者は、9番、大河原正雄君の1名です。  
本日の議事は議事日程第2号により運営いたします。

---

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 吉 田 孝 司 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、2番、吉田孝司君の一般質問の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 皆様、おはようございます。

昨年9月、12月の定例会に引き続き、今3月定例会におきましても通算3回目の一般質問の機会を頂戴いたしました2番議員の吉田孝司でございます。

さて、年度末となり新年度の当初予算も編成され、新規及び継続の事業計画とともに今定例会に上程され慎重審議されることになると思われますが、私が選挙公約でも掲げたように、健康長寿と医療・福祉の町づくりのために、町執行部とは是々非々の立場で仕事をしてまいりたいと思っております。

さて、昨日は8つの条例案を上程させていただきましたが、そのうちの幾つかにも関与するものがございましたけれども、地域包括ケアの話でございます。

先般、隣の須賀川市においては、地域包括ケアに関する多職種から成る協議会が設立されました。その実態や可能性は未知数ではありますが、私が考えたとおり、案の定、医師会の主導で、病院医療中心の協議会になるような様相が感じられるところではありますけれども、須賀川岩瀬管内では、さすが先進的な試みということでは大いに評価すべきであると考えております。

須賀川岩瀬管内においては、我が町もこれまではほぼ右へ倣えの形で、須賀川市や天栄村とほぼ足並みをそろえた保健・医療・福祉行政が展開されてきたように感じておりますが、

これからの地方創生の時代においては各市町村の独自性や先進性が求められ、他に類を見ないアイデアや政策の立案能力あるいは実現可能性が大きく評価されることとなり、実際には、地方版総合戦略の策定においても政府においては全国の各市町村を競わせ、結果として交付金の額に差を持たせていることも明らかなことでもあります。

本来、我が町のようなコンパクトシティー、コンパクトタウン、つまり小さな自治体ほど住民に浸透したきめ細やかな行政サービスの提供がステディー・アンド・スピーディーと言われるほど実現可能であり、地方分権及び地方における行財政改革はむしろ小さな町だからこそできるのであって、町といえども市に劣ることなく、地方自治の両輪たる執行部と議会が切磋琢磨しながら、全国に先駆けて各種施策に鋭意取り組むべきと考えております。

ややもすると、このままでは我が町は、旧長沼町や旧岩瀬村のように須賀川市の吸収合併の対象となり、我が町の存続自体を揺るがし衰退・滅亡を見ることにもなりかねません。今こそ、町長の強いリーダーシップが求められることは言うまでもないと考えております。

さて、地域包括ケアの斬新的な先進地としては、今はいずれも合併して市にはなってしまったものの私が9カ月ほど勤務して学んだ岩手県藤沢町のほか、広島県御調町など、いずれも町がそのモデルケースとして全国的に有名であり、これらの地域は町と町民が協働して地域包括ケアシステムをつくり上げたところであり、また複合施設の先進例が見られる地域でもあります。町の地域包括ケア担当職員は、必ずこれらの地域を見学して研修することは必要不可欠なことだと考えております。

私自身も、今でも全国で講演をしたり大学で教鞭をとったり論文を書いたり、地域包括ケアを指導する立場にございますけれども、愛する我が町においても、当然のことながら努力や協力を全く惜しまないつもりでおりますので、ぜひとも気軽にお声がけいただければと思っております。

さて、先日、ある町民の方が突然急変し救急車を要請したところ、何とも信じられないことに平田村の病院に搬送され、そこで死亡診断を受けたということでもあります。本来であれば、須賀川市内の病院あるいは郡山市内への病院への搬送が当然かつ適切であったと思われませんが、現実はそのようになっているわけでもあります。この患者は、いわゆるかかりつけ医を持たないことから、あるいは救急車のたらい回しが起こり、このような非情な事態になったと思われまます。

また、私自身もつくづく感じてございますけれども、我が町における介護認定は大変厳しいという話も多く聞いております。例えば、寝たきりになる前も後も、そして家で亡くなるまで、介護度が全く変わらなかったという到底信じられないような話も聞いてございます。

殊に社会保障政策については、予算ありきではなく、町民のニーズを確実に満たす行政サービスとして真っ先に改善すべきものであると考えております。以前からも話させていただ

いておりますが、町としては町民の健康管理や日常生活及び介護状態を含む身体・精神状況の把握を行い、そして町は公機関としてそれらを総合的な個人情報として一括管理し、有効活用していく機能を果たしていく責任があると考えております。

同時に、町の責任において町民に常に開かれた医療・介護環境の整備が重要なのであり、まずはかかりつけ医機能の充実や救急医療体制の構築が、町民に安全・安心な生活を提供すべき町としての早急な責務であると考えております。

さて、今回の一般質問におきましても、これらの話を踏まえながら、会議規則第57条第2項の通告書の規定に基づきまして町執行部側につぶさにお尋ねしてまいりたいと思っております。

まず第1であります。鏡石町における新年度予算編成及び行財政改革という題目でお話をさせていただきます。

まず、その第1としまして、これから審議されることとなります新年度の当初予算及び事業計画についてであります。その中におきまして2点お尋ね申し上げたいと思っております。

1つは、今、安倍内閣、政府が提唱しております一億総活躍社会ということがございますけれども、内閣改造が行われそれに伴って担当大臣も設けられたわけではございますが、なかなかはっきりとその実態が見えてこない、あるいはビジョンが見えてこないということもあるかもしれません。しかし、そういう中において、我が町としてはどのように実現していくつもりかという点について町長のお考えを聞きたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

政府が提唱する一億総活躍社会について答弁いたします。昨年10月に、希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障の新3本の矢の実現を目的に、新一億総活躍社会が提唱されております。

当町におきましても、昨年の地方創生におきまして、今回、長期計画であります人口ビジョン、地方創生総合戦略を策定したところでございます。その中にも出生支援、乳幼児子育ての保育支援、子育ての環境づくり等の子育てしやすい町づくりを進め、また健康長寿の町づくりとして元気な高齢者支援などの事業推進に努め、若者も高齢者もそれぞれの希望がかなわない、それぞれの能力を發揮できる、提唱されております一億総活躍社会の実現に向けて環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

当然ながら、町としましては、今回つくりました地方創生総合戦略にあらゆる事業を組み

込めるように策定したところでございまして、国の政策実現のために28年度、新年度予算が国で示されておりますので、それらの財源を町としてどう活用できるかについて今後努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、総務課長から答弁いただきました。

今回つくられた町の戦略において計画されているということでお伺いしておりますけれども、一つ、この前も私、全員協議会でお尋ねしたと思いますが、今年4月1日から障害者差別解消法という新法が施行されるわけでありましたが、今の答弁の中にはいわゆる障害者対策はなかったような感じがしております。

先般お話をしましたように、障害者というのは、もちろん体の障害、心の障害、病的なものでお持ちの方もおりますけれども、ある意味、社会構造がゆがんでいるからこそ、障害者とかそういう見方をするんであって、結局は社会構造がそうさせているんだということで、この解消がその法律の目的であると感じておりますけれども、その点についてはどのようにお考えかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新しい法律につきましては、当然ながら今回定めました地方創生総合戦略には具体的に障害者の部分は入ってございませんけれども、これの上位計画であります町の第5次総合計画のほうには明記されておりますので、今回、そこから特化して地方創生総合戦略をまとめましたので、そちらのほうで包含されていると理解してございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私一つ言いたいのは、今、障害者の話はなかったと、あるいは先ほど若者、高齢者、あと例えば分けるとすれば男性とか女性とか、いろいろ分けることはできるんですね、幾らでも。物事というのは何でも細分化できます。しかし、最近、私らの分野でもそうですけれども、医療の分野でもそうですが、本当に細分化ばかりして、総合的に見る目がなかなか欠如してきているわけです。ですから、せっかく総合戦略というわけですから、やはりそういう細分化といいますか、区分というのは、もちろん物事を分けて考えるという背景では大事なかもしれませんが、しかしながら考えるときにはやっぱり一体的に、

1万2,000人の町民がいるわけですから、その町民の方々全てに対しての目配りをお願いしたいというのが私の願いであります。

続いての質問に移りますが、予算編成の第2点目でありますけれども、今なかなか町の財政が厳しい。これは私も予算書を見て思っておりますけれども、そういう中におきまして、各市町村においては既に広告ビジネスがされております。

実際、鏡石町もないかという、例えば広報かがみいしに私も自分のクリニックのほうを載せさせていただいておりますけれども、そのような形で、それも広告ビジネスなのかなと思っておりますが、その他たくさんの広告ビジネスが、先進事例が全国の各市町村あるいは各地域で見られているということもございますけれども、今年度、あるいは今年度も間もなく終わりますので新年度において、広告ビジネスについてはどのようにお考えかということをお尋ね申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町独自財源の確保に向けた対策とした広告ビジネスにおける答弁でございます。全国的にも、広報紙や、さらにはホームページのバナー広告、公共施設の命名権、けさの新聞にも県の文化センターの命名権の報道が出ておりました。さらには、公用車等へ広告を張って常に町内を走っていただくというような方法が示されておきまして、各市町村の貴重な財源になってきているのではないかとございまして。

町におきましても現在、今、議員さんからおっしゃられましたように、広報紙におきまして自主財源の確保をしております。26年度決算では10万5,000円の広告収入で、本年2月末現在で15万となっているというような状況でございます。

当然、町としましても、このような周辺といいますか全国で広がっているような状況でございますので、他自治体を参考に、費用対効果を検証しながら十分検討して進めていければと考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、課長さんのほうから広報紙あるいは公用車という話がありましたが、一例ですけれども、例えば隣の須賀川市では、公用はがきや公用封筒ですか、そういったものには既に載せてほしいという会社、企業に公募をかけた、そういう話も聞いておりますので、ぜひとも、予算がないと、何かやるためにはやはり予算が必要でありますから、

予算の確保、そして私らも、個人事業主として申し上げますけれども、本当に1円、10円でも大事な収入源です。となりますと、本当に小さな広告ビジネスからでも結構だと思いますので、もうあしたからでも始められるようなものがありましたら、早速、着手していただきたいと考えております。

次の質問でございますけれども、そういう厳しい予算の中において、町は借金、これは町債というのかもしれませんが、そういったものを抱えていると。これから予算審議の中で説明があるかもしれませんが、新年度予算において、その借金の総額ですね、町が現時点で、来年度はこのぐらい抱えながら、背景にそれだけの借金はあるんだけれども、何かしら事業をしなくてはいけないという、そういう状況をしっかり説明していただきたいと思っています。

といいますのは、2番にありますように、やはり借金というものは返さなければどんどん膨れ上がり、なおかつ、きのうも申し上げましたとおり、借り入れるのには多額の金利を払わなくてはいけないわけですね。それに対して、例えば基金の積立金みたいなものについては、我々もそうですが、口座に預けてもほとんど利息がつかない。そんな今、社会状況でありますので、やはりお金の収支というものを計画してやらなければならない中において、町の抱える債務といいますか公債といいますか、そういったものの状況についてお示し願えればと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町が抱える借金についてでございます。新年度予算におきます町の借金の総額とその返済計画等についてご答弁を申し上げます。

平成27年度末の見込み地方債残高につきましては、一般会計では53億77万2,000円、駅東第1土地区画整理事業特別会計では1億7,682万4,000円、公共下水道事業特別会計では34億7,668万5,000円、農業集落排水事業特別会計では4億2,141万3,000円、上水道事業会計では15億1,598万4,000円の、合計で108億8,567万8,000円となっております。

平成28年度中に償還する金額は、総額で、これは返すお金ですけれども7億5,215万円となっております。また28年度中の借入額総額については10億1,130万円でございます。平成28年度末の見込み残高としましては111億4,482万8,000円となる見込みでございます。

なお、当然ながら、現在高が増加した要因につきましては、今回の中学校大規模改修と上水道第5次拡張事業によるものでございます。

なお、返済計画につきましては、毎年起債する場合に何年償還という期間がございまして、それらを年次計画で返していくわけなんです。毎年の公債費の限度を決めて、これ以上は

借りないと。それ以外については、現在あります基金を有効に活用して返済していくという町の行政運営でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、具体的に一般会計、特別会計の借金総額、およそ108億円という話を聞きました。町の予算の規模が58億円ですか、一般会計のほう。そういうことを考えるとちょっと大きい額かなと。先ほど申し上げましたように借金は返さなければならないし、あと、なおかつ少しずつ、先ほど課長さんがおっしゃたように借りる額をできるだけ減らして、なおかつ返すほうに回していくというお考えがあると思いますけれども、この辺は考えながら予算編成をされているのかどうか。そういう目で今回、私は、新年度予算の編成を予算委員会のほうで見ていきたいなと思っております。

もちろん、これは2番にもありますように、先ほど申し上げたように後世における負担が少なくなるための、特に我が町は若い世代が他の市町村よりも多いところでありますので、若い人たちにできるだけ負担をかけない、そういうふうな町になってほしいという願いからこの質問をさせていただいております。これについては予算委員会のほうで私も個人的にやりたいと思っております。

3の質問でございますけれども、昨日、町執行部のほうから提案があった条例が可決され、健康福祉課が福祉こども課と健康環境課、2課に分割されるという話でありました。この辺については、健康福祉課という幅広い分野、あるいはたくさんの職員を抱えているということもあるのか、いろいろな町の執行部の事情を鑑みるとそれもいたし方ないのかなと思っております。

しかしながら、課をたくさんふやすということ、しかも、条例の中にもありましたとおり、それぞれ役割を持たせて課を分けるということは、ある意味、縦割り行政を推進する方向になるのではないかと私は危惧しておるところでございます。

以前に、きょうもちょっと質問しますけれども、池ノ原の牛舎の悪臭問題においては、結局、町長のお考えでは縦割り行政に問題があったのではないかという見解が示されている中において、横のつながりをやっぱり重視すべきだというような話をされたという記事も私コピーさせていただいておりますけれども、その横のつながりが今求められている時代。先ほど申し上げましたが、私たち医療の分野でも全く同じ、何の分野でも横のつながりがなければ最終的に町民福祉の向上にはつながらないというのが、私は、この行政の役割だと考えております。

そういった中において、あえて1課を2課に分割し縦割り行政をさらに推進してしまうよ

うな、ある意味、逆に私は2番にありますようにもう少し総合的に町の行政をつかさどるような課、例えばよその市町村だと「なんでもやる課」とか「すぐやる課」のような総合的な、あるいはこちらも総合窓口、下にあるかもしれませんが、もう少し広い意味での総合的に対策を講じてくれるような担当課があればいいんでないかなど。

こういった編成権は私どものほうにはありません。条例提案権はありませんので、町長さんに、執行部に考えてもらわなくてはならないことではあるんですが、今は縦割り行政の時代ではなくやはり横の時代だと何度も先ほどから申し上げていますので、1番と2番の質問をまとめてになります、この辺についてはどのようにお考えかということをお尋ね申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今、吉田議員が言われたように、私もこの横の連携というものは大切だなというふうに思っております。そういう中で、今回、健康福祉課を2つに分割するということについても、同じ部屋の中での分割だということも、こういったことはやはり連携をとるためにやると。もう一つは、やはり専門性ということもございますので、そういう中では2つの課に分けて専門にきめ細かくしていきたいと。

さらに、福祉部門については健康福祉課のみでは対応できない。これは、地域包括支援センターとかいろんなことが関係するということでもあります。地域包括支援センターも、私も担当課長のときに町長にも申し上げて、これは健康福祉課と一緒に入れるべきだということで、鏡石ホームのほうに当初はあったんですが、私はぜひこれは健康福祉課と一緒に仕事をしたいということで今のそういった状況になっていると。

今後もこの考え方に変わりはありません。そういう中で連携のとれる、そういったものにしていきたいということでご答弁にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 町長から今ご答弁いただきましたけれども、そういうふうなことをやはり念頭置いていただきながらこれからも行政執行に励んでいただきたいと思っております。

なぜ私がそんなことを言ったかといいますと、これはなかなか難しい話ではあるんですが、結局、町の職員の方に町民の方がいろいろ質問をしても事務的な、機械的な答えしか返ってこない。というのは、本当にその専門的なことだけの返答になってしまう。

一例であります、肺炎球菌ワクチン、これは5歳刻みで行われているわけであります。

実際これは5年間に1回は公費負担でされるというものでありますけれども、例えば75歳の人は受けられる、ただ73歳とか72歳の人は受けられないというふうにこれを言うてしまうわけですね、町民の方に。そうすると、町民の方々は受けられないものだと思ってそのまま放置されるわけです。それは、私は一つは、公費では受けられないという説明がやっぱり必要だったと思うし、あと受けられないんでなく医療機関ではいつでも受けられるんですね、きょうだってあしただって。

その辺は、先ほどせっかく町長がおっしゃったように専門性という話がありましたので、専門性を高めることも大事ではありますが、やはり今、それこそテレビCMでやっているようなこととか、あるいはテレビ、あるいはネット、新聞、マスコミですね、いろいろ情報があふれておりますので、どの職員の方も幅広い観点で答えられるように一通り、深くはなくていいと思うんです、わからないものはわからないでいいと思います。ただ、中途半端といいますか曖昧な対応だけはしてはいけません。これは私たちも誰でもそうだと思いますけれども、しっかりと責任を持って、後につながる、その人のためになるようなアドバイスができる職員を育てていただきたいと思っております。

そういう中におきまして、町長、何度か全員協議会のほうでもお示しになっておられますが、健康福祉センターという構想があるということをお聞きしておりますけれども、こちらについての現時点でのお考えをお知らせいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

健康福祉センターにつきましては、子育て支援、さらには障害者支援、また高齢者支援、そして保健機能を備えた総合的な、いわゆる保健と福祉の拠点施設として整備を進めていきたいというふうに考えているところであります。

また、今回の震災を契機に、JR東北本線により町が東西に分断されたことから、災害時における駅東側の災害本部としての機能、さらには福祉避難所としての機能をあわせ持った施設というふうに考えているところであります。建設に当たりましては、駅東の第3工区、こういったことで検討していると。

ただ、その駅東の第3工区を進めるに当たりましても諸課題がいろいろございます。そういう中では引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、町長から答弁いただきましたけれども、健康福祉センター構想に

については私も物すごく賛成であります。また、それが防災福祉センター、そういったものを兼ねるという構想自体も、これは全く異論のないところでございます。

ただ、私が前にもお話ししましたように、もちろん町長、つくりたいという希望があると思いますが、やはりもう少し、いつぐらいまでとか、なかなかこれは確かに答えにくい部分もありますけれども、実際に平成何年までにはやるとか、あるいはどのぐらいの予算規模で、先ほど申し上げましたように、今、複合施設という時代、これは別にほかの市町村を完全にまねする必要はないと思います。ただ、我が町に合った考え、あるいは役場の古くなっているという状況もあってそういうふうな役場機能の移転とか、あるいは、今分散しているものを逆に集約化するとか、そういういろんなお考えがある中において、実際にこの健康福祉センターの中にはどういうものを入れるんだと。

町民の方々に要望を聞きますと、例えば我が町においては子供が遊べる、それこそ郡山市のこども館みたいなそういう、各市町村にあるところはあるし、ないところはないんですけども、もう少し充実しておって、今、町長から子供の福祉の話もありましたけれども、そういう行政をとり行う事務の分野と、そういういろんな事業を行えるような場所と、そういったものを複合的に備えているのがやはりセンター機能だと私は考えておりますので、その辺は具体的に、今なかなか現実的にお話しなさるのは難しいことかもしれませんが、その辺についてはどうお考えなのか、もう一度お尋ね申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

私は、いずれにしても箱物ありきではないというふうに思っております。そういう中ではしっかり、つくっていく場合には、先ほどの連携ではありませんけれども各課連携をしながら、どういったものがこの福祉センターにいいのかということも大事なのかなと。

もう一つは、今いろいろな健康づくりも含めて行われている事業、そういったものも含めて、どういったもので取り組んでいくのかと。そういったことも一緒に考えながらつくっていくことであるというふうに思っています。

また、その設置する時期、これも今、議員がおっしゃられたとおりでありますけれども、なかなか予算的な部分、補助金も今なかなか見つからない、そういったことも含めてこれは検討していく必要があります。

またもう一つは、私の希望としては、今の第3工区の事業がいけるのかどうか、そういった見通しが立つならば先行してこの福祉センターもできるのかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 現時点での構想についてちょっとお話しいただいたので、ありがとうございます。財政的な問題とか、いろいろなまだ考えを煮詰めている段階だと思われるので、これからもぜひ構想を練っていただいて、もちろん私たち議員の構想、議員の構想というのは、議員個人の構想もありますが、これはやはり町民の声の代弁者ということでございますので、そういったものをつぶさに、真摯に受けとめていただければと考えております。

4の質問でございます。

これは、執行の問題と議会の問題と両方あるかと思えます。実際、もともとは町の職員ということもありますので、町の職員の方が議会事務局職員として今来ているわけでありまして。今2名おるわけでありまして、例えば隣の天栄だと3名おるわけです。私が天栄にいたときも3名おって、今も3名だということでありましてけれども、現在の議会の事務局職員の補充と申しますか、これについては執行のほうとしては、どのようにお考えになっているか、そういうお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の行政組織につきましては、現在、7課2室2事務局で行政運営をしてございます。当然、先ほどありましたようにコンパクトで、横の連携のとりやすい組織であると考えてございます。

また、職員につきましては、人事異動で多くの課等をめぐりますので、偏りのない幅広い知識と経験を有しているのではないかと考えてございます。いわゆる縄張り意識というような縦割り行政的な弊害はそれほどないのではないかなと考えてございます。しかし、組織を改編したほうがいいのであれば当然ながら常に見直しは図っていききたいと。

現在、ご質問のありました議会事務局の職員につきましては、長年にわたりまして、現在の2人体制で議会関係の事務を行ってまいっております。各課・室・局の職員の配置につきましては、役場組織全体を考慮して、限られた職員を的確に配置しなければならないと考えてございます。このような中で、議会事務局の職員につきましては、現在の2人体制で引き続き事務の執行に当たってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 2名体制で長年やってこられて、今後も2名だろうという話であります。

私が考えておりますのは、私も、昨日といたしますか、今議会に8つも条例案を実は出させていただいております。8つも一遍に出してきた議員は多分、今までいないと思うんですが、それを全部、局長さんあるいは職員の方が目を通してきて、推敲してくれて議案としてのわけです。

ですから、議会活動あるいは議員活動を熱心にやればやるほど、あるいはそれが盛んになればなるほど、実際に議会事務局職員の仕事がどんどんふえると。今、お二方いらっしゃいますけれども、一生懸命、物すごく大変だと私は見ておるわけです。ですから、なるべく負担をかけたくないと思うんですが、ただ私も議員としての役割、責務、あるいは議会としての責務、これはそれぞれあると思いますが、それを本当に一生懸命やるのであればやはり職員の方に対しての負担も多くなってしまいます。

そういう中において、私は、一生懸命やればやるほど負担がかかるという面では、負担軽減の面からもう一人ぐらいいればいいんでないかなというふうに考えておるんですが、その辺についてはどうかということをもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今、総務課長のほうから、2人体制の部分については全庁的な今の中での対応だということと説明をしたとおりであります。

今の議会の活発化、そういったものについては、議会の皆さんの中でいろんなご相談をしながらやられると。そういうことで、これからさらに活発ということになれば、それはそのような考え方で執行としても対応できるようなものにしなければならないというふうには考えております。それはあくまでも議会の総意ということも含めて、良好な議会活動の中でこれからさらにさらにやっていくということであれば、それはそのときにしっかりと考えていきたいというふうに考えています。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ぜひとも、この点についてはまた引き続きお考えいただければと思っています。

議会の話が続いて出ますが、（4）の、議会というものは町の執行部とは独立しているわけですが、ただ議会費も実は執行のほうで予算編成され、議決権は議会にはありますけれども、予算編成権は執行にあるということもありますので、やはり議会に対する財政的

な問題の話とか、あるいは、やや事務的な話についてはちょっとお尋ねしておいたほうがいいのかなと思っております。

もちろん、何度も申し上げますが、議会のことはやっぱり議会で考えなければならないこともありますので、この辺については答えられる範囲でお答えいただければと思っておりますが、2点ございまして、一つは、私もこれをやっておりますけれども、個人で町政報告とか議会報告みたいなものを自分でつくって印刷して、今大変なんですけれども、ポスティングしたりとかあるいは渡したりとかしていろいろ配っております。今の時期ですから選挙活動という形ではみなされないと思いますので、決して違法だとは思っておりませんが、ただ、こういうことをやっておるわけでありまして。もちろん全国的に見ても、あるいは近隣町村でもこういったことをされているかと思っておりますけれども、ただ物すごく大変なんです。

議会だよりは、町の広報紙と一緒に、区長さん、班長さん等々から渡される仕組みになっておると思いますが、例えばですけれども、議員個人が作成したような町政報告あるいは議会報告みたいなものを同じような形で配布することはできないかと、そういう事務的な支援ですね。この辺は、私たちも実は非常勤の特別職の公務員でありますので、そういう公務の一環としてそういったものを考えて、これはどういうふうに考えるかという法律の解釈の問題もあるかもしれませんけれども、この辺の問題。

もう一つは、昨日、私は条例案を提出させていただきましたけれども、議員各人各人、鏡石町議会の場合には今のところ会派はございませんので、議員に対して政務活動費を交付するということについてであります。

なぜならば、今申し上げましたように、町政報告を作成・印刷したり、あるいは配ったり、あるいは新聞の折り込みに入れたりとか、そういうことでは費用が物すごくかかるわけがあります。本気になって議員活動をやるとなれば、それこそ今頂戴している報酬を上回るような支出も、そういうことにもなりかねないかもしれません。

そういう中において、他の都道府県、市町村ではこの政務活動費の使い方の問題が今、大変問題になっておりますけれども、私は、必要最小限の政務活動費はやはりあってしかるべきなんではないかと思っておるわけでありまして。

昨日の予算の見積もりでは、1人1万円で12人の12カ月ですから年間144万円であります。町の予算、そして町の借金の規模から考え、なおかつ今の町の予算状況から考えて144万円を議会議員が一生懸命やるという前提においてそれを交付できないのかということ、私は、決して無理なことではないし、決してそれは町民の理解を得られないことではないと考えておる中において、今申し上げました1番の事務的な支援、そして2番の財政的な支援を果たして町のほうとしてはどのようにお考えになっているか、それをお答え願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員が個人で作成した町政報告等を行政区を通して回覧できないかというような点についてご答弁を申し上げます。

行政区を通しましての回覧につきましては、鏡石町区長に関する規則の中にありますように、町と町民との間の行政に関する事務の円滑化を図るために、町から住民に対する連絡に関することということで回覧をしております。国・県・町、学校などの行政機関におきまして町民の皆様へお知らせする必要があるという情報を配布しておりまして、これまでは、当然ながら個人や民間団体等の配布については行っていない状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

政務調査費でありますけれども、これは吉田議員ご自身、議員発議として今回出されたということですので、しっかりとその辺については議会の中でいろいろご相談をさせていただきたいというふうに考えているところです。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、町長からありましたように、もちろんこれは議会のほうとしてこれから、特別委員会を設置されましたけれども、その中で討議し、そして条例を制定するかしないかを決めるわけではありますが、その予算的な裏づけが、昨日ちょっと私も質問、小林議員から説明ありましたけれども、予算的な裏づけをしないまま議案提出したという反省点も実はないわけではない。ただ、実際にこの条例が制定されますと144万の支給がされなければならない、年間144万円の予算を確保しなければならないということになるわけですが、その144万円を実際に確保していただくことは可能かどうか。これについて町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

私が先ほど申しましたとおり、議会の中でその辺についてはしっかりと議論をして、そして合意形成を含めてすることが一番大事なのかなというふうに私は思っているところです。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういうことですね。結局、議会で私が出しました条例案、特別委員会で審議され、そして本会議でも、2段階で審議されるわけでありましてけれども、そういう中で決めていくことだと、町長のおっしゃるとおりであります。

ただいづれにしても、今回私が条例案として出させていただきましたけれども、他の市町村、私も調べてみてびっくりしたんですが、各市議会だと会派に対して、あるいは個人に対して、一人会派でも個人でもありますけれども、それに対しての政務活動費がかなり設けられておる。

じゃ町村はないのか。私は町村はないんだと思って調べたんですね。そうしましたら町村でも、この福島県内においてもかなりの町村が、数まではちょっと忘れちゃったけれども、幾つかの町村では認められているというところもありますので、実際これについては、やはり予算編成権は私が所属している議会にはございませんので、予算がどうしても伴うものでありますので、それについては引き続き執行のほうとしても考えていただきたいと思っております。

時間が少なくなってまいりましたので、次に移りたいと思います。

2番の環境問題についてであります。

まず初めに、町内の湖沼、河川における水質汚染ということでございます。

町内には湖はありませんので、川や池、沼等の汚染ということになるかと思いますが、先般、ちょっと私いつだか忘れちゃったが、健康福祉課長さんのほうから毎年行っている水質調査の結果について説明がございました。そういう中において、基準値から外れているものに対しては少し印がついたもの、そういうデータ表をもらったわけでありまして。

ただ、そのときに私も指摘しましたが、水質検査の結果をやりました、そこで基準値よりも異常値がありました、上回っているところ、悪いところがありましたという報告であったんですが、その紙を渡しただけではなく、もちろんその説明があっただけではなく、ここ数年間の比較、あるいは他の場所との比較、そして基準値との比較、いろんな項目で比較ができて、そういう中において、2番にありますように水質汚染の原因が分析され、結局、原因が分析されなければ対策が講じられないわけでありましてから、そういうふうな対策を講じることにつながっていくと。

要するに、水質検査をやっただけでは何にもならないということなんです。やって結果を出しました、後はじゃどうするんですかというのが私たちの考え、そして町民もそう思っているはずなんです。結局、やっただけではだめで、その結果について今回ここでお示しするのはなかなか難しいのかもしれませんが、5年間の結果の概略、あるいは2番のそれに基づ

く原因分析、対策についてどうお考えになっているか、1番と2番についてのお答えを願えればと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

これまでの例年実施しております水質調査結果につきましては、過去5年間の調査結果を一覧表でお示ししたいと考えております。なお、平成23年度及び平成24年度につきましては、東日本大震災等の影響によりまして調査を実施しておりません。その2年分を除いた調査結果となっておりますので、ご了解いただきたいと思っております。後ほど、手元に用意しておりますのでお示ししたいと考えております。

次に、2番目についてでございます。

水質汚染の現状とその対策を講じるには云々ということでございますけれども、町内の池沼及び河川の水質調査につきましては、生活環境の保全を図るとともに、毎年、同一の場所を測定することによりまして水質の変化、水質汚染の早期発見を目的といたしまして、池沼につきましては10カ所、河川につきましては2カ所におきまして、専門業者に委託をして実施しております。

調査結果の基準となります環境基準につきましては、いずれの池沼も類型してそういう指定がございませんので、環境基準の適用はないということでございます。それでも湖沼B類型と申しましてその環境基準がございますけれども、あと湖沼5類型というものを参考にしております。

河川につきましては、阿武隈川は河川類型が指定されておまして、鈴の川が流出する阿武隈川の区域につきましてはB類型の環境基準を比較しております。その測定結果から、池沼の水質は良好であるものとそうでないものが混在するという結果になっております。特に全窒素、全リンの濃度が高く、富栄養化している箇所が若干見受けられるということがございます。河川につきましてはおおむね基準を満たしているということでございます。

今後も、定期的な水質調査によりまして汚染の早期把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今回、町のほうで5年間の一覧表を出してくれるということなのでちょっと目を通してみたいと思っております。時間があれば、例えば私きょう、成田の高野池、

鈴の川、阿武隈川のpHの値から見た分析の方法とかそういったものをお話ししたいなと思っておったんですが、ここでは時間がないのでお話しはしないで、この次またやりたいと思っています。

いずれにしても、町でそういう調査をされておられると。調査も大事なことなんですが、その調査した結果を町民の方々にどのように伝えていくか、あるいは、今申しましたように調査しただけでは、町のほうでデータを持っているだけではいけないと思っていますので、これを常にどういうふうにして開示していくのか、あるいはそういう開示する気持ちといますか、方向性があるのかどうか、それについてお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

水質調査につきましては、環境基準に適合し安全であることを確認するために不可欠であると考えております。そのために、毎年実施しております水質調査結果につきまして町民の方々にも周知していくことが大切だと考えております。

しかし、その調査結果を報告することにより不安を逆にあおることとなつてはいけないという考えもありますから、今後は、調査結果につきまして正しい理解をしていただくために周知内容や方法などを検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、課長から答弁ありましたけれども、調査しているのは町民みんなわかっておるわけです。それなのに結果をお示ししないというのは、これは放射線の問題と同じく、結局、逆に何かあんでねえかという心配を抱く可能性もあるわけですね。ですから、きょうも傍聴者、たくさんの方がおられると思いますが、調査をしておることがもう町民はわかっておるわけですから、全ての調査を、例えば広報なんて載せるのは難しいと思いますけれども、例えば水質なんていうのはそれこそ生活にダイレクトに関係するものでありますから、これについては例えば広報かがみいしの一部分に載せていただくとか、あるいは別紙で挟み込んで入れるとか、そういうふうなサービスはあつていいのかなというふうに考えておりますが、その辺についてはいかがでしょう。もう一度お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほども申し上げたように、結果につきまして町民の方々に周知していくことについては大切なことだと考えております。この方法につきましては、広報も含めまして、いろんなも

のを含めまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 4番の質問ですが、今申し上げましたように水は物すごく大事なんです。私はそれこそ、前の前の議会あたりでもお話をしましたが、昔はよく川の中に入って泳いだり魚を釣ったりしたわけでありましたが、今はそういう川はほとんど鏡石町にはありません。ないわけではありませんが、私が昔いた成田の鈴の川とか、阿武隈川もかなり汚染されている、汚くなってしまっているというのが明らかにわかるわけでありまして。

そういう中において、町はその水の環境に対して、水質や水生環境に対してどのようなビジョンをお持ちになっているか。一つの具体例を挙げますと、東京の多摩川なんていうのも、もともと高度成長に伴ってかなり汚染されたところに魚や生物がかなり回復しているという状況、これご存じだと思いますけれども、そういうのに鑑みて我が町はどのようにそういう水環境のビジョンを持っているか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

水をめぐる自然環境につきましては町はどのようなビジョンを持っているかのご質問でございますけれども、自然環境の保全における水環境の保全対策は大切な部分であることは認識しております。ビジョン等につきましては、特段、町としては定めておりませんけれども、今後も、水質汚濁防止法や福島県生活環境の保全等に関する条例などにより町の水環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 続いての質問に移らせていただきます。

2番の池ノ原地区の牛舎に関する問題、悪臭問題あるいは水質汚染等の問題もあるかもしれませんが、そういう問題についてお尋ねしたいと思います。

私もいろんな過去の週刊誌等、月例誌、政治関係のものも見ましたが、いろいろこの問題についてはあったと。それこそ現町長から、前町長の時代の問題もあったなんて話も書いてありましたけれども、そのような時系列に見てこの問題の経緯、全てを話してくださいというのは難しいと思いますが、そういったものを踏まえて、現時点において町長はどのようにお考えになっているか、まずはそれについてお答え願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

池ノ原地区の牛舎に関する経緯でございますが、当該施設につきましては、昭和60年代に豚舎として建築されておりまして、養豚業が営まれておりました。現事業主が平成17年5月に土地・建物を取得しております。

平成18年12月に搾乳施設の建築確認済証が交付されております。牛の肥育の状況につきましては、平成19年から15頭前後で現在に至っているというような状況でございます。

地域の皆さんからの反対署名がありまして、平成22年から平成23年までにわたり、5回の反対署名が町に提出されております。

平成22年12月には町公害対策審議会が開催されておりまして、公害防止・処理計画の作成及び提出を事業者に求め、平成23年1月に事業主より公害防止・処理計画書が提出されております。

平成24年3月には、町議会へ地域住民の皆様方から陳情書が提出され、継続して審議されております。

平成24年6月の定例議会におきまして、反対陳情につきましては不採択の決議となっております。

以上、経緯についてご説明申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 今、経過については担当課長のほうから説明を申し上げます。そういう中で現時点での町の見解ということでありましてけれども、これについては、私も22年6月から町長ということでありましたけれども、そういう中でこのお話が出てきたとき、町が即座にできることに関しては、いわゆる公害の指定ですか、これを見直したと。これは当然、町でできることですから、早速それはさせていただきます。そういうことで、町ができることはしっかりとやってきたつもりであります。

ただ、ここにはあくまでも農業としての営みと、あと地域の環境という、これがあるわけでありまして。いずれにしても、地域の住民の方に迷惑をかけながら事業を営むということは、私も、それはあってはならないというふうには思っております。

ただ、法律の範囲の中で行われるということで、町のほうでそれ以上何ができるかということになると、なかなか実際は現時点では難しいのではないかなど。例えばいわゆるスピードを出しそうだなど、そういうものを事前に捕まえるということではできないと思います。そういう中でありまして、これについてはしっかりと町のほうで監視をするということで、これは予算化をしましていわゆる水質調査なり臭気等の調査を、予算を組みましてその中で地域住民と一緒に監視をしていくということで、今現在に至っているという状況であります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今答弁いただきましたけれども、町長がよくおっしゃるように「降りてみたい、歩いてみたい、住んでみたい」という、この我が町の3つの言葉を私も覚えてしまったんですが、例えばにおい、これは2番で聞こうと思っけていますけれども、臭気、悪臭問題がある中において、実際、町民の方々ではなくてよそから来た人も同じような考え、それこそ「降りてみたい、歩いてみたい、住んでみたい」とだんだん思うようになるのには、やはり最初に「降りてみたい」と思うわけですね。それがまず初めての考えだと思っけてすけれども、そのときに例えばですが東北本線に乗っけてきたときに、夏場に窓があいていて、窓をあけた瞬間にそういうにおいが窓から入っけてきたら、よそから来た人はどういふふうにするのかなど。

なかなか町民の声は、町民の方々は、2,000名を超えるような署名が集まったようすけれども、そういうふうなことでしか動けなない。しかし、第三者といひますか町外の方の意見からすると、例えばそういうふうな話はないのかどうか。クレームではありませぬけれども、実際に町長がそういうふうにする「降りてみたい、歩いてみたい、住んでみたい」と言っけている中において、そしてなおさら今、人口減少すね、人口対策問題をやっけてこの町の町民をふやすといふことの中において、実際に町外から人を引っけてこなくてはいけなない。町の中の少子化対策も大事すけれども、町外から町の中に人を引っけてこなくてはいけなないといふ状況において、果たして人が引っけてれるんだらうかといふことを考へておっけてすけれども、その点いかが考へておられるかお答へ願ひたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いづれにしても、私は、「駅に降りてみたい、歩いてみたい、住んでみたい」と、そういうことで仕事を進めておっけてすけれども、現時点でいひゆる町外の方から私のほうに直接、苦情といふんですか、そういうご意見はございませぬ。あくまでこれは町外、観光客も含めて私のほうには届いていない、直接は聞いておっけてす。

ただ、いづれにしてもこの問題については、私も、一町民として大変困っているといふのもご理解をいたひきたい。そういう面で、私も、今こいう立場の中でそういう面についてはいしかりと対応していきたい。

ただ、あくまでも両方それぞれの法律といふ、そういう枠もございませぬ。そういうことも含めて考へているといふことでありますので、その点についてはご理解をいたひきたいと思ひます。

います。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういう中において、2番の話を書き聞きますが、この地区においては臭気測定がされたということではありますが、その結果、あるいは近隣にあります牛池の水質調査もされておるとは思いますが、その具体的な結果についてお答え願えればと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

池ノ原地区の牛舎周辺の臭気測定及び水質検査につきましては平成27年度から専門業者によりまして実施してございまして、臭気測定につきましては6回、水質調査につきましては7回実施しており、どちらの調査においても調査地点を2地点として実施しております。調査地点につきましては、臭気測定では牛舎西側と東側の境界地点、水質検査は牛池の流入部と流出部で実施しております。

臭気測定の調査結果につきましては、福島県悪臭防止対策指針における第二種区域の基準が適用されてございまして、その結果の臭気指数というのがございまして、臭気指数が15未満の基準値となっております、牛舎西側、東側とも10未満の測定結果となっております。

水質検査の調査結果につきましては、環境基準が適用されない区域であるため、湖沼B類型、湖沼5類型の基準により評価をしております。現在のところ、牛舎からの汚水の流出はない状況であると把握しております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そのように何回にもわたって検査をされておるわけではありますが、その臭気あるいは水質を今後どのような計画をしてやっていくのか。そして、これも同じですね、結果をいかにして情報公開していくのか、それについてあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 今後の解決、姿勢というんですか、これについてでありますけれども、今、担当課長のほうから言いましたように、この臭気検査とあとは水質調査、これはこれからも継続してやっていきたいというふうに考えております。

この調査の方法も、以前、町のほうで独自でやっておったんですが、今現在は地域の住民

と、わかるような、そういった体制の中で行われたと。これも担当課のほうに指示をいたしまして、いわゆる住民と一緒に調査をすることだということ私のほうは指示をしたということでもあります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） きょうは時間がいっぱいないものですからさわりしか話せませんが、継続してこの問題をやっていきたいと思っていますが、最後にお尋ねしたいのは、この土地のように農振地域であると、ここが。しかし、これは市街化区域に隣接する農振地域であるわけでありすけれども、こういうところというのは町内にもあちこちあるわけでありす。ですから、この問題は決してここだけの問題ではなくて、やはり今後この町内で十分ほかの場所でも起こり得る。そのためにはやはり事前に対策を講じておかなければ同じ問題が起こるといふわけでありす。これ、町づくりと書きましてけれども、都市計画的な話になるかと思ひますが、その辺についての姿勢や方策について問ひたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご質問にご答弁申し上げます。

いずれにしても、鏡石町は、町全体の面積の3分の1が農地だと、市街化区域が農地に囲まれているという、そういった特殊性がございます。こういった問題はこれからもどこかで起こり得る可能性があるということでありす。

特に今回のこの部分については、以前は鉄道、そして農地に挟まれた区域だったと。でも、鉄道から西側が市街化区域ということで開発された。当時の移転した部分と市街化区域の開発された部分、そういったものが、距離的には同じなんですけども実質近かったという、そういった問題もござひます。そういうことで、これからはこういった部分についてはしっかりと、先ほどの連携ではありませんけれども、連携をしながらしていくことが大切だといふふうに思ひております。

ただ、今回のこの問題の解決に当たっては、既に宅地化されているという、これも大きな課題なんですね。ですから、これについては、この用地を町が取得すれば町が対応できるということ、一応水面下では私はそのような方向で動いたということでも、その辺についてはご理解をいただきたいといふふうに思ひております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 町長も、この問題、町長に就任されてすぐに抱えられた大きな問題だということも私もわかっておりますので、大変苦勞したんだと思っておりますが、今後も引き続き、私ももう少し勉強して、この質問、この内容についてもっと続けてやっていきたいと思っておりますので、町の執行としてもぜひとも力を入れてやっていただきたいと思いますと考えております。

最後の質問、3番の質問であります。時間がなくなりましたが、大きく2つに分けて質問を申し上げたいと思っております。

一つは、医療の問題、特に低所得者に対する医療の問題であります。

低所得者においては、実際、私のクリニックでもそうですけれども、各医療機関において恐らくは窓口負担の滞納があるのではないかなと思っておりますが、町としてはそういった声は聞いていないのかどうかということをまずお尋ねしたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

低所得者に対する医療についてのご質問の、町内の医療機関における窓口負担の滞納に関するご質問でございますけれども、保健医療機関の窓口では、被保険者が保険診療を受けた場合に、医療保険の各法に基づきまして一部負担を、医療を受けた際に医療機関に支払っているものと理解しております。このことから、ご質問の町内の医療機関における一部負担の未納については把握をしてございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 実際私のところでは、そんなにたくさん患者さんがいるわけではありませんが、やっぱり3万円から5万円の間に滞納が常にあるわけです。なかなか払ってくれよと言っても払ってくれないんですね。何でなんだと言うと、お金がないと言うんです。2番の質問にありますけれども、お金がない、ですけれども医療にはかかるんですね。しょうがないんです。そのように金銭的な理由で医療にかかることがなかなかちゅうちょされるような方に対して、いわゆる医療機関に受診できないような低所得者に対しては、町としてはどのように対策を講じていくか。ただ単に保険証を発行するとか、あと収入が低いので生保にするとかということだけではなくて、ほかに何かいい対策がないかなということでお尋ね申し上げたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 金銭的事由によりまして医療機関に受診することがで

きない低所得者への対策についてというふうなことでございますけれども、医療費の患者負担につきましては、健康保険各法において一部負担の負担割合や高額療養費について定められてございまして、高額療養費の区分の中には所得区分に応じた限度額が設定されてございます。低所得者への配慮といたしましては、住民税非課税世帯などには一般の被保険者よりも低い設定をされてございます。医療費の負担軽減のためには、これらの健康保険制度のほかには市町村では独自の助成を行い、健康保険制度の補完をしているところでございます。

ちなみにであります。鏡石町では高校3年生までの子供医療費の助成を行い、子育て負担を軽減する施策を行っているほか、ひとり親家庭に対する助成、また重度心身障害者に対する医療費助成を行いまして、健康と福祉の増進を図っているところでございます。

また、収入が少なく生活保護の受給者となった場合におきましては、扶助の制度によりまして医療費が負担されることになるものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、課長から丁寧な説明があったわけですが、一つ私が危惧しているのは、いわゆる保険料の未納者ですね、国保の保険税の未納者に対して保険証の交付というのはどういうふうな扱いになっているのか。その辺について、これは事務的な話になりますがお聞かせ願えればと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいまのご質問の保険証の交付でございますが、国保税が未納になった場合には、いわゆる短期証ということで半年間の短期証を交付しながら、納税督促をしていくというふうなことでございます。

また、対象者に子供があった場合には、子供の保険証につきましては通常のものにしているというふうな状況でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうしますと、私、一番心配していたのは、国民皆保険という時代ですから保険証がもらえないということはないだろうと思っていたんですけども、保険証は、例えば保険料が幾ら滞納されていても短期の保険証は確実に発行されているということで理解してよろしいのでしょうか。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、いわゆる納税者の国民健康保険税の納付があつて運用しているというようなことも一つ大きなことでございます。それが滞ってくるというふうなことは事業全体に及ぼす影響がございますので、そういった中では、できる限り納付の誓約をしていただきながら短期証を交付しているというふうな状況でございます。

いわゆる国保税についても、我が町の滞納金額の約半分を占めているというようなことになっておりますので、そちらについてはそのような形で納付誓約をもって短期証を交付するというような形にさせていただいております。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 確かにおっしゃるとおり滞納は余りいいことではないので、町の財政を考えた中でしっかり徴収ということも町としては考えていかなければならない中で、ただ保険証がないと、もちろん交付されているんでしょうけれども、医療にかかれない。医療というのはそれこそ憲法25条の生存権に直結する、医療を受ける権利というのはそういうものだと考えておりますので、なかなか難しい部分があるんですが、ぜひともそういう貧しい方についての配慮をお願いしたいと思っております。

そういう中で、3番の質問ですが、いわゆる高額医療費の話がございましたけれども、これは、あらかじめ申請しておきますと所得に応じて限度額適用証明というのがもらえることになっておると思っています。大抵、高齢の方の話になりますと、一般の方だと月額1万2,000円が上限になりますが、さらに低所得者になりますと、特に町民税が免除されている方、非課税の方になると8,000円が上限となります。しかし、これは住民の方々がみずから申請をしなければこの適用を受けられないということ、そういう制度になっておると思いますが、実際に4,000円も月額で差があるわけです。申請をしていけば、ある意味わかっているならば4,000円損しなくて済むということになりますけれども、この辺の手続についてどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ご答弁申し上げます。

ご質問につきましては、医療保険の各法における限度額認定証のご質問ではないかと思っておりますので、町で所管いたします国保と後期高齢者医療制度の限度額認定証につきましてご答弁を申し上げさせていただきます。

国保の場合につきましては、入院など医療費が高額になることが予定される場合などは、

世帯主の申請によりまして限度額認定証を交付してございます。区分は、所得に応じて70歳未満の場合には5段階、70歳から74歳までが、現役並み所得者から住民税の非課税世帯まで4段階に区分されてございます。

後期高齢者医療の場合につきましても、被保険者の申請によりまして交付してございまして、区分は、現役並み所得者から住民税非課税世帯まで4段階になってございます。

ちなみにであります、発行状況につきましては、より多く発行しているのが住民税非課税世帯で、今現在59枚、全体の47%になります。それから所得が210万以下の方、47枚ということで、合わせて90%になる限度額認定証を交付してございます。

それから、70歳から75歳未満並びに後期高齢者医療につきましてはそれぞれの申請に基づくものと、それから後期高齢者につきましてはそれぞれ保険証の確認をしながら行っているというような状況でございまして、これらにつきましては医療機関で提示し、限度額を超える場合には、高額療養費として保険者である町や後期高齢者医療広域連合に直接請求されることになってございます。

なお、こちらを持たないで診療した場合には、いわゆる請求というふうな形で後日改めて町のほうへ請求いただくというような事務手続になってございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういうものでありますけれども、実際これは町民からの申請によって初めて交付されるものであって、これをあらかじめ町のほうから交付するということについてお考えはないかどうか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

前もって限度額認定証を交付するというふうなことでございますが、患者様につきましては、医療機関で診療を受けた際に、次回、大規模な手術があるというふうな形であれば、そちらで事前に、町のほうに限度額認定証の交付を受けてくださいというような指導を受けてきて、家族が参るケースが多いようでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 時間がかかなり少なくなってきましたので、一つ飛ばさして最後の認知症の話をさせていただいて、終わりたいと思います。

認知症の高齢者の実態を町としては今どのようにお考えになっているのか、あるいは対策

をどのように講じる計画があるのかについてお尋ねしたいのと、その認知症高齢者を含めた高齢者に対する介護認定の状況についてどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

認知症高齢者の実態を町はどう捉え、どのような対策を講じる計画があるかも含めましてご答弁申し上げます。特に認知症予防のための対策、認知症患者を抱える家族に対するサポート、認知症サポーター養成講座等についても、それぞれどう考えているかというのも通告書の中にございましたけれども、中身につきましてご答弁申し上げます。

認知症高齢者の実態につきましては、今年度を初年度といたしました第6期介護保険計画での全高齢者を対象としましたアンケートによりますと、回答した方が全体の62%、2,893人中1,793名ということで、約2割の方がふだんから物忘れを自覚いたしまして、約3割の方が、きょうの日にちをわからないときが時々あるという回答をしておられます。これを受けまして、本計画につきましては、基本目標といたしまして認知症高齢者対策の推進を設定しておりまして、介護予防教室などの開催を計画しております。

私どものほうといたしましては、こちらと、あと認知症ケアパス事業の一環といたしまして昨年3月には認知症安心ガイドブックを作成いたしまして、各行政区を通じまして回覧するとともに、各種のイベント等で配布して周知をしております。

予防の対策といたしましては、このガイドブックに認知症の症状や原因、早期受診や早期診断、早期治療の大切さ、初期の症状のセルフチェック、相談機関一覧などを記載しております。

この内容につきましては以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 時間がなくなりましたので、残念ながらここまでにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の一般質問はこれまでといたします。

---

#### ◇ 橋 本 喜 一 君

○議長（渡辺定己君） 次に、3番、橋本喜一君の一般質問の発言を許します。

3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） おはようございます。

3番議員の橋本喜一です。質問の前に一言ご挨拶申し上げます。

あの忌まわしき東日本大震災から5年が過ぎようとして、復興も進み、除染も28年度中というところまで来ている今は、原発の風評払拭が重要課題として残っています。震災の教訓を第一小学校の建てかえや駅前の復興シンボルモニュメントを通して風化させずに語り継ぎ、進化の道へと突き進まなければならないと思っております。

私自身、昨年8月30日に行われました町議会議員の選挙で、町民の大きな声をいただきまして初当選させていただきました。心より感謝を申し上げます。

早いもので半年が過ぎようとしています。第1回の定例議会、四国への行政視察、常任委員会の研修など、そして2回目の定例会と目まぐるしく進んで、この辺で腰を据えていこうとしているところです。

今まで18年間、町のスポーツ推進委員という立場で町民と接してまいりましたが、大事なことは体力づくり、人づくりなのかなと思っています。幸い、町には駅から歩いて15分ぐらいのところにはスポーツ施設、公園など環境がそろっておりますので、それらを利用した体力づくりを進め、心の通じ合う対話の中から人づくりをしながら、私に課せられた重大な責務を全うするに当たり、まだふなれではありますが、皆様方からのご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

それでは、第3回目の定例会の2番手として、通告書により身近なところから一般質問をさせていただきます。

1番目として、公用の駐車場ということで質問させていただきます。

今後、役場庁舎の改修が計画されると聞きますが、それに伴い駐車場の確保が懸念されてくると思いますが、今の職員の駐車体制をお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

役場庁舎に関します職員の駐車体制でございますが、現在、役場敷地内の庁舎の東側の駐車場の一部と、旧道を挟みました東側駐車場を駐車場として利用させております。

当該の駐車区画としましては、敷地内が47台分、旧道東側の駐車場が24台で、合計71台分となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 今の答弁ですと東側に47台、旧国道東側に24台で71台ということですが、改めて確認の意味でお伺いいたしますが、公用車は何台で、それらの駐車体制はどの

ようになっているかお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 役場庁舎内の敷地が47台で、旧道東側の駐車場が24台で合計71台ということになってございます。ただ、公用車が、車庫に納まらない分6台が現在駐車しているような状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 公用車ということになると、本庁舎に今何台あるかということでお聞きしたんですけども、その公用車の台数というのは何台でしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 公用車につきましては11台だったと思うんですが、外に6台、あと車庫に4台、それ以外にグレーダもあるんですが、それは入っていないというような状況です。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） それらの車の車庫というんですか、屋根のあるところで管理すれば使用期間も長くなってくるかと思いますので、それらの対応をしっかりと行ってもらいたいと思います。

次に（2）番ですが、職員の車で通勤者は何人ぐらいいるかということをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

役場庁舎内で申し上げますけれども、役場庁舎内に勤務している職員としましては、自家用車での通勤者は29名となっております。職員以外に各課の臨時職員、作業員の方も10名ほどおりますので、現在39名ほどでございまして、駐車場については手狭であることは認識しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

[3番 橋本喜一君 登壇]

○3番（橋本喜一君） 庁舎内で29名、そのほかで10名ということですが、それらの方々の通勤手当の支給の内容というのを教えていただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

通勤手当につきましては、自家用車を利用する場合に、通勤距離2キロ以上の方に支給しております。なお、臨時職員については支給していない状況でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

[3番 橋本喜一君 登壇]

○3番（橋本喜一君） それでは次に、（3）の駐車料金の徴収についてということですが、十数年前になりますか、小泉内閣時代の行政改革のときに、我が町でも職員から駐車代を徴収する方向性があったと聞いておりますが、その後の実態はどうなったかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駐車場の職員の有料化につきましては、行財政改革推進本部におきましても検討を重ねた経緯がございました。しかしながら、現在の2カ所の駐車場につきましては、行政財産の中の公用財産となっております。また職員のみが駐車できる専用の契約等はしておりませんので、料金については徴収しておりません。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

[3番 橋本喜一君 登壇]

○3番（橋本喜一君） 公用の財産の中でということですが、土地の取得とか建築造成費、維持費等は公費で賄われていたはずだと思いますが、そういうのは町ではどうでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） ご答弁申し上げます。

駐車場等の維持管理につきましては、行政財産の公共のための駐車場として維持管理しております。職員の駐車場としての維持管理ではないと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） わかりました。

続いて（4）番に入りますが、昨年10月の行政視察で行ってまいりました徳島県美馬市、ここは平成17年に3町1村が合併になったそうです。そこには県の出先機関があって、そこで出た問題で、平成3年ごろから駐車場の土地で賃貸借料の契約がなされていて、平成22年ごろに、その駐車スペースを職員の自家用車が使用することはいかかなものかと指摘がされ、通勤距離に応じて定められた通勤手当が支給されていることなどから、無料で駐車場を使用させていることはまさに実質的な現物支給、給与の二重支給であるというように、公務員の優遇にはなっていないかと言われているそうです。

本町としては、駐車場の今後の徴収と、優遇にはなっていないのかということでお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

役場庁舎の駐車場につきましては、現在保有する公用車におきましても十分ではないと理解しているところでございます。

職員が駐車しているスペースにつきましては、職員専用ではなく、閉庁後の夜間や土日の利用においては、近隣の住民やイベント時に当然ながら開放しているところでございます。また、会議や議会開催等によりましては来庁者が多く見込まれることから、駐車場の確保のためにマイカー通勤の自粛等を求めているところでございます。

役場の公共用の駐車場でございますけれども、当然ながら、その用途または目的を妨げない範囲においては貸し付けができるということになってございます。当然余裕がある場合ということではございますけれども、職員の駐車場の有料化につきましては、全国の市町村でもそのような問題が起きておりまして、先ほど申し上げましたように、行財政改革推進本部におきましても、公平性が確保できるかというような面で協議をしてございました。当然ながら職員と専用に契約するということから、その辺の管理の方法、または本当に職員が、公平性が保てるかということの観点から断念したこともありますので、今後も引き続き、町民の来庁者に不便を来さないよう、また職員の有料化についても検討を重ねてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 駐車料の徴収では、各自治体ばらばらではありますが5,000円ぐらいの平均で、民間ではイオンだと4,500円ぐらいとか、ベニマルだと3,000円ぐらいの徴収がされていると聞きます。

この財政状況の厳しい中、駐車料金の徴収にも考慮され、前向きな対応をお願いしたいのですが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしても、行政改革の中、以前、私も職員の時代でありましたけれども、この駐車料金については議論がされた。これは今、総務課長のほうから答弁あったとおりであります。そのとき私は本部課員でありましたけれども、それを実施するのはまた別のということになります。そういう中で実際実施されてこなかったというのが今までの状況であります。

今回、この庁舎等も含めてこれをどうするかと。ただ、先ほど総務課長からもありましたように、徴収するにはなかなか難しい部分がございます。例えば第一小学校の敷地の中を見ても、教員は毎年異動があると。そこにも町の職員がいるという、そういう中でどう区分をするのかと。そういったものが以前、議論になったということもございます。そういったことも含めて、これについては、先ほど課長から答弁したように検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） その辺をもっと議論していただきたいと思います。現在、庁舎駐車場のスペースも狭く、来庁者に不便さを感じさせています。今後、来庁してスムーズに駐車できればサービスの向上にもっとつながるのかなと思いますので、ぜひ駐車場の確保をよろしく願いいたします。

次に、大きな2番目で職員の健康管理についてですが、今、町の職員数は100名弱ぐらいの人数で執行されていると思いますが、先日の新聞で、震災から5年で、復興業務の心の重荷で鬱病など精神疾患の休職者が震災前と比べると1.6倍ぐらいになっているということです。そして、自殺者も出ていると書かれていました。

これは主に沿岸部の被災された自治体となっておりますが、この辺も同様かなと思います。町の職員の中で、けが、病気で休養中、休職者は何名ぐらいいるかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在のところ、病気、けがで休養中の職員はおりませんが、これまでの数で申し上げますと、病気休暇を取得した職員数につきましては、震災後の集計におきましては、23年度1名、24年度1名、25年度1名、26年度3名、27年度6名となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 23年度で1名、そして24年度で1名、26年度になると3名、そして6人というふうにやっぱりふえているのが現状かなと思います。

一人一人が担当を持っていると思いますが、その都度の町の対応はどのようになっていたかお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

病気休暇につきましては、特別休暇でございますので、本人の申請によりまして一定期間休んでいただくということになりまして、十分休養していただいてまた復帰していただきながら、町の行政の一人として頑張っていただくように指導しているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） ありがとうございます。

今、自衛隊、警察、消防などの公務員の中でも、先輩からの熱い指導、パワハラ等により心の病にかかっている者もいるそうです。今いる職員間でコミュニケーションをとりながら、せっかく入ってきた貴重な人材ですので、大事に育ててほしい、そして自立のできる職員に導いてほしいと思います。

それでは（2）番、出勤中の方で治療中の職員は何人いるかということをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

出勤中で治療中というご質問でございます。職員の個々の健康状況につきましては、現在、このような病気で治療や服薬をしているといったようなものまではなかなか、個人のプライ

バシーの問題もありますので把握しておりませんが、町におきましても、職員の安全衛生管理規則に基づきまして職員の健康診断を実施しているところでございます。

その健診結果についてはある程度把握しておりますが、健診結果の中におきまして通院中の職員については100名中15名となっておりまして、各種健診結果によりまして専門の医療機関を受診するよう指導をしているところでございます。

なお、心の病につきましては、現在把握しているものは3名ということでございますけれども、中には町に何も言わないで治療をしているというような方もいると聞いてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） そのような方を大事に育てていてもらいたいと思います。公務員になりたい方はたくさんいると思います。それで、民間では人手不足というんですか、保健師とか看護師、特にそういう人らが本当に足りない状態ですので、入ってきた人間を育ててほしいなと思います。

最後になりますが、（3）として、心身のケア等についての対策はということで、今、民間では心のケアということで、カウンセラーによるカウンセリングで職場に来てもらったり来院していったりして、心の悩みを聞いてもらって業績のアップにつなげているところがありますが、町としてはどのような対策をとっていかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

心身のケア等の対策でございます。心身のケア等の対策につきましては、地方公務員共済、地方公務員災害補償基金の東日本大震災に関連するメンタルヘルス総合対策事業を通じましてメンタルヘルスへの対策が図られまして、ストレスチェックの実施やメンタルヘルスに対する講習会をこれまでやってきたというところでございます。

今後、メンタルヘルス対策につきましては、労働安全衛生法によりまして事業主の責務とされておりまして、平成27年12月に施行されました改正労働安全衛生法によりまして、新たにストレスチェックの実施等が事業者の義務とされているところでございます。

現在のところ、町のほうでは講習会等は実施しておりますけれども、実際に医師に訪問していただいてカウンセリングというところまでは実施していない状況でございまして、今後も引き続き、健康管理の面で医師と連携しながらストレスチェックの実施や、結果を踏まえてカウンセリングを実施して、メンタルでの病休職員をなくす対策を行っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） ありがとうございます。

今、どの部署も限られた人数で仕事を行って仕事の内容も厳しいと思いますが、職員の十分な力を発揮させ、よい職場の雰囲気をつくり、町民が満足するサービスが行えるようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君の一般質問はこれまでといたします。

---

◇ 畑 幸 一 君

○議長（渡辺定己君） 次に、7番、畑幸一君の一般質問の発言を許します。

7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 7番、畑幸一です。

第3回定例会において通告により一般質問をさせていただきます。

東日本大震災から5年、福島に降りかかった災害、地震、津波、そして原発事故とトリプルに遭った試練から5年目の節目として、第一歩を踏み出す被災者に対し救いの手が届くのか。一人でも漏れない活路を見出す対応について、被災者の身近な存在として危惧しているところでもあります。

アベノミクスの経済金融政策に向けた3本の矢は、円高・円安、デフレ脱却と一時的な効果をもたらしましたが、現在は株安・円高、日銀のマイナス金利と、先行きの不安を感じさせます。3本の矢が水鉄砲に変わらないように、経済の回復と状況を見分けていきたいと思っております。

町創生戦略事業の一つとして、（1）健全化の財政運営と財政構造について伺います。

26年度決算においては、第11回定例会にて決算書のとおり認定されております。一般会計については歳入約70億、歳出68億7,000万、歳入割合は自主財源約40%、依存財源60%となっております。

町の財政構造の内容につきましては、自主財源の確保と強化が課題と思われまます。町の財政をはかる財政力指数と経常収支比率について伺います。

数値が高いほど財源には余裕があるとされる財政力指数は、26年度においては52%、です。弾力性を判断する指標、比率が高いほど余裕がなく、70%が妥当とされる経常収支比率は86%です。健全化対策として、限られた財源の中で適正な配分、効率的な運用がなされているのか。創意工夫、改善の状況はどうか。町として再生計画など独自の方策はあるのか。

繰上償還の計上、繰上償還による町債利子など見直しの取り組みと、財政運営と構造、財政健全化に向けた計画の考えをまとめて伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今、議員さんから申し上げられたとおり、行財政事業のその対応能力ということにつきましては、いわゆる財政構造の弾力性は、経常収支比率、そして実質公債費比率、また公債費負担比率で示されるということであります。

そういう中で、我が町の数値については、今、議員さんがおっしゃられたとおり、平成26年度の決算で見ますと経常収支比率では86.1%ということで、これ若干高いと。実質公債費比率は13.9%、これも県内では4番目に高いという状況であります。公債費負担比率が15.3%ということで、いずれも類似団体と比較しまして高い数値にあるということであります。

これに対しての町としての対策ということにつきましては、これまで6年間の中でありましたけれども、いわゆる繰上償還、こういったものもさせていただきました。この6年間の中では合わせて2億4,000万ほどの繰上償還をさせていただいたと。そして、新年度の予算の中では、起債の中には入ってございますけれども、隈戸のいわゆる返済金、これも8,000万の繰上償還をするという計画を今回の予算で盛り込んでいるということであります。

そういう中も含め、その繰上償還も含め、事務事業のさらなる見直し、そういったもので経費を削減しながらこれからも事務を進めてまいりたいなというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

[7番 畑 幸一君 登壇]

○7番（畑 幸一君） 財源確保は、社会情勢から見ても一層厳しさが増すと思われまます。課題を大きく前進させるためにも、税収の収納率の向上などきめ細かい財源確保と、無駄を見直し、町として自立性の高い財政運営を要望いたします。

2の少子化克服の課題と対策についてお伺いいたします。

出生率の低下は重点課題と受けとめますが、町として十分な対応がなされているのか。子育て支援として経済、医療など支援対策が少子化克服には不可欠と思えるが、町はどう認識し、具体的に対処していくのかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

少子化克服の課題と対策でございますが、全国的に少子化が進んでおりまして、その主な理由としましては、晩婚化や出会いの場の減少、未婚者の増加によります出生率の低下と若年層の経済的な問題、子育て環境の課題などさまざまな問題がございます。

町でまとめました地方創生の総合戦略の中にも、全国的な課題を抽出しまして、若い世代を中心に当地への転出が見られていることから、そのため、町の利点であります交通の便がよくコンパクトな町、子育てしやすい環境を備える、その利点を生かして出生から子育てまでの支援を充実し、若い世代が住みたくするような環境づくりの、町の魅力アップ事業等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ここで、議事の都合で昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時59分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 午前中に引き続き一般質問をさせていただきます。

（2）の少子化克服の課題と対策について質問します。

若い世代が安心して暮らせる出生から子育てまでの支援事業として、子育て支援センター、仮称ですが、開設の提言をして要望といたします。

（3）に入ります。イメージアップ事業の推進と展望についてお尋ねいたします。

今回、県の応援チーム賞、広報コンクール映像部門特選を受賞されたことは、素晴らしい評価がされ榮譽に輝いたことに対し、関係各位に敬意を表します。また、町のイメージアップに係る情報提供を町内外に発信できることに共感を覚えます。

今後、町の魅力をどう結び、展望させるのか、ここが素晴らしい町の基本目標となる主要テーマについて概況を伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

イメージアップ事業の推進と展望でございます。先日策定しました鏡石町まち・ひと・しごと総合戦略におきまして、人口減少の克服と地方創生に向けました4つの柱と、プラスワンとして基本目標を設定いたしました。

人口減少への対策としましては、子ども・子育ての環境整備による出生率の向上を図るとともに町の魅力を高め、町外へ発信、PRしながら交流人口の拡大を図り、人を呼び込んで町の産業の活性化と新規産業の誘導を図り、定住人口の拡大を図っていく必要があると考えております。

具体的には、町の魅力施設の整備や、町の歴史的な資源や田んぼアート事業、さらには自慢の体育施設を活用したシティプロモーション事業、農商工業が連携した6次化産業の育成事業を進めてまいりたいと考えております。

今後、策定しました総合戦略と平成28年度に見直しを予定しております第5次総合計画におきまして、時代に即応したものへと見直しを行いながら、町の振興・発展に向けたものとする考えでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 町のシンボルの企画、田んぼアート事業など創生戦略と位置づけ、さらにプラスイメージを図り、町のファンをつくるアクションプランの取り組みなど、PRの効果を期待し、要望といたします。

（4）に入ります。

企業誘致の進捗と現状については15回定例会にも質問させていただきました。約、丸1年になります。誘致事業の進捗状況、情報交換・情報提供の現状と内容について伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

企業誘致につきましては、現在、町が所有する造成済みの用地区画はありません。県の企業立地セミナーや東京事務所などに情報提供いたしまして、駅東第1土地区画整理事業地内の準工業地域や既存の工業団地内の民間未利用地のPR、さらには国・県の補助金制度を、既存企業へ情報提供に努めているところでございます。

駅東地区の準工業地域につきましては、以前からオーダーメイド方式での対応として行っ

てまいりましたが、企業の進出までには至っていないというのが現状であります。

なお、震災後のふくしま産業復興企業立地補助金や津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を活用しました東日本大震災後の本町に立地する既存企業の増設などに対しましては、これまで6社8件の事業が採択されておきまして、投資額で約133億円の設備投資及び130名を超える雇用が計画されたというような状況になっております。

今後も、補助金制度などの情報提供に重点を置き、既存企業のさらなる発展につなげるこ

とも大変重要であると考えておりますので、このような誘致情報の発信とともに、このような事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） では、現在申請中の企業はあるのか。既存未利用地の場所、面積は何ヘクタールか。造成計画は考えているのか。駅東土地区画整理事業地内の未工区分についての計画はどのようなものか。オーダーメード方式についての中身はどういうことなのか。また、企業誘致事業に対しては、活動旅費の予算、今年度は15万、来年度は14万5,000円という、その5,000円の差額の見解はどうですか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 現在の工業団地における未利用地は2件でございます。それと、民間から情報提供がありまして県のほうにつないでいる用地につきましては1件ございます。計3件の用地を、県等の企業局に情報提供しながら進めているというような状況でございます。

オーダーメードの考え方につきましては、これまで情報提供していく中で、現在の企業情勢としましては、オーダーメードの中では時間がかかり過ぎてなかなか話の土俵にのらないというのが現状であるというふうと考えておまして、他の市町村との交流の中でも、オーダーメードで計画していたが、なかなかそれでは話が前に進まないというのが現状だというような情報をいただいておりますので、今後、その点についても研究が必要であるというふうと考えております。

また、セミナー等情報の旅費関係の案件でございますが、金額に差はあるものの、基本的には前年度と同じベースで活動を行ってまいりたいというふうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 企業誘致事業の推進に関しては迅速な対応が必要と考えます。経過についてはさまざまな意見、そして提言を踏まえた議論の中で対処し、転換を図ることを課題として要望します。

（5）に入ります。ふるさと納税に係る方策の考えについて。

ふるさと納税制度についての納税者の見解はどうか。中身について検証の実施はどうか。来年度の納税の見込み額、そして特産品の予定の数、特産品の中身のあらまし、体験ツ

アー納税返礼の取り組みと課題についての考えをお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ふるさと納税制度につきましては、平成20年度から取り組んでおりまして、今までに2,000万円ほどの寄附が寄せられました。第一小学校の改修事業などに活用させていただいているところでございます。

返礼品につきましては、平成26年度から、町外の個人の方に対して3,000円程度の特産品を贈呈しております。ただ、平成27年度に税制改革によりましてふるさと納税制度が拡充されまして、多額のふるさと納税が寄せられ、一部では返礼品を豪華にしても取り組んでいる市町村もございます。

当町におきましても、平成28年度から、ふるさと納税制度の趣旨に反することなく、ふるさと鏡石の発展のため今までよりも多くのふるさと納税をいただけるよう、御礼であります特産品の贈呈に趣向を凝らす準備を進めてございます。

具体的には、納税額の金額に応じまして段階的に特産品の内容を変えるとともに、積極的なPRを進めてまいりたいと考えております。28年度におきましては、ふるさと納税の用途についても田んぼアート事業を追加しまして、寄附いただいた方の目に見えるようなものにしていく考えでございます。

また、お尋ねの見込みでございますが、今年度につきましては、観光協会に補助金を出して、一応500万というような目標額を定めまして推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） もう一つ、体験ツアー納税返礼についてお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1つ抜けておりました。大変申しわけございません。

体験ツアーにつきましては、これまでございましたけれども、28年度につきましては、その納税額に応じまして、町の事業であります田んぼアートの田植えとか稲刈り体験ツアーを企画して進めたいと考えております。

田んぼアートについては、毎年、田植え・稲刈り体験に多くの方が参加してございますのでこのような形をつくらせていただいたんですが、納税額が一応10万円以上というような設定をさせていただいて、このツアーにペアの宿泊券と特産品をプラスしてPRしていく考え

でございます。試行となりますけれども、ことしやってみて、課題が見つければまたそれに対応した策も今後検討させていただきたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 体験ツアー納税返礼については、町おこしに係る方策と考えます。町の年間行事、イベントなどに対処して検討することを要望いたします。

（6）に入ります。農作物、食品に対する認定制度の意向について伺います。

国の保護制度は、農作物、食品に関して地理的表示が登録されています。町として農作物、食品に対しての制度を設ける計画はあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

町農業の競争力や活力を高め農業を持続的に活性化していくためには、町内農産物の高い付加価値を実現しまして、新たな需要開拓を可能とする取り組みなど、さらなる振興を図っていく必要があるというふうに考えております。自信を持って消費者に薦められる農産物を町内鏡石ブランドとして確立し、広くアピールすることは大変重要な課題だというふうに認識しております。

農産物や食品に対する認定制度につきましては、他の製品との差別化を図るために、JAS規格や特別栽培農産物制度、機能性表示食品制度などにより福島県特別栽培農産物認証制度、またエコファーマー制度、福島県ブランド認証産品制度などがあり、町内の生産者もこれらに組み、農産物の高付加価値化を進めているという状況でございます。

これらの制度が有効に活用されるよう町としても支援していくとともに、町独自の認証制度につきましては、今後、調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） この制度については、地域の活性化、競争力、イメージアップ、セーフティーネット、ブランド化等々成果が期待できると考えます。町独自の制度の確立を要望いたします。

次にいきます。（7）18歳選挙権の対応について。

改正公職選挙法が成立し、選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられました。今年度6月から施行されますが、新たな有権者は福島県においては約3万8,000人、町の有権者は何名く

らいろいろかについてお尋ねします。

また、参加意識に対する町の取り組みについてどう対応していくのか。町として指針の課題に対してどうかかわるのか伺います。指針、ガイドラインの作成ということでお答え願えればありがたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

18歳選挙権の対応につきましては、今お話しになられたように、本年6月19日以降に実施されます国政選挙から適用されることになってございます。この年齢引き下げによりまして、町では約270名の有権者が増加する見込みとなっております。

国・県では、テレビや新聞など報道機関を通しましての広報を今現在一生懸命やっているところがございます。県におきましては、高校において出前講座や模擬投票が現在実施されているところがございます。町におきましては、これらの広報をホームページ、また広報紙などによりまして、さらに対象者には投票入場券とあわせて直接チラシ等を郵送するなどして広報に努めてまいりたいと考えております。

また、お尋ねのガイドラインにつきましては、国・県の指導に基づきまして検討させていただきたい、また国・県のガイドラインに合わせて推進をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 初めての試みなので投票率もわからない。向上すると思う。県の選管のコメントは、答えられない。これは民友かな、の記事に載っておるとおりです。町の参加意識の認識と対策を要望して、一般質問を終了させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君の一般質問はこれまでといたします。

---

#### ◇ 井土川 好 高 君

○議長（渡辺定己君） 次に、8番、井土川好高君の一般質問の発言を許します。

8番、井土川好高君。

〔8番 井土川好高君 登壇〕

○8番（井土川好高君） 皆さん、こんにちは。8番議員の井土川です。

第3回定例議会におきまして一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

寒暖の差が激しくなっているきょうこのごろです。また、ことしはインフルエンザ、スギ

花粉が大変多く発生すると報道されています。町でも十分な対策を講じておこなうとは思われます。町民の皆さんの健康を第一に考えて対策を講じていただきたいと思います。

あと3日ほどで、あの未曾有の東日本大震災から丸5年が過ぎようとしています。東京電力福島原子力発電所の事故による放射能の風評被害では、我が町では多大な被害をこうむりました。農家の方々も風評被害には大変苦勞されました。皆さんも風評払拭に大変努力をされ、今は少し落ちついたかなと思われます。町の除染作業も平成28年度で終了と言われておりますが、今の状況では終了するのか懸念されるところであります。行政の一層の努力が望まれます。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。

1番の遊具の設置についてですが、(1)番、3区コミュニティセンターに子供の遊び場所に遊具の設置をして子供たちが伸び伸びと遊べる場所とし、安心・安全な野外で健康で元気な子供を育むため、ここにぜひとも遊具を設置し、今はうちに閉じこもりがちな子供たちが外で遊べる場所をつくってやるべきではないかと思ひます。そうすることにより、子供たちに必然的に仲間意識、地域意識が身についてくるのではないのでしょうか。

この場所は景色もよく、見通しもよく、防犯の上からも最適な場所だと思ひます。この地域はまた若い世代が多く、子育ての家庭もたくさん出てきております。住みよい町をアピールして人口の増加を考えるべきではないか。

私は、議員になったときからコミュニティセンター前に子供の遊び場をと言ひ続けてきましたが、町の財政難でできませんでした。せめて遊具の設置だけでもとの思ひから町の考えをお伺ひします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

3区コミュニティセンターにつきましては、平成24年度に、国の復活交付金事業の認定を受けまして地域住民のコミュニティーの場として整備いたしました。駐車場スペースへの遊具の設置につきましては、コミュニティセンターの利用者駐車場として国の事業認定を受けていることから、他の用途への変更は可能かどうかも含めまして関係課と協議して検討してまいりたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 8番、井土川好高君。

〔8番 井土川好高君 登壇〕

○8番（井土川好高君） どうも今の答弁ではちょっと納得いきません。私は、さっきも言いましたとおり、議員になったときからずっと言ひ続けてきておりました。

それで、今、コミュニティセンターの東側にちょっとあいたところがあるんです。そのスペースを使い遊具を設置していただきたいと思いますので、質問させていただいております。遊具は大きいものは要りません。ブランコ、滑り台、シーソー、鉄棒、腰かけ椅子などがあればよいと思われまますので、町の考えをお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの再質問にご答弁申し上げます。

震災で3区のコミセンがあのように壊れたということで、現在の位置に新たなコミュニティセンターを設置したと。敷地は多分、前の3区のコミセンの敷地よりは広いというふうに私は認識しております。

そういう中で、ご質問があった部分については、設置されてから四、五年が過ぎているということでございます。もう一つは、やはり周辺地域がいわゆる新興住宅であるということからすると子供さんも多いという、そういった環境にもなっているということも踏まえて、これについては積極的な考え方のもと検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 8番、井土川好高君。

〔8番 井土川好高君 登壇〕

○8番（井土川好高君） なるべく前向きな考えをよろしくお願ひしまして、2番の牧場通りの花壇の設備についてお伺いします。この通りは、岩瀬牧場、また鳥見山公園などは運動施設もありますが、ここを通る人はいっぱいいるんですね。

(1)番の牧場通りの花壇についてですが、町の花いっぱい運動のときに植えられた花は二、三カ月はもっているのですが、花が終わるとその後は殺風景になっております。私は、ここを通るときいつもこの通りの殺風景さを感じているのです。

この通りは、岩瀬牧場に観光に来られる方、鳥見山公園の運動施設に来られる方が大変多い通りです。また、この地域の方たちの多くの方が散歩に利用しています。我が町の私はドル箱通りと思われまますが、そこで、岩瀬牧場通りの踏切の東側500メートルのところに花壇施設があります。花壇に少し手を入れ、花壇の回りをブロックで囲みきれいにし、そうして一年中花のある通りにし、我が町に来られる方々のいい思い出にし、遠藤町長の施策にもある、おりにてみたい、また来たい、そんな町にしていきたいと思ひますが、町の考えをお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

J R東北本線の東側の牧場通り北側につきましては、鏡石3区の区民の皆様によりまして、町の花いっぱい事業の一環として、毎年きれいで安らぎのある環境を整備されまして、町民の皆様も毎年楽しみにしているところでございます。しかしながら、花を植えるに当たりまして、道路の脇なものですから、花壇等の区切りがあればなお一層きれいなものになると思われま

す。震災以前につきましては、フローラの町づくり事業として、各地域・団体におきまして自主的、主体的な取り組みで花壇等の施設整備が行われ、町におきましてもその経費について補助を行ってきたところでございます。議員のおっしゃられるような一年中花のある通りにしたいという考えには共感させていただいておりますが、なお平成28年度の当初予算においては予定しておりませんが、今後、要望等を受けまして事業実施に向けた調整を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 8番、井土川好高君。

〔8番 井土川好高君 登壇〕

○8番（井土川好高君） 今、前向きな答弁をいただきまして、ここをきれいにすると皆さんがあそこを、岩農生も通るし、あそこは観光道路だと思っている、鏡石のね。と思っておりますので、前向きな検討を要望しまして、次に入らせていただきます。

3番の交通安全対策についてお伺いします。

（1）番、交通安全対策ですが、今、高齢者の交通事故が全国的に大変急増しています。

私も後期高齢者の一人です。私は、長距離ドライバーを30年近く無事故でやってきました。それはやはり目配り、気配り、思いやり、譲り合いの精神で、ドライバーも歩行者もこの気持ちを持ち道路を使えば事故は防げるのではないのでしょうか、私にはそう思われます。

そこで、我が町でも各行政区において、老人会の皆さんで交通安全教室を開催されてはと思われま

す。テレビ、新聞の報道を見ますと、毎日、悲惨な高齢者の交通事故が起きています。交通事故は被害者、加害者にとっても大変悲惨です。親、家族に多大な負担を背負わせることになります。このようなことになる前に家族皆さんで話し合ひましょう。このような事故になる前に町でも早急な対策が必要と思われるが、町ではどのような対策を考えているかお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員のおっしゃられるとおり、近年、全国的に高齢者の交通事故がふえております。町内でも同様の傾向がございまして、このような事故の対策としましては、今年度、交通安全協会と老人クラブが連携しまして、福島県警の歩行環境シミュレーターを使用した交通安全教室を鏡石4区で実施いたしました。これは、室内でも実際に路上を歩いている状況を体験できる最新の装置でありまして、参加者にも大変好評でございました。

来年度につきましては、この活動をさらに展開して、より多くの老人クラブで実施できるよう目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 8番、井土川好高君。

〔8番 井土川好高君 登壇〕

○8番（井土川好高君） 今、課長さんから今は4区だけのということがありましたが、各行政区でこれをずっとやっていけば、また皆さんが一人でも多く、警察の歩行のスライドをして見せるんですね、それを皆さんで受けてもらうとありがたいなと私は思います。

（2）番の国道4号線の4車線化が間もなく、町内久来石以南以外の区間は平成31年度開通の見通しとなっておりますが、工事などの交通障害が発生し重大な交通事故が懸念されますが、町としてどのような対策を講じているか。また、久来石以南の4車線化の見通しについてお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

国道4号線の拡幅でありますけれども、これについては、久来石の交差点を起点としまして終点の高久田までの約4.5キロという今現状であります。そういう中で、平成27年5月15日でありますけれども、役場前交差点から終点の高久田までの2.3キロメートルの区間につきまして、平成31年の開通見通しが記者発表されたということであります。役場交差点から起点の久来石の交差点までの残りについては、まだ公表されていないという状況にございます。

こういう中、この工事における交通影響、いわゆる交通事故対策につきましては、道路を切り回しながら施工をしているということで、部分的にS字カーブによる軀線形になっております。そういう中では、国道側として、工事箇所への安全対策としては看板、さらには照明及び誘導灯によって注意を喚起しているところでもありますけれども、さらに随時、町と国とで情報交換及び意見交換をしながら交通安全に努めているという状況であります。

また、久来石以南の4車線化の見通しということでもありますけれども、そういう中で昨年12月に白河拡幅が全線開通して供用されたということでもありますけれども、まだ事業化に至

っていない区間、久来石交差点から矢吹町まで、そして矢吹町の区間、そしてさらには泉崎村の区間につきましては、いまだ計画決定もなされていない状況であります。

そういう中では、1市2町2村で構成されております一般国道4号4車線整備促進期成同盟会によりまして、これからも事業化に向けて強く要望してまいりたいというふうに考えております。

私もこの4号線の拡幅期成同盟会の中で訴えていることは、やはり大震災の中でこの国道4号線は大きな役割を果たしてきたということでもあります。これからの東北の復興にも大きな役割を果たす道路であります。ましてや東北の玄関口だと。そういう中では、今、福島県に入ると「これよりみちのく」という、そんな看板もありますけれども、私は、これより魅力のみちのく東北、そういったものでやはりやっていくべきだということもお話ししながら、強くこの4号線の4拡についてはこれからも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 8番、井土川好高君。

〔8番 井土川好高君 登壇〕

○8番（井土川好高君） 4号国道は、今言われたように以南の市町村ともよく協議して、なるべく早く4車線化になるように強く要望しまして、次の質問に入らせていただきます。

4番の除染作業の進捗状況についてお伺いします。

（1）番、平成27年度は住宅除染に3億1,000万余りの予算を計上されましたが、今モニタリング調査をしているが、今年度中に除染作業は終了するのか懸念されます。もっと早い時期に発注できないものか。例えば6月、7月ごろに発注すれば作業もスムーズに進むのではないか。また、予算は平成27年3月議会に計上され議決されているのです。年度末に来てモニタリング調査をしている。もう少しスピードアップしてやっていただきたい。町民の皆さんが一日も早く安心して生活できるようにしてもらいたい。町のさらなる努力を切望し、町の考えをお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（菊地勝弘君） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、国の放射性物質汚染対拠特措法に基づきまして除染を実施しております。平成25年度より、比較的空間線量の高い西側地域から住宅や道路側溝を含めまして除染を進め、現在、4号線の西側の地区につきましては全て完了しているところでございます。

今年度の住宅除染は、4号線の東側の地区を北側から3つの工区に分けまして発注しており、まず鏡沼、高久田工区につきましては、空間線量の詳細モニタリング調査が終わりまし

て、その調査結果に基づき除染作業を実施中であります。

次に、不時沼、本町、3区の東側工区でございますが、こちらは先ほど議員さんがおっしゃったとおり、モニタリング調査に入っているところでございます。

次に、中央、中町、笠石工区ということで、今年度最後の実施予定の区域でございますが、こちらにつきましては、先週、業者が決定したところでありまして、今後業務に取りかかる計画となっております。

いずれの除染作業につきましても、昨日、繰越明許費の議決をいただいたところでありますので、早期完了に向けまして、受注業者と協議を重ねながら推進をしまいたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 補足してご答弁申し上げますけれども、我が町については、宅地の除染についてはいわゆる宅内保管ではなくてあくまでも仮置き場に持っていくという、そういったことから、あわせて道路の側溝の除染も一緒にしていると。ですから、終われば確実に、いわゆる宅内保管ではありませんので、宅内からの持ち出し、さらには側溝についても除染をしているということです。

ただ、今申し上げましたように側溝については、いわゆる底が0.23あっても地面から0.23マイクロなればできないという、ちょっと基準が違うので、大変そこについては残念でありますけれども、いずれにしても我が町はそういったことでしておりますので、確実にしているということもつけ加えておきたいと思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 8番、井土川好高君。

〔8番 井土川好高君 登壇〕

○8番（井土川好高君） 今、町長が言われたんですけれども、道路の側溝の除染ですね。これ震災前から側溝、掃除していないんですよ。震災前に10月ぐらいにたしかあったかな、たしかやらないでその次に震災が来てしまって、それからずっと側溝の除染はやっていません。

それで、普通のところはいいんですけれども、集水のところはなるべく、上だけはかったのではわかりません。そこは一回かき回してやってもらいたいと私は思います。そういうことを要望しまして、次に入らせていただきます。

（2）番のため池の除染作業についてお聞きします。

聞くとところによりますと、町外の業者が作業を行うと耳にしましたが、本当かどうかお伺いします。私は、町の仕事は町の業者に施工させるべきではないかと思われませんが、町内の

業者はどうしてできないのかお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 8番議員のご質問にご答弁いたします。

ため池の放射性物質の除去対策でございますが、平成25年度から27年度にかけて、県内のため池を農林水産省と福島県がモニタリング調査を実施しました。町内の調査のため池については、43カ所が対象になりまして実施されました。その結果については、水質については全てのため池から放射性セシウムは検出されませんでした。

ただ、池の底に残っている土砂については、3カ所のため池、背戸池、それから七曲池、梨池になりますが、この3カ所では、国の実施する目安である放射性セシウムが8,000ベクレルを超えた箇所として報告がありました。これらの3カ所のため池につきまして放射性物質の対象の箇所となりまして、そのうち背戸池につきましては、今年度、27年度になりますが、県営で対策事業として実施されました。残りの2つの池、七曲池と梨池になりますが、これは28年度の予算によりまして詳細調査を実施しまして、その結果に基づきまして対策の工法を選定して実施設計をしたいと考えております。

対策作業につきましては、実施設計をもとに予算化を図りまして業務を発注していきたいと考えております。現段階ではまだ発注に至っていないという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 8番、井土川好高君。

〔8番 井土川好高君 登壇〕

○8番（井土川好高君） 今私が言ったのは、これ、業者はどちらのほうの業者と言いましたか。ちょっと聞き漏らしたんですけれども、私は、他の町の業者がやると聞いたので、ちょっと聞いたんですけれども。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 先ほども申したんですが、残りの池については28年度、新年度に詳細調査をします。それで実施設計をしますので、それから工事が発注する予定ということでございまして、いまだ発注の現段階にはなっておりません。

その業者の選定でございますが、詳細調査をしない限りどの程度の予算になるかわかりませんので、今のところは何とも言えない状況になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 8番、井土川好高君。

〔8番 井土川好高君 登壇〕

○8番（井土川好高君） それでは、町内のため池全体で何カ所ぐらい実施の予定かお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。  
都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 再質問にご答弁いたします。

町内については、残りの2カ所についてため池の除染を実施をしたいと考えております。

なお、先ほどから出ております町内の業者にできないのかということではありますが、その町内の業者については実績を酌んでからじゃないと何とも言えないところがございます。ただ、町としては当然、町の事業の活性化とか町の振興とか、それから町内業者の育成もありますので、極力、町内業者に発注したいというふうには私的には考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 8番、井土川好高君。

〔8番 井土川好高君 登壇〕

○8番（井土川好高君） それでは、きちんとしたため池の除染をお願いしまして、次に入らせていただきます。

5番のカラスのふん害についてお伺いします。

(1)番、町内にどのくらいのカラスのふん害の苦情が寄せられているのか。また、駅前周辺、高久田の福島空港運輸の東の竹やぶ付近の事務所の屋根、壁、窓、歩道などがカラスのふんで大変汚れている。付近の住民の方々が大変困っています。この対策は町ではどのようにとられているのかお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。  
健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

カラスのふん害につきましてでございますけれども、昨年につきましては春ごろから、東邦銀行付近から南へ200メートルくらいの旧道沿いの地域がひどい状況でございまして、地域住民の方から数件の苦情がございました。カラス対策につきましての要望が寄せられていたところでございます。また、先ほども8番議員さんのほうからお話ありました高久田地区の4号線付近にカラスのふん害による苦情が寄せられております。

これらのカラスのふん被害に対する対策といたしましては、現時点で町では、効果的なカラス対策の情報収集には努めておりますけれども、これといった有効な対策がなくて大変苦慮しているところでございます。今後も、カラスの習性等などを考慮した効果的なカラス対策につきまして情報収集に努めていきたいと考えております。

また、電線等にカラスがとまるということもございまして、これにつきましても関連企業、

東北電力さんとの協議の上、対策についても総合的に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 8番、井土川好高君。

〔8番 井土川好高君 登壇〕

○8番（井土川好高君） このカラスのふん害は、この周辺にもいっぱい、真っ白くなるほどあるんですね。今はカラスばかりではなく渡り鳥が多くて、外国で変な伝染病とかいろいろな菌、そういうものを運んできているようですので、カラスばかりではなくいろいろなこれをやっていただきたいと思います。

私、それをお願いしまして、①番の他の事例では、町では音響、爆竹などが使用できないため、鷹を使い追い払っているが、今後、町の対策はないか伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 鷹などを利用したカラス対策ということでございますが、私ども、カラスを使った鷹匠ということでございまして、それを活用した景気対策ということで有効だということで、マスコミ等でも相当公表されているところでございます。

ただ、カラス対策につきましては、根本的な対策ということでいうと、その場からカラスが逃げ去ってしましまして、また先ほども申し上げたとおり、春先には東邦銀行さんの付近にしまして、私ども、若干効果が見られるというようなもの、グラスファイバーのらせん状のもの、カラスが嫌がるものを設置したところ、1週間ぐらい効果がありまして、町内のどちらかのところに一時避難というか、そういう形だったんですけれども、それもやっぱり1週間程度でまた戻ってきてしまったということと、多分原因があるとは思いますが、現在は高久田のほうに移動しておりまして、これもまた悩ましいところでございまして、根本的なカラス対策には至っていないということでございます。

先ほど議員さんのほうからもご提案いただきました鷹などの活用につきましても、今後の検討課題ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 8番、井土川好高君。

〔8番 井土川好高君 登壇〕

○8番（井土川好高君） カラスのふん害には皆さんどこでも困っているようですので、いろいろな、さっき課長さんが言われていましたようにプラスチックのものね、あれも1週間ぐらいというけれども、それをつけた後、今度は下にいっぱい転がっているんですね、そのプラスチックのものが。それぐらい、おカラスさんというのかな、あの人たち頭がいいのかなと思って私は感心しているんです。

いろいろな対策もあると思いますが、これから知恵を絞って、町民の皆さんが健康で明る

く暮らせるような町づくりをやっていただきたいと要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 8番、井土川好高君の一般質問はこれまでといたします。

---

◇ 菊 地 洋 君

○議長（渡辺定己君） 次に、5番、菊地洋君の一般質問の発言を許します。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） こんにちは。5番議員の菊地洋です。

平成28年3月第3回定例会で一般質問をさせていただきます。

2016年もあっという間に弥生3月を迎えました。ことしはさる年で、60年に一回回ってくるひのえのさるだそうです。完熟する年、形が固まる年、目的が定まり成長につながる年であると言われていたようでもあります。我が町においては、まち・ひと・しごと総合戦略の策定が進み、まさに町の将来像をしっかりと見据えて、住んでみたくなる町づくりの原点の年にしていかなければならないと強く感じられます。

本年は、新年からの日本経済は円高、原油安、株安と、スタートから景気よくなる材料は皆無で、アベノミクス政策に国民は不安を感じているところであります。そして、日銀のマイナス金利政策の導入は初めてのことで、この政策が景気好転へつながることを念じるものであります。

また、東日本大震災から5年が経過しようとしておりますが、私たちの住む福島県は原発の風評被害から解消されるものではありません。この出来事、惨事を風化させてはならないと思います。1000年に一度の震災と言われておりますが、防災への備えは地震大国日本の宿命であり、孫、子の時代へ語り継ぎ、原発への認識を高めていかなければならないと思います。

それでは、通告書に従い質問をさせていただきます。

まず1つ目でございます。農業政策についてお伺いをいたします。

初めに、全国的に各市町村で大きな問題となっている課題で、担い手、後継者不足、また高齢化による離農農家、昨今の米価安など数々の悪条件の中で、我が町の耕作放棄地及び遊休農地の現況についてであります。我が町のその面積と比率は直近でどれくらいあるのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

耕作放棄地につきましては、町産業課及び農業委員会による現地調査を実施しておりますが、その基準といたしましては、現に耕作されておらず耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地、これらを荒廃農地と定義して調査をしているところであります。

平成27年度の調査では、A区分として区分される再生利用が可能な荒廃農地が55ヘクタール、B分類に区分されます再生利用が困難と見込まれる荒廃農地が9ヘクタール、合計64ヘクタールで、町全体の農地との比較の中では5.3%という比率になっております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 比率として5.3%という数字をお伺いいたしました。その中で、55ヘクタールが再生可能ということであります。まず、この再生可能な放棄地に対して今後どのような対応をされるのかお考えをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 耕作放棄地の増加は、議員がおっしゃるとおり、本町だけではなく全国的な課題となっております。また、政府は、担い手の農地集積を目指し、耕作放棄地に対する固定資産税を引き上げるといような方針も示しており、予断を許さない状況でございます。

耕作放棄地となる主要な原因としまして、高齢化や担い手不足、土地持ちの非農家の増加などがありますが、耕作条件が悪く借り手がいないというようなことが原因の一つというふうに考えております。

基盤整備が実施された地区においては耕作放棄地の発生が極めて低いというような現状もありますことから、基盤整備を中心とした施策を進めるとともに、国・県の耕作放棄地対策の補助事業などを活用しまして、これらの耕作放棄地の発生防止、再利用に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） ただいまその施策として固定資産税の引き上げを考えているという、こんなふうなお話をいただきましたが、後継ぎがないとかそんなふうな条件の中で固定資産税を引き上げられるというのは大変な死活問題になってくるのではないかなというふうに思うのですが、その辺については、町長、どのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） ご質問にご答弁申し上げます。

この固定資産税につきましては、国の現段階での考え方だということでもあります。でも、このものが国のほうの方針で進められれば、この固定資産税がアップするということは町としてはどうしようもないという、そういう中にはありますけれども、我が町、特に圃場整備率というのが非常に低いということでもあります。

これは、ご承知のように我が町は戦後間もなく、いわゆる開拓、開墾というんですか、そういうもので既にその当時から1反歩区画の整備が行われたと、これが早く行われたということです。その当時は、この1反歩というのは作業に適した面積であったということでもあります。

しかし、その後、機械化が発達しまして、今では1反歩というのはどうしようもない、そういう状況に来ていると。今回、隈戸のパイプラインも360億円を投じてしました。できれば本来はこういったものが同時に、このパイプラインと同時に圃場整備もという計画があつてしかるべきだというふうに私は思っておりました。

私も町長になって、このパイプラインについての何かそういったものがなかったのかという話を聞きましたならば、実際はその360億円のパイプラインの計画にあつてはそういった圃場整備も想定したものであったということがわかりました。ですから、私は、これはある面では逆な立場で、圃場整備を先行してやることが大事だったのかなというふうに思っております。

そういう中で、我が町もこれから、今、高久田で圃場整備を進めておりますけれども、やはりしっかりと、米の値段はどうあれ、いずれにしても我が町の環境、いわゆる農地に囲まれた市街地、農地が面積の約半分と、そういったことからすると、しっかりとしたこういった対応をしていかなければならないというふうに考えているところです。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） ただいま町長の答弁の中にありましたように、圃場整備をすることによって耕作放棄地は減ってくるという、これは全国的な統計でありまして、きっちり圃場整備ができていく地域は耕作放棄地がほとんどないというふうな全国的な統計があるようであります。

また、いろいろなところの例がありまして、県内でありまして、いわき市が震災後に復興のシンボルとしてオリーブを植えようという気概が出てきたと。150本を定植して、現在30カ所までふえたそうであります。いわきの気候風土に見合う品種を研究して、この耕作放棄

地を利用して環境と調和した農業づくり、そして産業としての農業づくり、加工食品による地域ブランドづくり、将来は観光資源として事業を生かして地域に元気を取り戻したいというふうなことで、将来、NPO法人として農商工が連携をして6次化を目指しているというふうな事例があるようであります。

また、北海道の夕張であります、ご存じのように夕張メロンがブランド化をしております。かつては炭鉱で人口が12万人ほどいたそうではありますが、現在は1万人弱というふうなところでありますが、ここには企業が参入をしまして、夕張メロンですと4ヘクタールをつくるのが1農家ではもう目いっぱいであるということでもあります。そこに企業、ツムラ薬品ですね、今まで薬品をつくるのに中国にほとんど依存していたというところが、最近になりまして夕張に進出をしまして、この耕作放棄地に薬草を植えて企業との連携の中で耕作放棄地を減らしているという、こんな事例もあるようであります。

どんどんこういうふうな事例を我が町の中で、合うか合わないかわかりませんが、合うような施策を考えながら取り組んでいくという、こんなふうな気構えが大事かと思いますが、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

私もまさにそのとおりだと思います。例えば人口減少のある村、そういったことからすれば我が町は減少率は非常に少ない。今、近隣にお勤め、町内にも勤められている若者がいる。そういうことからすれば、我が町は全体面積は県内で3番目に少ないんですが、農地面積は上位にあるという、そういう位置づけになっております。そういうことからすると、しっかりとやればこの地域においては農業もさらに活発にすることができるというふうに私は思っております。

そういう中では、やはり何といたってもこの圃場がこういった状況ではどうしようもないというのが実感であります。そういう中で、しっかりとこの圃場整備も進めながら、つくることよりも売ることを踏まえてやるのが大事なんだなというふうに思っておりますので、その辺については全く同感であります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 町長が前向きに、そういうふうな方向性で進んでまいりたいという決意が伺われましたので、次の質問に移らせていただきます。

次に、中間管理機構の活用についてお伺いいたします。

この機構は、平成25年10月5日に農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業経営基盤強化促進法の一部を改正する等の法律が成立をし、我が国の農業構造改革を推進するための農地利用の集積・集約化、遊休農地解消の改善、そして青年等の就農促進施策の強化などの政策が盛り込まれました。

我が町においての現況とあわせて、耕作放棄地との関連性についてお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

農地中間管理事業につきましては、県におきましては、公益法人福島県農業振興公社がこの中間管理機構として福島県の指定を受けまして、平成26年4月から業務が開始されております。

鏡石町においては、現在までに農地を出すという方、出し手が3件、農地を借り受けるという受け手が4件、これの賃貸借契約がまとまったというような状況でございますが、依然として全体としては出し手、農地を出したいという希望の方が圧倒的に多くて、受け手となる方とのマッチングが非常に難しいというような状況にありまして、中間管理機構の目的の一つである耕作放棄地の解消ということには現段階では至っていないというような状況でございます。

今後、中間管理事業を推進していく中で、担い手が行う耕作放棄地再生の補助金の活用や、中間管理機構が行う耕作放棄地の再生と簡易な基盤整備の活用を視野に入れまして、耕作放棄地の発生防止と解消を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 中間管理機構については情報公開というのは考えているのかどうか、この辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） この中間管理機構の機能の中では、これらの出し手の情報、受け手の情報を広く一般に情報公開することで企業などあらゆる方がその農地の情報を把握し、進出できるような環境を整えるというのが機構の目的でもありますので、鏡石町のそういった状況も広く一般に公開されるということでございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

[5番 菊地 洋君 登壇]

○5番(菊地 洋君) 借り手と受け手とその辺のバランスがよくいくような、中間ですから、本当にバランスがとれるような施策をとっていただければというふうに思います。

次に、中間管理機構の施策の一つであります。新規就労者についてお伺いをいたします。ここ数年の現況と実績についてお伺いをしたいと思います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(小貫正信君) ご答弁申し上げます。

近年の鏡石町における新規就農者の数ということですが、震災の年、23年には3名、24年はゼロ、25年度に1名、26、27年度はゼロというような状況でございます。

○議長(渡辺定己君) 5番、菊地洋君。

[5番 菊地 洋君 登壇]

○5番(菊地 洋君) なかなか農家に就労するというのは大変なことだと思います。この数字を見て。今後、例えば企業、それから個人もありますけれども、農家へ就労したいというふうになった場合の町としての支援策は考えているのかどうか。また、組織的に指導とかそういうふうなところはどうかお伺いをしたいと思います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長(遠藤栄作君) ご答弁申し上げます。

この新規就農者、今見ますと、課長からあったとおり23年3名、そして25年に1名という、非常に少ない状況だということです。

先ほど申し上げたとおり、我が町の面積の半分が農地だと、そういうことからすると、やはりしっかりとした就農対策をしなければ、先ほどの市街化区域の話ではありませんけれども、周辺が荒廃してしまうと。そういったことからするとしっかりと取り組む必要があるというふうに感じております。そういう中では、今後、新規就農に対する支援、こういったものについてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長(渡辺定己君) 5番、菊地洋君。

[5番 菊地 洋君 登壇]

○5番(菊地 洋君) なかなか新規就労の方々が出てこないということで、支援策とか組織ということは考えていくのが大変だと思いますが、今後、新規就労者の希望がある場合には、合併になったJAなどとバックアップ体制をしっかりと築いていただくことを要望したいと思います。

次に、県中都市計画における町内の市街化調整区域についてお伺いをいたします。

県中都市計画については、郡山市、須賀川市、そして鏡石町ということで約3万7,000ヘクタールの規模でこの県中都市計画がなされておられるわけですが、震災の後、自分の所有している土地でありながらなかなか建物の確認申請がおりないというケースが多々あったかと思えます。

そこでお伺いをいたします。町内の町道、特に旧4号線、鏡田・笠石線、そして県道、国道沿線の調整区域の現況は確認のためどういうふうになっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 5番議員のご質問にご答弁いたします。

町道、県道、国道の区域の状況ということになりますが、まず町道についてでございますが、町道笠石・鏡田線につきましては高久田の一部、それから鏡沼の一部、本町の一部、笠石の一部が市街化調整区域となっております。

県道沿線につきましては、県道成田・鏡田線沿線、羽鳥の一部、それから豊郷、成田の一部、それから県道下松本・鏡石停車場線沿線については仁井田の地域が市街化調整区域となっております。

次に、4号沿線につきましては、笠石の一部、それから久来石の地区が市街化調整区域となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 今、市街化調整区域のところについてはお伺いしました。鏡石町については、たしか2,300ヘクタールですか、おおむね区域になっているということで、須賀川、郡山から比べれば大変面積は少ない。もちろん土地そのものがないわけですから、その中で2,300ヘクタールが市街化調整区域になっているというのは大変大きな問題だと思います。

その中で、先ほども質問にありましたけれども、平成31年に4号国道が一部4車線化になるわけでありますが、この拡幅に伴う調整区域の見直しについては考えているかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 4号線の拡幅に伴う調整区域の見直しというご質問なんですけど、4号線の拡幅につきましては、市街化調整区域が道路用地になりました建築等を

行う場合、以前と比べて面積が狭くなりまして、大規模な沿道サービス等を行う場合は支障を来すというふうに想定されるところでございます。

見直しについては町及び県の計画に位置づけされていることとなりますので、次回31年、次回の見直しについては5年に一回なので31年というふうになりますが、県の都市計画マスタープランの改正時期に合わせまして、4号拡幅の進捗も合わせまして31年となりますので、町としての拡大の必要性について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） なぜ見直しを聞いたかという、須賀川から4号線ずっと走ってまいりまして、鏡石、高久田に入ってそれからというのは、例えば4号線が4車線になっても、明かりがなくて大変寂しい感じを受けられるわけでありまして、

一応、4号線沿いについてはある程度の建物を建てられるという、こんなふうな形になっているようではありますが、今後その辺をしっかりと見直しをしていかなければ、我が鏡石町は須賀川から入ってきて何か物すごく暗くて寂しさを感じるという、こんなふうなイメージを受けられるわけでありまして、31年に開通と同時に、今現在見直しを進めながら、にぎわいの創出ではありませんけれども、通りがやっぱり暗くて人は寄ってこないのではないかなというふうに思いますので、5年に一度の見直しということをお伺いしておりますけれども、その辺の考え方について再度お伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

私も職員時代、いわゆる開発課におりました。そういう中で、この駅東の市街化区域、56ヘクタールを設定するに当たりまして一つ検討の交渉の中で問題になったのは、既存の市街化ですね、空き地があるだろうと、そういう中ではなかなか拡大を認めることができないという、そういったやりとりが非常にございました。

そういう中で、今、駅東の区画整理がまだ10ヘクタールのみしか手をつけていない、46ヘクタールの市街化区域が手をつけていないという、そういった状況からすると、この市街化区域拡大というのは今までの経験の中では大変難しいのかなと、人口減少も含めて。

そういうことからすると、この駅東について、全協等でもお話しさせていただきましたけれども、しっかりと今後どうするかということについてやっていかなければならないと。そういう中で、今、議員さんが質問されたそういった部分についても大きくかかわってくるんだろうなというふうに思っております。

そういう中で、しっかりとこの駅東、そして今、4号線等も含めて進めて、どうするかということもあわせて、4号線ばかりじゃなくて、あわせて検討していかなければならないというふうに考えているところです。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） これから大変頭の痛い点かなということで、2つの質問、いずれも国・県等々が絡みながらの問題で大変難しいところだと思います。今策定が進んでいるまち・ひと・しごと総合戦略の中でも人口減少対策など掲げられておりますが、いろいろところでこの市街化調整区域の縛りが妨げになっていると思いますので、どうか、5年、5年の見直しとなっているようですが、町の主体性を前面に出し、一日も早い見直しがかんよう鋭意努力していただくことを希望し、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君の一般質問はこれまでといたします。

---

#### ◇ 木 原 秀 男 君

○議長（渡辺定己君） 次に、11番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 11番議員、木原でございます。

大変お疲れのところ申しわけございませんが、一般質問に入らせていただきます。

東日本大震災から丸5年がたとうとしておりますけれども、しかし風評被害というふうなものは非常に恐ろしいことだということでございます。

2月11日から2月15日まで、沖縄県北谷町のスポーツ少年団の方々、団員10名と父母の方々4人、合計14人で来福来町されましたが、本来であれば平成27年3月、前年ですね、来る予定でございましたが、ただ、父兄の間からわざわざ放射能の被害があるところに行く必要はないのではないかというふうな意見が出たようで、1年間延期になったようでございます。そこで、去年の12月に北谷町の教育長と教育課長が来町されまして現地を視察し、そういうふうなことでようやく父兄も納得して、ことし実施になったというような現状でございます。しかし、募集しても6人しか最初は集まらず、そして第2次募集でようやく4名が応募されて10人になったという経過がございましたようです。

福島の米もそうですけれども、野菜もそうですけれども、他県と比較されますと非常に福島県産というのは弱いというふうなことでございました。これが風評被害というものである

と思うんですけれども、そんな中、来町来福され、磐梯山のスキーや、また当町においてのスポーツ交流、ホームステイを楽しんで帰られました。

帰りの鏡石駅でのことでしたけれども、子供たちのことですが、自分の背丈より大きな旅行バッグを抱えて階段を上るのが、移動するのが大変な様子がかいま見られました。やはりこういう時代になりますと、エスカレーターでもあったほうが、若年者や身体障害者にとっては非常に優しい町づくりなのかなというふうな気もいたしました。

何はともあれ、無事、北谷町に到着しましたとの連絡があり、ほんと安心したところでございます。こういうふうなことで、簡単に東日本の大震災はなくなるということで、風評被害の恐ろしさ、やはり当町の考え方だけではわからないところがあるというふうなことで思い知らされたわけでございます。

前置きが少し長くなりましたけれども、まず1つですけれども、町長の政治姿勢についてお伺いします。

人口減少の社会について論じてみたいと思いますけれども、平成の大合併については、町長は参加しなくてよかったのか参加したほうがよかったのか、あれから15年ですが、お答えいただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

できれば木原議員さんの考え方もちょっとお聞きできればよかったなというふうに思っております。そういう中にご答弁申し上げたいと思います。

平成の大合併は、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法に基づきまして1999年から2010年までに行われました。2005年前後に最も多く行われました、その中でも。そういう中では、3,232だった市町村の数が2010年3月末には1,728とほぼ半減をしたということでもあります。

本町においても、当時、近隣市町村との合併については検討を行ってきた経緯がございます。そういう中で、合併しない方向に結論づけられたというふうに私は認識しております。

市町村合併の成否については、一概に成否を判断するのは難しいと思います。ただ、東日本大震災への対応に絞って検証するとすれば、合併をしなかったことで、地震発生直後の対応やその後の復旧・復興事業への取り組み等が十分にできてきたのではないかなというふうに思います。そういう中で、私は、合併しなくてよかったというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[ 11番 木原秀男君 登壇 ]

○11番(木原秀男君) そうですね。私のほうでもさっきちょっと例を言えばよかったのかなと思っておったんですけども、町長のとりあえず考えを聞きたくてということでした。

須賀川も岩瀬も、平成17年4月1日に合併したんですけども、住んでいる方々から見れば、やはり合併しなくてよかったというようなことも言っております。まだ一部の声ですけども、そういうふうなものはやはり地域の差もありますいろいろな面で違いがあるかと思うんですが、私も参加しなくてよかったと思っております。

鏡石には駅があり、駅を中心としたコンパクトな子育てしやすい町を町長は目指しておるというようなことでございますけれども、とにかく便利がよいと。そして、フラットボディーだということを使い勝手がよいという町のようにございますが、欲を言えば、自然が少ないというふうな点はあるのではないかと思っております。ちょっと先の話になりますけれども、今後、このようなことはどのような考えで町を切り盛していくのか、そしてまたもう一つは、今後人口が減りますと、単体では難しくなった状況になればどのようなまちづくりを目指すのかお伺いします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長(遠藤栄作君) ご答弁申し上げます。

この合併に関連してでありますけれども、先ほどの部分にもう一つつけ加えさせていただきますと、檜枝岐村、今回の10月1日で612名の人口だと。予算規模も12億円程度である村が成り立っているということからすると、我が町は四十五、六億前後だということからすると、やはりああいう村でも成り立っているということはすばらしいことだなと。そういうことで、合併をしなくてもよかったということにつけ加えさせていただきたいと思えます。

あと、この小さな町の中でどういったことでこれから運営していくのかということに関しましては、やはりこれ我が町単独だけではいけないという部分も当然出てきます。そういったことについては周辺町村との連携というものが大切だと。特にこの須賀川、岩瀬郡、いわゆる一市一町一村という、まさに市町村の体をなしている地域であります。こういった市町村という一つの、一市一町一村、こういったものをしっかりと認識しながら、これからこの地域の中でそれぞれのいいところ、悪いところ、そういったものを補いながら、連携しながらしていくことが大切ではないかなと。そういう中では、須賀川市長、天栄の村長、私も含めて、常々そういった中身での議論をしながら、連携をとりながらやっていきたいと思います。今進んでいるということでございます。そんなことでご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） まさしく今出ましたけれども、やはりある程度の面積がなければやっていけないというふうなことで、今お話出ましたが広域連携ですよね。これは東京都杉並区と西伊豆町が広域連携していると、こういうふうなことも最近聞いております。確かに、この鏡石町は便利はいいですけれども自然が少ないということで、その分、やはり生産物が少ないのかなというふうなことも考えられるわけでございます。将来は人口が減るということも予想されますが、選挙の区分けにも大きく影響してくると思うんですが、これらに対しても今後の先を見通した考えとして道州制というふうなものもございしますが、この点に関してはどのように考えておられるかお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 道州制についてでありますけれども、私も正直言って多くは勉強していない部分もございします。ただ、あるものを見ますと、道州制となるとどうしても、例えば東北の中ではやはり仙台が中心になってしまうということが私は一番大きな課題であるというふうに思っております。そういう中では、私自身は今のままで、今の状況の中のほうがよりよい、まさにコンパクトではありませんけれども、福島県のこのコンパクト、いわゆる大きな東北ではなくて福島県のコンパクト、そういったものが大事なのかなと。それがひいては我が町のコンパクトシティ、コンパクトな町とも同じ考えではないかなというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 小さくなれば国の都合でどんどん合併させられるということということで、行く行くはそういうふうなことも出てくるのではないかなというふうなことも考えられるということです。これ仮定の話で申しわけございませんけれども、人口がどんどん減ればやはりある程度、今ヨーロッパあたりで起こっている難民の受け入れというふうなものも考えなければならないのかなと、日本自体がそういう時代も来るのではないかなというふうに考えられますけれども、町長の所見を伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） これも国会答弁になるかもしれませんが、私、国会議員ではないのでそういったことについては大変難しい答弁だなというふうに思っております。これ

につきましても、いずれにしても世界の中でそういった困った方がおるというのも現実であります。そういう中では、国会の中でも議論をしながら、本当に受け入れると、そういったことも含めてしっかりと議論をしていただきたいということを申し上げて、答弁にかえさせていただきます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 先々の話ですから。しかし、やはりある程度リーダーというものは考えておかなければならないことだと私は思います。そういうふうなちょっと覚悟の話もいたしましたけれども、次の質問に入ります。

2、笑っている場合じゃないですね。下記の語句の説明をお願いします。

一つ、下流老人、二つ、介護難民、三つ、人口蒸発、四つ、こども食堂、よろしくお願ひします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

下記の語句の解説ということでございますが、この語句につきましては、社会福祉士で生活困窮者支援を行っておりますNPO法人ほっとプラス代表理事の藤田孝典さんがつくった造語と言われてございます。藤田さんの著書の中では、生活保護基準相当で暮らす高齢者及びそのおそれがある高齢者と下流老人は定義されてございまして、下流老人の当事者のみならず全世代にわたる社会的問題が、現在、問題になっているというところでございます。

次に、介護難民につきましては、高齢化に伴って介護を必要としている高齢者がふえ続けている中、介護が必要なのに施設でも在宅でも適切な介護サービスが受け入れられない高齢者の方を介護難民と言われているようでございます。その原因としましては、要介護・要支援認定者がここ十数年で急増してございまして、介護サービスを提供する事業者や介護職の人員不足が深刻になっていることなど、需要と供給のアンバランスな状況が介護難民を生み出す最大の原因だと言われてございます。

次に、人口蒸発につきましてはなんですが、今回の人口ビジョンの中でも取り上げておりますけれども、このままの出生率が続けば今世紀末には5,000万人に縮小し、高齢化率が40%に達し、日本の社会の活力と国の生命力は衰弱してしまい、国としての財政・社会保障制度も崩壊してしまうと言われてございまして、そのためにも、人口減少と少子高齢化への大胆な政策が求められているところでございます。

次に、こども食堂につきましてはなんですが、経済的に厳しかったり、ひとり親で食事の支

度がままならないなど、さまざまな事情を抱えた子供らに無料や低価格で食事を提供する場所がございます。育ち盛りの子供に十分な栄養と大人数で食卓を囲む楽しさを知ってもらう目的で、首都圏を中心に広がっているところがございます。

以上、語句の説明をさせていただきました。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 大体合っておりまして。勉強されておりました。

下流老人のほうもそうですけれども、NPO法人のほっとプラス代表の藤田孝典さん、端的に申し上げますと、生活保護を受け基準となる金額で暮らす高齢者及びそのおそれがある高齢者というふうなことが出ておりました。具体的に申し上げますと、収入が少なく十分な貯蓄もなく、さらに周りに家族など頼れる人がいないというふうな高齢者を指すそうでございます。日本では600万人から700万人と推定されております。また、下流中年とか1億総下流というふうな言葉も、そのときの藤田孝典さんの言葉の中にはございました。

介護難民というのは、要するに介護を受けて介護から余された人ということですが、端的に言いますと。そういうふうな人が介護のほうでは難民、どこも受け入れてくれる人がなくて介護難民になるということですね。

3番の人口蒸発ですけれども、これはちょっと怖いですが、自治体の人口減少が続きますと、最高人口の半分くらいになりますと、周りに住んでいる人が、俺もこの町に住んでいいのかなというふうな、自分たちで疑心暗鬼になって夜逃げをするそうです。ということが蒸発というふうな言葉にかえられたわけですが、はっきり言えば夜逃げです。

それから、こども食堂というのは、今説明あったとおり、生活困窮家庭の子供が週一回くらい、ボランティアの人たち、大学生の経営する食堂で食事をしたり勉強を見てもらったりというふうなことで、県内では、会津若松市のNPO法人寺子屋方丈舎が開設されて半年になるそうでございます。なお、日本の17歳以下の子供の貧困率は16.3%でしたそうございます。

これからの日本は未曾有の高齢化社会に突入してまいります。人口減少はあらゆる社会に影響を及ぼしますが、鏡石町は、極端には人口は減らないと言い続けてまいりましたが、ここに来てようやく減りつつある数値が出てまいりました。今後真剣に対応しなければならない。どのような対策が必要かまとめて質問します。

- 1、子育て支援の充実としてどのような施策が必要か。
- 2として、雇用の安定確保についてどのような誘致企業が必要か。
- 3、医療や介護の充実についてどのような方向性があるのか。

これも先ほどの前の議員の方々も質問しておりましたけれども、同じことでも結構ござ

いますのでご答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、国の子ども・子育て支援法に基づきまして、平成27年3月に鏡石町子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。この計画は、「あたたかみのある子育てができるまちづくり」を基本理念といたしまして、本町の子育て支援の取り組みを推進するための計画でございます。平成27年度から平成31年度までの5年間で1期としております。

事業計画には次の5つの基本目標が設定されておまして、1番、家庭における子育て支援、2番、子育てと仕事の両立支援、3番、心豊かなたくましい子供を育む教育・保育の推進、4番、援助を必要とする子供や家庭の支援、5番、子育てしやすい生活環境の整備などございまして、今後も引き続き関係機関と連携を図りながら事業計画を推進してまいりまして、子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、具体的には、例えばでございますけれども、保育所の待機児童を出さない、並びにその保育所の利用料を国の基準よりも低額に設定する。今年度、幼稚園の入学予定者が4歳児で34名でございましたが、それを、例えば1学級基準が35名であるものを17、17と2つのクラスにしまして、より目の届く範囲を広げるといふことと、なお、支援を必要とするお子さんたちに対応します特別支援員を配置するなどの施策を図っておるところでございます。

引き続き、11番議員さんの連続してのご質問でございますので、③の医療や介護の充実についてどのような方向性があるかということでご答弁を申し上げたいと思います。

人口減少と高齢化の進展、いわゆる少子高齢化につきましては、団塊の世代が75歳を迎える2025年における介護や医療の2025年問題と言われております。この2025年問題は、将来における施設や病院では、総人口や働く世代の減少によりまして看護師や介護士の人手不足が今よりもっと深刻な問題になることが予想されておまして、施設や病院に簡単には入所や入院ができなくなることが予想されている問題でございます。

したがって、住みなれた地域でできる限り元気であるよう、介護予防事業に重点を置いた医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体となった地域包括ケアシステムの構築を進めていくような施策を展開してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 続いて、②についてご答弁申し上げます。

雇用の安定確保についてどのような誘致企業が必要かということでございますが、雇用の安定にとっては、多種多様な働き方ができる、そういった職場が必要であるというふうに考

えております。福島産業復興補助金などの補助金を活用した既存企業の増設などで、鏡石町内においても多くの雇用が予定されている状況でございます。また、東日本大震災以降、情報通信関連産業や医療関連産業などの製造業を中心に、ふくしま産業復興投資促進特区という制度で集積を目指す業種として、県中地域を中心に産業の集積を図る計画が福島県において進められております。

本町には、医薬品や医療関連産業、さらには航空宇宙関連産業に取り組む製造業が発展しておりまして、企業の新規投資や補助金などの活用でさらなる雇用の創出が期待されます。県と連携しながら情報を共有して、人材を含めてこのように多様な職場が確保できるように努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ただいま1、2、3の答弁をいただき、ありがとうございます。

それから、鏡石の特産品は何かといつも思っているんですけども、鏡石の特産品とはとりあえずどういうふうなものがあるのか、そして今後どのような方向でブランド化して伸ばしていくのかお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 木原議員、これは通告外でしょう。ブランド品、これは通告に書いてないもの。

○11番（木原秀男君） 答えられないことはないでしょう。

○議長（渡辺定己君） ないけれども、通告に基づいて我々は一般質問をしているんですから、通告外にわたっているものは……

○11番（木原秀男君） じゃ、いいです。

それから、議長、もう一ついいですか。

○議長（渡辺定己君） はい、どうぞ。

○11番（木原秀男君） 通告がないからというふうなことなんですが、普通はアドリブで答えなければならないというふうな問題だと思いますよ。前から説明して、議員さんの方々にも言ってあったようですけれども、それくらいはやっぱりアドリブで答えられなければならないと思います。

もう一つお伺いしますけれども、これから高齢者が多くなると、今の1、2、3の質問の中で。そうすると、後期高齢者に対する施策というものはどのようなものがあるかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

高齢者に対しての具体的な施策ということでございますけれども、私ども、先ほど医療や介護の充実についてどのような方向性があるかということでの答弁の中でもお話をさせていただいたところでございまして、今後は医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体となった地域包括ケアシステムの構築を進めていくということの中で、特に、現在のところ私ども考えておる中身といたしましては、在宅医療と介護の連携が今後は重要ではないかなと考えております。

これについては県中保健福祉事務所と地元の医師会等で検討しているところでございますけれども、例えば、本日のニュースでもございましたが、高齢者夫婦世帯において、介護疲れで寝たきりの夫をベッドで首を絞めて殺害した妻が手首を切りまして自殺を図ったというような痛ましい事件もあったように、今後につきましては、そういうものを未然に防止するための一つとしては、先ほども申し上げた在宅医療と介護の連携が特に必要ではないかということで、関係機関等との連携を図りながらそのシステム構築を進めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 補足して私のほうから申し上げますけれども、先ほどの語句ではありませんけれども、下流老人からこども食堂ということでありましたけれども、私は、やっぱりここで一番大事なのは、しっかりとした所得、収入があることがいろんな問題解決につながるというふうに思っております。今まさにワーキングプアという、そういった用語もございます。働いてもお金が余り入らない。これは、今、子供であっても将来は必ず老人になるわけですから、そういったことをこれからはしっかりとやらなければならない。これがやはり国の政治の力だというふうに思っております。ここをしっかりとすることによって、我々はその中でいろんな面で補うというんですか、そういったことが大事なのかなと。

ある資料を見ましても、我が国は先進国でありながら子供の6人に1人が貧困の状況だということで、私は、これからの大きな課題になるのかなというふうに思っております。そういう中では、公的な教育支出についても、経済開発協力機構の31カ国の中でも最低の割合だということなんですね。ですから、国の中でしっかりとした教育が保障されるとか保育が保障されるとか、こういったことが大事なのかなと。そういう中で私もできる限りのことはしますけれども、やはり大きなものはそこに課題があるのかなと私自身は思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） まさしくそのとおりですけれども、子育てにしろ、雇用の安定にしろ、医療・介護にしろ、やはり地道な努力が必要だというふうなことでございます。

ちなみに、いろんな面での移住者関係の上位ランキングというものは、1位は岡山県、2位は鳥取県、そして3位は長野県、4位は島根県だそうです。いずれも、私どももこのところから長野県には研修に行っておりますけれども、自然に非常に厳しいところ。自然に厳しいところは努力をしているということです。鏡石の場合は、平たんでそこそこ人口が減らないからと。ちょっと心配な部分もございますが、要するに自然は厳しいと、人口減少はとめることができないということで、待たはかけられないということで、非常に努力をしなければならぬというふうなことでございます。

次に移ります。

除雪対策についてでございますが、これは生活に密着した質問ですが、1月18日の朝は大雪が降りました。もちろん通学・通勤にも支障は来しておりましたが、この日は1週間前より低気圧の予報がありまして警戒警報も出ていたと思うんですが、それにもかかわらず、当日の朝は大雪でゴった返していたというふうなことが見受けられました。大雪に対する町の除雪対応の体制をお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 11番議員のご質問にご答弁をいたします。

大雪に対する除雪対応でございますが、平成26年2月に大雪がございました。これを機に、町道については道路の除雪計画を見直したところでございます。

対策の区分ということになります。平常の対策と豪雪の対策ということで2段階に分かれています。平常につきましては、連続降雪が30センチに至らない状況をいいます。豪雪については、大雪または豪雪警報が発令され、町民に及ぼす影響が大きいと予測される雪害が発生するといった場合の対処ということで、二通りございます。

豪雪の対策につきましては、豪雪に対する諸般の対策を統一し、かつ関係機関及び団体と連絡・調整を図るということで対策本部を速やかに設置して、鏡石町地域防災計画に基づきまして道路の除雪対策を円滑に、それから適切な除雪の実施に努めております。

いずれにしましても、町道につきましては、出動の基準としましては降雪深が10センチ以上で降雪状況や気象の状況を踏まえまして、直営、それから鏡石町建設協同組合への作業の委託によりまして除雪作業を実施しているところでございます。

また、この豪雪を機に、県中管内の関係機関の連絡協議会と申しますか、円滑な交通の確保ということで県中地方冬期道路交通円滑化連絡協議会というのが発足されまして、豪雪時には関係団体が協力し合って、その状況に応じて臨機応変に対応できるよう協力体制を整え

るというようなことになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 私が聞いたのは、その当日、2月18日の、今の答弁でいいんだけど、肝心なところは、2月18日は何時ころそういうふうな対応のし出しに入ったのかというような体制のとり方を聞いたかったんです。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 前回の大雪の対応ということになりますが、早朝除雪ということで、午前3時に周りの状況を確認をしまして協同組合のほうに出動要請をしまして、4時から出動になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 3時に集まって4時に発令というふうなことですけれども、天栄村あたりは、そういうふうなことがあったら、一晩中起きているということです。そして、13号線の栗子峠もちろん一晩中雪かきをしているというふうな状況です。鏡石あたりはたまに降るから対応の鈍さ、まずさがあるのかなというふうに思いますけれども、例えば、質問しますけれども、苦情などはなかったのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 苦情につきましては、何件かの町民からの苦情をいただいております。その苦情の内容につきましては、グレーダーがいつごろ回ってくるのかとか、歩道については多少おくれぎみじゃないのかというふうな苦情が来ております。それから、その後の苦情になりますが、グレーダーが通った後、自分のうちの前に雪が置いてあるというふうな苦情もありました。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 苦情は非常に多かった。頭にきて、町に言ってやるんだというふうな人もいました。

それで、そういうふうなことの反省として、今後それでいいのかどうかということをお聞

きしましょう。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 町道の除雪については、町道、大分長い路線がございまして、いろいろ苦慮しているところでございます。それから、町道を除雪するのを委託する業者につきましても、機械を持っていない業者がほとんどでございまして、機械は町がリースして貸し出しをしていて、2台のグレーダーでもって走っております。そのグレーダーにつきましても、往復路線になりますが、町を走るのに約20キロから30キロぐらいで走るようになりますので、幹線道路を行ったり来たりしますので、なかなか思うように掃けないという状況でございます。

それから、歩道はローダーを使いまして直営でやっている状況でございまして、これでいいのかというふうなことになりますが、当然、夜3時には号令出動をかけますので、それについては基本的な形態は崩さないでいたいと思います。

その歩道についてでございますが、駅前周辺歩道を掃くわけなんです、ところどころにおいてはボランティアの皆さんにご協力をいただきまして、心から感謝をしているところでございますが、今後、歩道等につきまして地域の皆様方のご協力もいただきたいというふうなことで、広報とかいろいろなことをお願いしているところではございますが、いかんせんマンパワーが必要になってございます。人間の力といいますか、それでは除雪は大変時間がかかりますので、機械を持っている方々のご協力もいただきたいというふうに考えてございます。

基本的には、除雪の計画をきちとした形で実施したいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） よろしく申し上げます。町民の足、通勤・通学に支障を来したら大変だということです。

それから、例えば学校の休校の仕方の周知の方法ですね。矢吹は休校になったようですけども、鏡石は休校にならなかった。その辺の周知の仕方はどういうふうになっているのかということと、もう一つ、蛇足ですけども、宇都宮ナンバーのグレーダーが走っておったんですよね。このグレーダーはどういうふうな車両だったのかお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

学校としての大雪に対する対応でございますが、事前に天気予報等でその状況がわかりましたときには、各学校の管理職を集めて、どのような対応をするか相談するような形をとっております。さらに、須賀川市や天栄村の教育委員会と連絡をとり合いながら、その対応を同じような歩調でできるように今はしているところでございます。

さらに、当日の朝、運悪く非常に登校するのに危険が伴う、あるいは大きな困難を伴うといったような場合には、一斉メールという保護者が入っているメールがございますので、それによって各家庭に連絡をいたします。ただ、それだけでは十分ではございませんので、各学校から学級連絡網、学校連絡網で各家庭に通知をするという場合もございます。

さらに手を尽くさなければならないといった場合には、防災無線も場合によっては活用させていただければというふうに思いますし、そのような対応も必要に応じてとれるようにしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 先ほどの宇都宮ナンバーということになりますが、グレーダーにつきましてはリースしてございます。これは町内の建設業者、機械を持っておりませんので、町のほうでリースを2台かけております。その2台につきましては、建設業界、なかなか機械が間に合わないということで、宇都宮のほうから持ってきていると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 例えばグレーダーでも何でも技術者というふうな方は、鏡石には何でも操作をする方がおられるんですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 今のその技術者といいますか、技術者を持っているところに委託してございますので、町内の建設業者につきましては、何人という把握はしてございませんが、契約しているところにつきましては建設技術の機械の操者を持っているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） もう一つ質問したいところだがやめます。技術者の腕というふうなことだったんですが、次に移ります。わかりました。

4番、中学校の学校応援団についてでございますが、学校応援団ボランティア、正式には学校支援地域本部事業というふうな名前だそうですが、これはスポーツクラブ等の補助はできないかということなんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 学校応援団が中学校のスポーツクラブの補助はできないかというおただしにご答弁申し上げます。

今、議員さんからお話がありましたように、学校応援団は、本町が学校支援地域本部事業で行う学校支援の通称であり、地域の人々が教育活動を支援することで、地域教育力、地域コミュニティーの再生に資することを目的としております。本町の学校応援団も、学校が地域の方々の協力を必要とする活動や困っていること、手が足りない部分について、その要請に基づき学校のお手伝いをボランティアで行うものでございます。

中学校の部活動につきましては、教育の一環として教育課程と関連を図りながら行っております。ご質問にあります学校応援団による中学校の部活動、運動部に対する補助や協力につきましては、現在、中学校から依頼がないため実績はございません。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） それは、クラブ活動から応援の要請がなければ対応できないということですか、それともスポーツクラブ自体には応援できないということでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

鏡石中学校ということではございませんが、学校の過去の状況を見てもと、外部指導者が入ることによって、学校教育の一環として実施している部活動において、学校があるいは先生が、教諭側の考えや意向から離れて外部指導者側の意見・意向が強くなって、学校教育活動に支障を来す事例がございました。

このようなことから、鏡石中学校では原則、外部指導者は依頼しない方針であるというふうに聞いてございます。しかし、事情によりまして外部指導者を依頼する場合は、あくまでも顧問教諭が主導権を持って指導に当たるとともに、保護者や地域団体の協力を求める場合には、指導の補助的な役割にとどめることとしてお願いをするというふうになってございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 例えば小学校から中学校に入った子供たちは、スポーツクラブをやるのが楽しみにしている子供もおるわけですよ。それで、クラブの先生がいないと、忙しいからいないというふうなことでしょうけれども、そういうふうでは、子供たちは夢を抱いて入学してきたのに活躍の場が与えられないということは、見てくれる人がいないということは、大変気が抜けてしまうんじゃないかと思うんです。

確かに先生方の時間の忙しいのはわかりますけれども、クラブのほうの補助ですから、いろんな面でけがのないように見ていただければというふうな私は要請だとは思っています。何せけがのないようにというふうなことです。このくらいは大丈夫なんでしょうか、けがのないように見ていただけるようにというふうな要請は。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

中学校におきましては、今、10種の運動部と3つの文化部がございます。外部指導者が全く入っていないということではなくて、外部講師に協力をいただいている部もございます。ただ、中学校のスポーツクラブへの補助につきましては、学校応援団を通すことなく補助につくことはできます。必要に応じて手続をとることによりまして、岩瀬地区の中体連の大会でのコーチとしても認められております。その岩瀬地区中体連の決まりで申しますと、手続として、大会前に各種目の専門部へのコーチとして届けるということがあります。当然、そのときには中学校校長の職員が必要になります。

そのようにして、学校応援団を通さなくても学校独自にコーチをお願いして、それを届けて大会等にも一緒に参加できるというやり方もございます。これは、学校がどういう形を選ぶかはその学校に任されているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 一応できるというふうなことです。

そうするともう一つ聞きたいんですが、やはりクラブの顧問というふうな先生方は授業を持っていて担任であって、それだけ時間がないのか、それとも忙し過ぎるのか、それとも出てくるのが嫌なのか、それはわかりませんが、学校では予備というふうな先生方が、クラブには2人くらいの先生方がついてはいるのかなとは思いますが、その辺はどうですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

学校のクラブ活動においては、顧問がついて活動するというのが原則になってございます。ということで、中学校の特に運動部につきましては2名から3名の教諭が顧問となって日々活動をしてございます。

ただ、その活動についてなんです、一つ気をつけてほしいのは、やり過ぎて子供の体調を壊すようなことがあっては問題かというふうに思います。クラブ活動自体は、学習意欲の向上とか責任感とか連帯感とか、いわゆる協力し合って何かをやり遂げる、そういった大事な部分も持っております。そういった意味で、その上に立って、子供たちが参加しやすいように休養日であるとか部活動の時間を適切に設定するなどして、子供たちのバランスのとれた生活や成長に配慮しながら部活動を実施してもらい、これが私どもの願いでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 私が言った意味なんですけれども、要するに教育委員会のほうでは、今、部活、クラブでは顧問の先生が2人くらいはいるだろうというふうな話ですが、結局、やっぱり子供たちがけがしないように見るとかというふうなものも一つの役割だと思うんです。それで、出ない、出席しないというふうなものに対してどのように教育委員会のほうは見えておりますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

過去を振り返ってみますと、以前、須賀川一中で柔道の大きな事故がございました。あの事故以来、部活動については、必ず顧問がついて部活動を実施していくというのが各教育委員会での取り組み、原則になっているところでございます。私どもは、そういったことを含めて、各学校に顧問がついての部活動の実施を指導しているところでございます。それがおろそかになっているのであれば、再び、私どもは学校に対してしっかりと指導してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） そういうふうなことがたまたまあそこを通った場合、見受けられる

ということですね。子供たちが行き場がなくてうろうろしているというふうな状況もございましたので、よく注意して見ていただきたいと思います。

次に移ります。

5番、鏡石町の構造改善センターについてですが、創立月日は平成元年9月ということで、満、築28年になりますが、目的は、「農業者等の健康と体力増進及び地域住民の交流を図るため構造改善センターを設置する。」とうたっておりますけれども、年間の利用者数と料金を伺います。

○議長（渡辺定己君） 教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

まず、年間の利用者数ですが、26年度で申しますと、バレーボールでの利用者が町内で2,573名、町外で1,887名、バスケットボールでの利用者が町内で2,952名、町外で344名、卓球が町内で6名、町外で5名、トレーニングジムの利用者が町内で3,483名、そして町外で3,380名、そのほか研修室とかほかの部屋の利用で、全体で町内で9,231名、町外で5,630名、そしてトータルしますと1万4,861名が26年度の利用者でございました。なお、27年度につきましては、12月までの数字はあるのですが、残すところの1月、2月、3月を加えていきますと26年度並みの利用人数になるのかなと捉えているところでございます。

なお、利用料金でございますが、トレーニングジムにつきましては町内の方が100円、そして町外の方が150円となっております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） 要するに1万4,861人の利用者で、今、収入は言わなかったんですが、108万7,040円というふうな数字がここに出ておりますが、一つは、28年度の予算にもありまして、1,172万4,000円の維持経費がかかっているんですね。それで、利用料金が108万7,040円というふうなことなんですけれども、これは費用対効果から見ればどのような考えでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、言いますけれども、5番目は、トレーニングセンターの機器類の交換はどのようになっているか、また冷暖房の設備は完璧かという質問ですので、それに合わせた答えをお願いします。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） それでは、大変失礼いたしました、トレーニングセンターの機器類の交換とそれから冷暖房について申し上げます。

トレーニングルームには11種類17台のトレーニング機器が設置されており、27年余り経過しておりますが、これらの機器は、対応年数や標準使用期間を超えていることから、平成28年度に更新を行うべく、新年度予算にその費用を盛り込んでいるところでございます。今後、適切な維持管理や更新が行えるよう、リース契約による機器の設置を今検討しているところでございます。

次に、トレーニングルームの冷暖房設備についてでございますが、施設のアリーナやほかの体育館などと同様、冷暖房設備は備えてはございません。ただし、利用者の要望により、必要に応じて扇風機やストーブを設置して対応しているところでございます。今後も、市民の利用しやすい施設を目指して運営してまいりたいというふうに考えております。

なお、収入と支出、それから利用者の人数から費用対効果についてどうかということなんですが、先ほど利用人数をお話し申し上げましたが、この構造改善センターばかりでなく体育施設については、特定とまでは言いませんが、ある程度限られた人数が、例えば陸上競技場はそれに関係した人たち、それから多目的広場についてはサッカーを望む人が多いということでございますので、この構造改善センターについては、トレーニングジムを利用して健康づくりを目指すという方たちの利用が多いところで、費用対効果からするとどうなんだと言われると、少し私どもも考えなければならぬ部分もあるのかもしれませんが、今ある施設については、使えるものは大事に使っていききたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 肝心なのは費用対効果でしたんですけれども、やはりこういうふうなセンターは利益率ばかりではないとは思いますが、とにかく場所的には余りわかりにくいようなところにあるというふうなことで、利用者には公共的な設備としては、利用者にとっては機械もリース、古い・新しいではないと思うんです。ただ使い勝手が悪いというような話も聞いております。

今後は、そうすると定期的に機械は入れかえるというふうなことでよろしいですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

現在の計画では、機器類をリースとし5年ごとにかえていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[ 11番 木原秀男君 登壇 ]

○11番(木原秀男君) あるものをやはり大事に使うというふうなことが大切かと思うんです。なかなか周知のほうで、そこにあるというふうなことがなかなか、町民の方も、えっ、どこだっけというふうな話になっている場合もあるんです。だから、わかりやすいような方法を図示とかなんとかで図って、いろんな面でああいうふうな建物はなかなか今後つくるのが難しいと思うんです。それで、ひとつ頑張って維持して使ってもらったほうがいいのかというふうに思います。

次に移ります。

温水プールの利用についてでございます。この温水プールは、去年からことしにかけて大分マスコミをにぎわしたというふうなことでございますが……

○議長(渡辺定己君) 木原議員、5番終わったから、今度6番目の空き家のほうにいくんじやなくて、飛ばすんですか。

○11番(木原秀男君) これ先にやります。すみません。

○議長(渡辺定己君) 飛ばして、後で戻る。

○11番(木原秀男君) 時間的なものだから。

温水プールの件です。去年からいろんな面で物議を醸したところでございます。議会においても、早急に結論を出した部分もございますが、その辺は反省しなければならないことかなというふうに思っております。

ここで聞きたいのは、トラブルの原因になったのはスポーツ少年団のプールの利用の方法だと思うんですね。この利用の方法に関してどういうふうに教育委員会の方々はご指導なされたのか伺います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長(高原孝一郎君) ご答弁申し上げます。

町民プールすいすいは、平成11年にオープンして、平成19年から指定管理による運営をしております。現在、毎年約8万人の利用者があり、特に夏場はにぎわっております。

スポーツ少年団と一般客への利用指導でございますが、現在、水泳のスポーツ少年団が2団体利用しておりますが、混雑を避けるため、曜日、時間帯などを教育委員会がそこに入りまして一緒に調整しているところでございます。

今後も、指定管理者と協議しながら、プールの使用の仕方、いわゆるマナーの向上については指導してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(渡辺定己君) 11番、木原秀男君。

[ 11番 木原秀男君 登壇 ]

○11番(木原秀男君) 要するに、そういうふうなトラブルが予想される懸念は前からあったんですね。随分あったんです。それに対してのプールの利用方法について教育委員会はどうのように指導したかというふうなことなんです。それがトラブルの原因になったわけですから、そここのところを間違わないで答弁願いたいんです。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。  
教育長。

○教育長(高原孝一郎君) ご答弁申し上げます。

教育委員会として、直接に子供たちに指導する機会というのはございません。ただ、プール指定管理者については適正な利用で、例えば人数が一般客の利用が多い場合には、現在はスポ少は3コースをとっているんですが、一般客の利用が多い場合には2コースにしてくださいというようなことをお願いしているところでございます。

それから、スポーツ少年団に対しましては、スポーツ少年団は、次の時代を担う子供たちの健全育成、それからスポーツを通しながらの子供たちの持つ無限の可能性の開発、それから友情や協力の大切さ、仲間づくりというのを目指しているわけです。そういったことを、年に一度ではありますがスポーツ少年団の結団式の中で、指導者の皆さんにそれらについての健全育成についてお願いしているところでございます。そういったことがきちんとなされていくことが、いわゆるよりよい施設利用につながっていくんだろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(渡辺定己君) 11番、木原秀男君。

[ 11番 木原秀男君 登壇 ]

○11番(木原秀男君) そここのところがちょっと違うんですね。トラブルが予想されて、前からそういうふうなことがたびたび起こっていたというふうな話じゃないですか。それを教育委員会で察知しなかったら、これはまずいと思うんです、指定管理者にばかり任せていてとか。スポーツ少年団の集まりのときに言ったとか、そういうふうなものではないと思うんです。片方が60人いて、もう片方の団体が40人いて、それと一般客というふうであればトラブルが起こるのは当たり前だと思うんです。そのとき指定管理者がどのような指導をしたか、それでおさまらなかった場合は、やはり管理者である教育委員会が指導するのは当たり前じゃないかということなんです、その辺ははっきり答弁願います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。  
教育長。

○教育長(高原孝一郎君) ご答弁申し上げます。

スポーツ少年団が利用する時間帯は、曜日によって若干の時間帯のずれはありますが、平日は夕方6時半から9時まで、それから土曜、日曜は4時から6時まで利用しております。今この時期のことなんですが、平日の夜の利用人数は、約でございますが、一般客は30人程度でございます。そして、スポ少年は多いときには60人くらいが利用いたします。その60人、一般客の倍の人数なので、コースも3コースを使って利用しているということでございます。

ただ、トラブルがあって、教育委員会のほうでの十分な指導がなかったという指摘があるとするならば、それは私どもは真摯に受けとめなければなりません。そして、必要なことをプールの指定管理者にも伝えていかなければならないというふうに思いますが、当時それを伝えなかったということではなくて、その後に私どもは指定管理者との話し合いも行いましたし、それから、いわゆるプールの使用についての場内放送が30分置きにされているのですが、それらの徹底についてもお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） いずれにしても、トラブルのないように利用していただくのが本当だと思うんです。そういうふうな意味では、やっぱりある程度、今お言葉ございましたが、反省するところは反省しなければならないと思います、今後のためにも。

それで、この指定管理者に対してはプールの利用者の方からいろんな苦情があるというふうにも聞いておりますけれども、この際、こういうふうな指定管理者の方法ではなくて、例えばシルバー人材センターのほうに依頼するとかの方法は考えられないのかお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 指定管理者制度をシルバー人材センター等へ委託するのはどのようなかというようなご質問かと思えます。ご答弁申し上げます。

現在は、指定管理者と平成26年度から平成28年度の3カ年の協定を結んでいるところでございます。管理者の選定につきましては、公募の上、応募事業者の企画内容を審査し指定管理者を決定してございます。指定管理者制度を解消した場合なんですが、町が直接運営することとなりますので、シルバー人材センターに委託するとした場合、窓口業務、それから清掃業務等の部分的な委託になるのかなというふうに思います。

指定管理者制度を継続した場合なんですが、シルバー人材センターにつきましては、公募の際に応募があれば、運営・企画内容及び運営能力、それからボイラー等の機械管理能力、

救命士資格者等の有無について審査し、指定管理者としてふさわしいかどうかの検討対象になるということでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） それは時間はかかりますけれども、例えば、そういうふうな資格を持っている人はやはりある程度いるとは思いますが、時間をかけて資格を取らせるというふうな方法もあると思うんですが、それは時間をかけて検討されるべきものかなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

まだ8分ありますから戻ります。

それで、大変申しわけございませんが、空き家、空き家バンクの件についてですけれども、これは総務課のほうに私、再三質問しておったんですけれども、調査は終了したのかどうかお聞きします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

空き家の調査でございますが、昨年、行政区長さんなどの協力を得まして実施してございます。その結果、194件の空き家とみなされる家屋が判明してございます。その後、水道の開栓状況もちょっと調査をしましたところ、そのうち90件については開栓中または最近使用実績がありますので、厳密には空き家ではないのかなということで、104件が残るわけなんですけれども、こちらはもう水道が閉栓状況になっているということで、ただ、この104件の中にも町の水道を引いていない家屋もあります。居住、居宅ではないものも含まれるということもございまして、これらについては、再度確認をしながら調査を進めてまいりたいと。

また、実際の建物も確認する必要がありますし、あと空き家等の所有者の意向についても調査する必要があるものですから、今のところ空き家等の実態把握というような段階でございますので、ご答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） これは、再三申し上げておいて、長引けば長引くほど名義変更が大変になるし、また環境面、衛生面、犯罪面に悪いというふうなことが言われておりますが、こういうふうな時代ですから、整理・整備することによっていわゆる借り手もまた出てくるのではないかなというふうに思っておりますので、こういうふうなものを調べて例えば

インターネットに載せるとか、その辺のことは考えておられるでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

26年11月に公布になりました空き家等対策の推進に関する特別措置法の中には、今ありましたような衛生、景観を悪くする、深刻な影響を及ぼす場合と、さらには空き家等を有効に活用するための方策、対応が必要だというような法の定義がございまして、それらにつきましては、町のほうで空き家等の対策計画を作成して、それらの空き家バンクというような、空き家を探している方への周知の一つとしてインターネットの活用をするとされておりますので、当然ながら町のほうでも空き家等の実態把握を進めながら有効活用できる建物なんかを抽出して、さらには計画をつくらないといろいろな国の事業に当てはまりませんものから、そちらのほうも進めながら、空き家・空き地の対策について今後も進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今194件とお聞きしたわけですが、これはみんな所有者ですよ、所有者がわかっている194件ですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 現在のところの調査では、行政区長さん等のほうから、あそこがあいているというような情報だけですので、地番と現地と、あと所有者等については、今後、関係課と連絡・調整しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） これは再三の私の質問だったんですが、それはそうするといつころまでにやられるわけですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） いつまでというような明言はできませんけれども、今のところ総務課でやっておりますが、関係課、都市建設課、税務町民課等と連携しながら進めていきますので、ご理解を賜りたいと。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 早急に整理されることを望んでおります。

それから7番ですけれども、耐震ブレーカー及び火災警報器の件ですが、これも再三聞いております。この辺の件につきましてはどのような対応を考えておられますでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

木原議員からは、昨年6月に同じようなと申しますか、耐震ブレーカー等のご質問がございました。耐震ブレーカー、火災報知器の設置率については、耐震ブレーカーについては、地震が発生した際に自動的に電気の供給を遮断する仕組みでございまして、現在のところ義務にはなってございません。ですから、今のところアンケート調査等は実施しておりませんので、設置率は不明というようなことでございます。

続きまして、住宅用の火災報知器につきましては、平成18年6月に消防法が改正されて、新しい住宅にはつけるように設置が義務づけられております。また、既存の住宅についても義務づけられたところでございますけれども、その設置率につきましては、消防署の調査の結果によりますと、約6割が前回の調査で設置をしているというところでございます。

なお、耐震ブレーカー及び火災報知器につきましては、当然ながら火災報知器については義務となっておりますので、今後も引き続き広報してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 確かに耐震ブレーカーは義務づけではないんですけれども、火災警報器は、平成23年6月1日までに全ての住宅につけるというふうに義務づけられておるんです。だから、義務づけられていないからということで、この冬、悲しい事件が多発しておりますよね。義務づけられないからつけなくてもいいのかな。その考えをちょっとお聞きします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

義務づけによって、つけていい・悪いではなくて、当然ながら、義務づけられなくても自分で守るというような気持ちは持っていただきたいと思っておりますし、私も当然ながら、地震が起きたらどうしようというような前もった対策は必要ではないかなと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） だから総務課長、備えあれば憂いなしという言葉、もちろん知っていると思うんですけども、そういうふうに、町としてはある程度は指導しなければならないんじゃないですかと私はお聞きしているんです。その義務づけられる、義務づけられないの話ではなくて、こういうふうなある程度の指導は必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当然、町としましても町民の安全・安心は進めていかなければなりませんので、その耐震ブレーカー、また火災報知器の設置については、今後とも広報しながら推進を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） はい、ありがとうございました。

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君の一般質問はこれまでといたします。

4時5分まで休議といたします。

休議 午後 3時53分

開議 午後 4時03分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

なお、2番、吉田議員は、緊急な用事ができましたので退席しました。

---

#### ◇ 古 川 文 雄 君

○議長（渡辺定己君） 次に、4番、古川文雄君の一般質問の発言を許します。

4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） こんにちは。4番議員、古川文雄です。

第3回定例会一般質問、私が最後の質問者となります。皆さん大変お疲れの様子ですから、

私の一般質問は簡潔明瞭をテーマに進めてまいりたいと思います。

さて、昨日の遠藤町長のお話や、本日登壇されました議員各位も触れられておりましたが、今週金曜日は、あの東日本大震災から数えること5回目の3月11日であります。多数のとうとい命が奪われ、そして今現在も行方がわからず警察や関係機関により捜査が続けられている現実があります。ご冥福と一日も早い発見を衷心よりお祈り申し上げます。

我が町でも、過去に例を見ないほどの甚大な被害をこうむりましたが、復旧・復興、それらの事業は着実な歩みを見せ、ほぼ完了いたし、本日を迎えることができました。1000年に一度の大震災から一つの節目といえる5年目を迎える我々には、もう一つの果たすべき使命があるのではないかと考えるところであります。初めての一般質問の際にも述べさせていただきましたが、あの経験から教訓を得て備え、そして後世に語り継ぐことであります。そうしたことを踏まえながら、通告書に従い質問をさせていただきます。

初めに、防災対策についてであります。

(1) 有事の際の通信手段や非常食などの物品は確保されているかについてです。

先ほども申し上げましたが、震災から丸5年が経過し一つの節目を迎える今、その当時のことを振り返りますと、一番印象に残っておるのがやはり通信手段についてであります。あのような大規模災害が発生した場合、通常であれば非常に便利なはずの携帯電話は思いのほか役に立ちませんでした。それゆえに、別の通信手段を確保しておく、そういった必要性があると思います。あの未曾有の大震災を踏まえさまざまな準備をしていることかと思いますが、特に必要性を感じた通信手段及び非常食がどのように確保されているのかお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

有事の際の通信手段、非常食等の確保でございますが、防災対策につきましては地域防災計画に基づいて現在進めているところでございますが、ご質問のような通信手段につきましては、現在、県などの関係機関とは、地域衛星通信ネットワークにより衛星電話では通信は可能となっております。ただ、議員からありましたように、民間の携帯電話等は使えなかったと、どうしても集中してしまうということだと思います。

なお、現在の町内の防災行政無線につきましては、デジタル化の改修工事を進めておまして、工事が完了すれば町内の31カ所に設置してあります子局と役場との間で通信ができるようになり、各行政区との連絡が確保されることとなります。

また、非常食などの物品の確保についてでございます。現在、備蓄倉庫に毛布やブルーシート、給水袋などが主に備蓄されておまして、非常食等については、十分とは言えません

けれども、現在のところ備蓄してございません。これらにつきましては、防災活動への協定の締結ということで、初期には町内のスーパー、農協、生産者等との協定によりまして調達できるものと考えてございますし、中長期的には、全国の防災活動協定の関係市町村のご協力も仰ぎながら進めていければなと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいまの答弁によりますと、衛星電話が使用できる、そして防災無線のデジタル化により対応するという話でありましたが、聞くところによりますと、避難所となり得る地区集会所などに無線機等の連絡ツールを整備しておるといような自治体もあるそうです。そちらも一考の価値があるのではないかというふうに思います。直ちにとは申しませんが、事前に私は用意することが必要ではないかというふうに思いますけれども、これについてはどう思いますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

防災行政無線がデジタル化になれば各行政区との電話は通じることになります。ただ、今おっしゃられましたように、無線機については現在のところ予定はございませんけれども、消防団の無線機につきましてもまだデジタル化が進んでいない状況でございますので、そちらのほうを優先というわけにはいきませんが、やはりそれらも一つの案として今後検討する必要があるのかなと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） それらのツールを、やはり早急な対応をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、（2）職員の非常招集訓練等は行われておるのか、それと緊急時の職員の勤務体制計画は作成されておるのかについてであります。

さきの震災は午後2時46分に発生いたしました。通常勤務中の発生だったということで、対応業務への移行は比較的スムーズに行われたのかというふうに想像いたします。しかし、次もそうなるとは限りません。それらリスク管理の観点からいけば最悪の事態を想定しておかなければなりませんから、次は真夜中及び火災発生、停電状態を想定しておくべきであり、そういった訓練をしておかなければ対応としては難しい状況だというふうに私は思います。

さらに、震災当時、終わりの見えない中で業務に従事していた職員やその家族もまた被災者であり、その負担軽減を図るべきであるとは思うところであります。1日、2日ではなく長期戦となった場合の職員の勤務ローテーションに関する計画などは整備されておるのか、そちらをお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

職員の非常招集訓練、こういったものにつきましては、特に今、実施されてはございません。ただ、大雨警報等が発令された場合、さらには震度4以上の地震が発生した際には、夜間・休日を問わず関係する職員は役場に集まると、そういった体制になっております。また、警報が発令された場合には、管理職でありますけれども、メールでその内容については配信をするということになってございます。

また、緊急時の職員の勤務体制計画ということにつきましては、防災計画によりまして各課・各グループごとの勤務体制、さらには勤務内容を定めておると。現在、災害発生時の具体的な職員行動マニュアル、こういったものも作成をしている段階だということであります。

さらに、つけ加えて申し上げますと、2月25日でありますけれども、県内の市町村長を対象とした危機管理セミナーがございました。そういう中でいろいろお話を聞いた中で、まず町長不在時のいわゆる指揮順序というんですか、こういったものを、通常は暗黙の中で当然されているわけなんですけれども、このセミナーを聞いて、改めてこの町長不在時の指揮順位、こういったものについて3月の庁議の中で指示をしたということであります。

また、このセミナーを聞いた中で、最後のほうにありましたけれども、大災害のときには大変長期戦になるということについては、職員も人間であるし家族もおると、そういう中も含めて、このセミナーの中では、確かに大きな震災の中ではありますけれども、しっかりとした休養をとることも大事だと、そういったことも言われております。そういう中で長期戦の対応をしなければならないということもこの前の研修の中で教わったということであります。

いずれにしても、大きな災害があったときにはいち早く本部を立ち上げ、そして臨機応変に対応することが大事だということであります。いつも同じような職員が常におるというわけにはいかないので、今いる職員の中で今できること、そういったことを臨機応変に対応するというのもこの庁議の中で申し上げたということであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 招集マニュアル等を設置してあるということではありますが、どんなすぐれたシステム、高性能な機材、大量の備蓄品を準備しておいても、なお最終的には、先ほど町長がおっしゃいましたように人員であります。大規模災害となった場合、職員も被災者となっていることが、これも容易に想像がつきます。そうした状況にも配慮しながら、とにかく準備していただきたいというふうに思うところであります。

続いて、公園等の遊具の安全管理についてであります。

都市公園、児童公園、各学校、幼稚園、保育所などに設置されておる遊具のふぐあいによって起こった事故事例はあるのかについてであります。

先日報道されておりました取り上げられておったのですが、全国的にはかなりの事故事例があつて、大部分はその遊び方、使い方ですね、それらによって、不注意によって起こる事故だということが原因でありましたが、その中でも約3割程度は遊具のふぐあいによるものだというふうに報道されておりました。町にも多数の遊具が設置された施設が20カ所以上ありますから、大なり小なり事故はあり得るかと思っております。管理者の責任が問われることになるであろう遊具のふぐあいが原因の事故が発生しているのか、そちらをお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、都市公園、児童公園、各学校、幼稚園、保育所における遊具のふぐあいによる事故の事例の報告はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 事故は発生していないということで一つ安心したところでありますが、私が見た報道でありますけれども、遊具のふぐあいに起因した事故で管理者に確認したところ、点検は行っておる、事故直前にも点検をしていたということでありました。点検を行っていても事故の回避ができなかったわけでありまして、それらを踏まえて、次に遊具の安全点検はどのようにして実施されておるのかをお尋ねいたします。

その安全点検についてでありますけれども、その点検の間隔、そして頻度など、どこで誰がどのようにして点検しているのかもお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

遊具の安全点検につきましては、都市公園、農村公園11カ所については毎月1回、作業員による自動点検をしております。そして、児童公園16カ所につきましては年に1回、民生児童委員によります点検をしております。次に、幼稚園、保育所につきましては毎日1回、先生方による点検と、年に1回、専門業者による点検、学校につきましては毎月1回、先生方による点検と、年に1回、専門業者による点検を行っているところでございます。

点検項目については、ぐらつき、劣化、腐食などの調査をしまして、不具合があったというか不備があった場合は修繕を行いまして、事故の未然防止に努めているところでございます。

公園、学校の遊具につきましては、引き続き安全管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいまの答弁によりますと、片や年1回、片や月1回、片や毎日点検、片や専門家、片や素人、余りにもばらつきがあるように感じられましたが、どの程度が適正なのかということはあるものの、設置者または管理者としての責任を果たすために、今後、点検等についてはある程度、統一性が必要ではないかと思うところであります。それについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいまの質問に答弁をいたします。

点検のもとになる遊具の安全に関する指針でございますが、これは国から出されている都市公園における遊具の安全確保に関する指針というのがございまして、それをもとに点検を行うわけでございます。

まず最初に、安全点検の種類でございますが、初期点検、それから日常点検、定期点検、そして精密点検と4段階に分かれております。

最初の初期点検でございますが、これは最初に設置した業者がするものでございまして、施工業者が設置した段階で点検を行います。これにつきましては、1年間、そのまま設置業者がずっとやるようになってございます。

次に、日常点検ということでございまして、これは公園の管理者が主として行うものでございまして、目視、それから触診、それから聴診ということで、施設の変形や異常の有無を調べるための日常の業務というふうなことでございます。

次に、定期点検でございますが、これも公園管理者が必要に応じてやることになっていま

すが、専門的な技術を要して点検を一定の期間ごとに行うというふうになってございます。

次に、最終段階の精密点検というふうになりますが、これは日常の点検や定期点検などによっては発見できないときもございますので、特に精度の高い診断が必要になる専門的なものでございます。それは遊具によって違うんですが、そういうものの専門業者によって実施するということで考えてございまして、4つの点検を行うというふうに考えてございます。

なお、鳥見山公園につきましては、28年度に、今度の新年度になりますが、都市公園施設の長寿命化計画というのがございます。その中で、全体的な都市公園について定期点検を実施したいというようなことで考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） さきの答弁の中にもありましたけれども、幸いにして、今、町では事故は発生していないものの、よその事例を参考にすれば事故は発生してしまうものと考えざるを得ません。設置者、管理者としての責任を重く捉えた対応を今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、3番、町の各種未納金対策についてであります。

町営住宅家賃、保育料、介護保険料、下水道受益者負担金における滞納状況についてですが、我が町も大変な財政状況下にある中で、歳入の根幹をなす税収以外にもこれらの収入があるわけでありまして、これらの滞納状況についてお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の各種未納金対策の中の町営住宅家賃、保育料、介護保険料、下水道受益者負担金等の現在の状況についてご答弁申し上げます。

まず、町営住宅家賃の滞納状況につきましては、現年度分として3人、7万3,900円、過年度分は6名で193万2,820円、定住促進住宅分としましては、現年度分として3名の53万400円、過年度分は3名で62万7,200円。

続いて、保育料でございますが、現年度分は13名で67万200円、滞納繰越分は26名で154万7,260円。

介護保険料につきましては、現年度分74名で234万4,600円、滞納繰越分は100名で377万1,700円。

次に、下水道受益者負担金につきましては、現年度分41名で168万9,800円、滞納繰越分で29名、317万9,500円となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

[4番 古川文雄君 登壇]

○4番（古川文雄君） 相当ありますね。びっくりしましたけれども、大きな金額だと思います。

これらの徴収金に関して、大部分の方がきちんと納めている中で一部の方が納めていないという現実がこの滞納状況をつくっていると思われまます。滞納している方の全員が身勝手な理由で納めていないわけではないでしょうが、一定の基準に従い決められた金額を納める人または納めていない人がいる現実、町民の方々に非常に不公平感を抱かせ、納める人がいなくなり、当然そうなればこういった制度は破綻してしまいます。こちら、当然ではありますが、未納金はあつてはならないものと考えるところであります。

そこで、（2）この滞納金に対してどのような対策を今現在講じているのかお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

それぞれの滞納金に対する対策についてご答弁申し上げます。

まず、町営住宅家賃、定住促進住宅に関しましては、戸別訪問及び電話での督促等を行いまして、面談をしながら納付の誓約をいただいて、滞納額が高額にならないように努めております。また、場合によっては、こちらは契約行為でやっているものですから、連帯保証人へ連絡等を行い、納付いただけるよう努めているところでございます。なお、町営住宅におきましては、退去後、行方がわからない方も何名かおりますので、現在その対応に苦慮しているところでございます。

続いて、保育料及び介護保険料につきましては、納期の翌月に督促状を送付し、また未納の方には随時、未納のお知らせを送付しながら、さらに町税等特別徴収の一環として、年末や年度末に戸別訪問を行いながら納付を促しているところでございます。

水道受益者負担金につきましても、町税と同様、督促状、催告書を送付し、滞納が解消しない場合には町税と同様の滞納処分の手続を進めております。

以上、各所管課で対応しているところでございますけれども、同一の方が町税と同様にそれぞれ滞納している現状があることから、公金等未納金対策連絡調整部会を庁内に立ち上げまして情報の共有を図りながら、収納状況の環境改善も含めまして連絡調整を図っているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） あらゆる対策、督促状、面談、戸別訪問等を行っているというふうな答弁でありましたが、町税に関しては給料や預金の差し押さえ、また水道料に関しては停水処分、そういった未納金を解消するためにいわゆる強制処分を行っていることは承知しております。家賃を初めとするこれらの滞納金に関しては、そういった強制処分的な徴収方法を実施し、滞納金を徴収する考えはないのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町営住宅等の家賃につきましては、国税徴収法の該当外でございまして、私債権というような契約行為に基づく債権になってございます。ですから、強制的に徴収はできませんけれども、裁判所のほうに訴えをしてそれで徴収すると。それ以外には、契約行為の中に納めなければ退去していただくというような内容もございますので、そのような形で進めさせていただきますこととさせていただきます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） この質問に当たり平成26年度の決算書も見返しました。あくまでも滞納金に対する考え方、取り組む姿勢の話としてであります。保育料や受益者負担金、介護保険料において不納欠損をしておりました。時効により徴収権がなくなった等のたしか理由だったというふうに覚えておりますが、時効の成立前には何らかの対策等を行っているのか、そちらもお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当然ながら、特別徴収法の該当外でありますけれども、時効がございまして。当然、時効にならないように督促をしながら、時効の中断、あるいはたとえ行方知れずでありましても時効の申し出がない場合には引き続き徴収を進めていくとなっておりますので、そのような形で今後も滞納金を徴収できるように進めてまいりたいと。また、現在滞納している方につきましては、行方がわからない人以外につきましては、分納を毎月いただいて滞納分を徴収しているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 再三再四の質問であります。

入居者、利用者との契約があって初めて家賃その他保育料が課されます。同じように利用契約に基づく水道料、そちらは停水処分という強制的な徴収方法を実施しながら滞納金の解消等に努めている一方で、家賃や保育料についてはそこまでやっていない。それでは私は筋は通らないというふうに思います。それについて執行側はどういう考えをお持ちなのか。保育料を初めとする各種滞納金において、今後も今までと同じ流れで不納欠損処理を行うつもりなのかお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

滞納につきましてですが、これについては、税金、さらには今、水道、下水、保育料、いろいろあります。料金、税金それぞれ収納の方法、強制収納、おのずと違います。そういう中で、強制収納、滞納処分、これは相当の技術的な部分もございます。ですから、こういったものをこれからしっかりしていかなければならない。

そういう面で、第1弾としまして、今回28年度から、きのう議決いただきましたけれども、いわゆる税務課に収納グループをつくりたい。これによってしっかりと納税者の状況を調べ、本当に能力があって納めないのか、能力がなくて納めることができないのか、そういったことを含めて、強制徴収、さらには不納欠損も含めてしっかりとしていきたい。さらに、その後でありますけれども、保育料、そういった部分についてもしっかりと徴収体制をとりたいたい。いつかは収納課ということで、やはり統一した中身で一つの課でできればいいのかなというふうにも考えているところであります。

いずれにしても、貴重な財源でありますので、最善を尽くしながらやっていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） さきにも述べさせていただきましたが、この分野については、不公平感は破綻を招くことにつながると思います。大変大げさなのは承知の上でありますけれども、それくらいの感覚でないと、真面目に納めている方々への裏切り行為になってしまうのではないかと思うところであります。

そういったことを踏まえて、誰しものが納得できる適切な未納対策を進めていただくことを

お願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

---

#### ◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす3月9日から3月17日までの9日間、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、3月9日から3月17日までの9日間休会することに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時42分

第 3 号

## 平成28年第3回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成28年3月18日(金)午前10時開議

- 日程第1 議案第28号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第29号 鏡石町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第3 議案第30号 鏡石町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第31号 職員の分限に関する条例の制定について  
総務文教委員長報告
- 日程第5 発議第1号 鏡石町健康づくり推進条例の制定について
- 日程第6 発議第2号 鏡石町地域包括ケアシステム推進協議会条例の制定について
- 日程第7 発議第3号 鏡石町の地域医療を守る条例の制定について
- 日程第8 発議第4号 鏡石町在宅寝たきり障害者等介護手当支給条例の制定について
- 日程第9 発議第5号 鏡石町路上喫煙の防止に関する条例の制定について
- 日程第10 発議第6号 鏡石町中小企業振興条例の制定について  
産業厚生委員長報告
- 日程第11 発議第7号 鏡石町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
- 日程第12 発議第8号 鏡石町議会議員政治倫理条例の制定について  
鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員長報告
- 日程第13 平成28年度鏡石町各会計予算審査について  
予算審査特別委員長報告
- 日程第14 請願・陳情について  
各常任委員長報告
- 日程第15 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで議事日程に同じ

追加日程第16 鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員会閉会中の継続審査の申出について

追加日程第17 意見書案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書  
(案)

意見書案第3号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求  
める意見書(案)

---

出席議員(12名)

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	健康福祉課長	小貫秀明君
産業課長	小貫正信君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	教育課長	関根邦夫君
会計管理者 兼 原子力災害 対策室長	長谷川静男君	農業委員会 事務局局長	車田光男君
教育委員会 委員長	菊地勝弘君	農業委員会 選挙管理 委員会委員長	菊地榮助君
	塩田重男君		渡邊俊廣君

---

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事は、日程第3号により運営いたします。

---

◎総務文教常任委員長報告（議案第28号～議案第31号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

日程第1、議案第28号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、日程第2、議案第29号 鏡石町行政不服審査会条例の制定について、日程第3、議案第30号 鏡石町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について及び日程第4、議案第31号 職員の分限に関する条例の制定についての4件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、議案第29号、議案第30号及び議案第31号の4件を一括議題とすることに決しました。

本案に関し、総務文教委員長の報告を求めます。

5番、菊地洋君。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋君 登壇〕

○5番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） おはようございます。

平成28年3月18日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、菊地洋。議案審査報告書。

本委員会は、平成28年3月7日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成28年3月10日。開議時刻、午前9時54分。閉会時刻、午後1時32分。出席者、委員全員（1名途中退席）。開催場所、第一会議室。

説明者。総務課、柳沼課長、根本副課長、吉田副課長。

付託件名。議案第28号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制

定について。議案第29号 鏡石町行政不服審査会条例の制定について。議案第30号 鏡石町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について。議案第31号 職員の分限に関する条例の制定について。

審査結果。議案第28号は、可決すべきものと決した。議案第29号は、可決すべきものと決した。議案第30号は、可決すべきものと決した。議案第31号は、可決すべきものと決した。

審査経過。議案第28号は、担当課（総務課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。議案第29号は、担当課（総務課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。議案第30号は、担当課（総務課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。議案第31号は、担当課（総務課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告といたします。

○議長（渡辺定己君） これより総務文教委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決に入ります。

初めに、議案第28号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第28号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、本案に対する総務文教委員長の報告は原案のとおり可決すべきでものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 鏡石町行政不服審査会条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第29号 鏡石町行政不服審査会条例の制定について、本案に対する総務文教委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 鏡石町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第30号 鏡石町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について、本案に対する総務文教委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（渡辺定己君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 職員の分限に関する条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第31号 職員の分限に関する条例の制定について、本案に対する総務文教委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎産業厚生常任委員長報告（発議第1号～発議第6号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

日程第5、発議第1号 鏡石町健康づくり推進条例の制定について、日程第6、発議第2号 鏡石町地域包括ケアシステム推進協議会条例の制定について、日程第7、発議第3号 鏡石町の地域医療を守る条例の制定について、日程第8、発議第4号 鏡石町在宅寝たきり障害者等介護手当支給条例の制定について、日程第9、発議第5号 鏡石町路上喫煙の防止に関する条例の制定について及び日程第10、発議第6号 鏡石町中小企業振興条例の制定についての6件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号から発議第6号までの6件を一括議題とすることに決しました。本件に関し、産業厚生委員長の報告を求めます。

6番、長田守弘君。

〔産業厚生常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） 報告します。

平成28年3月18日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、長田守弘。

議案審査報告書。

本委員会は、平成28年3月7日付託された発議を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成28年3月10日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後4時23分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。健康福祉課、小貫課長、吉田保健師長、橋本副課長、緑川副課長、吉田副課長。産業課、小貫課長、森尾副課長。

付託件名。発議第1号 鏡石町健康づくり推進条例の制定について。発議第2号 鏡石町地域包括ケアシステム推進協議会条例の制定について。発議第3号 鏡石町の地域医療を守る

る条例の制定について。発議第4号 鏡石町在宅寝たきり障害者等介護手当支給条例の制定について。発議第5号 鏡石町路上喫煙の防止に関する条例の制定について。発議第6号 鏡石町中小企業振興条例の制定について。

審査結果。発議第1号は、否決すべきものと決した。発議第2号は、否決すべきものと決した。発議第3号は、否決すべきものと決した。発議第4号は、否決すべきものと決した。発議第5号は、否決すべきものと決した。発議第6号は、否決すべきものと決した。

審査経過。発議第1号は、提出者及び担当課（健康福祉課）の説明を求め審査をした結果、賛成挙手少数により否決すべきものと決した。発議第2号は、提出者及び担当課（健康福祉課）の説明を求め審査をした結果、賛成挙手少数により否決すべきものと決した。発議第3号は、提出者及び担当課（健康福祉課）の説明を求め審査をした結果、賛成挙手少数により否決すべきものと決した。発議第4号は、提出者及び担当課（健康福祉課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で否決すべきものと決した。発議第5号は、提出者及び担当課（健康福祉課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で否決すべきものと決した。発議第6号は、提出者及び担当課（産業課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で否決すべきものと決した。

意見なし。

以上です。

○議長（渡辺定己君） これより産業厚生委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各発議ごとの討論、採決に入ります。

初めに、発議第1号 鏡石町健康づくり推進条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 原案の賛成討論の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 2番議員の吉田孝司でございます。

ただいま産業厚生委員長報告がありました。否決という報告がございましたので、それに対する反対討論、そして原案に対する賛成討論という立場で意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

本条例、鏡石町健康づくり推進条例につきましては、産業厚生委員会のほうで慎重審議いただきまして、まことにありがとうございました。残念ながら否決という結果を委員会のほうでいただいておりますけれども、健康づくりについては、やはり我が町を挙げて推進していくべきものであると考えてございますので、議員個人の識見ある見解をもって採決のほうをよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、原案に対する反対の討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第1号 鏡石町健康づくり推進条例の制定について、本案に対する産業厚生委員長の報告は否決とすべきものであります。

したがって、原案について採決いたします。

発議第1号 鏡石町健康づくり推進条例の制定についての件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本件は否決されました。

次に、発議第2号 鏡石町地域包括ケアシステム推進協議会条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 原案に対し賛成の討論の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第2号 鏡石町地域包括ケアシステム推進協議会条例の制定について、委員長報告に反対、そして原案賛成者の立場で討論を申し上げたいと思います。

本条例につきましては、鏡石町における地域包括ケアシステムに従事する者と、特に医療介護従事者における連携あるいは協働、そういったものを念頭に条例制定を行ったほうがいいんじゃないかという提案をさせていただきましたけれども、残念ながら委員会では否決という形をいただいております。

しかしながら、隣の須賀川市でも既にこの地域包括ケアシステム推進協議会については立

ち上げられており、また全国的に見ても我が町が後進的な地域となることがないようぜひとも配慮いただいて、議員各位の識見ある見解をお示しいただければと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、原案に反対の討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第2号 鏡石町地域包括ケアシステム推進協議会条例の制定について、本件に対する産業厚生委員長の報告は否決とすべきものであります。

したがって、原案について採決いたします。

発議第2号 鏡石町地域包括ケアシステム推進協議会条例の制定についての件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本件は否決されました。

次に、発議第3号 鏡石町の地域医療を守る条例の制定についての討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 原案の賛成討論の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第3号 鏡石町の地域医療を守る条例の制定について、委員長報告は否決ということでございました。こちらに対しては原案提出者、そして賛成者という立場で討論を述べさせていただきたいと思います。

我が町におきましても救急車のたらい回し等の事件等が多発しております。そういった中において、我が町の医療は我が町が守るという精神のもとで実際に行動していかなければならないと私は考えております。あすは我が身かなというような立場、そしてそういったことを未然に防ぐという意味でも、しっかりと町民目線での見解を各議員にお願いしたいと存じております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、原案に反対の討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第3号 鏡石町の地域医療を守る条例の制定について、本件に対する産業厚生委員長の報告は否決とすべきものであります。

したがって、原案について採決いたします。

発議第3号 鏡石町の地域医療を守る条例の制定についての件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本件は否決されました。

次に、発議第4号 鏡石町在宅寝たきり障害者等介護手当支給条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 原案の賛成討論の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第4号 鏡石町在宅寝たきり障害者等介護手当支給条例の制定について、委員長報告では否決でございました。原案提出者として賛成者としての討論を述べさせていただきます。

我が町におきましても少子高齢社会が急激に進んでおります。また、高齢者の方々を介護するために若い方々がどんどん離職しているという現状にも直面しております。

そういった中において、公において在宅寝たきり障害者等を介護する者に対して手当を支給することは、若者に対する支援、そして高齢者、在宅寝たきり障害者等に対する支援ということで、ぜひとも議員各位の見識ある見解をお示しいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、原案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第4号 鏡石町在宅寝たきり障害者等介護手当支給条例の制定について、本件に対す

る産業厚生委員長の報告は否決とすべきものであります。

したがって、原案について採決いたします。

発議第4号 鏡石町在宅寝たきり障害者等介護手当支給条例の制定についての件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本件は否決されました。

次に、発議第5号 鏡石町路上喫煙の防止に関する条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 原案の賛成討論の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第5号 鏡石町路上喫煙の防止に関する条例の制定については、先ほど委員長報告がありましたとおり否決ということでございました。原案提出者及び賛成者としての討論を述べさせていただきます。

路上における喫煙につきましては、環境の問題あるいは健康の問題等でさまざまな問題を抱えておると存じております。そういった中において、我が町において路上喫煙を防止することは極めて重要なことであると考えておりますので、議員各位の識見ある見解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、原案に反対の討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第5号 鏡石町路上喫煙の防止に関する条例の制定について、本件に対する産業厚生委員長の報告は否決とすべきものであります。

したがって、原案について採決いたします。

発議第5号 鏡石町路上喫煙の防止に関する条例の制定についての件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本件は否決されました。

次に、発議第6号 鏡石町中小企業振興条例の制定についての討論、採決を行います。  
討論はありませんか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 原案の賛成討論の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第6号 鏡石町中小企業振興条例の制定についてでございますが、先ほど委員長報告では否決ということございました。原案の提出者及び賛成者としての討論を述べさせていただきます。

我が町の経済を支えているのは、大企業でもなく、いわゆる中小企業でございます。そういう中小企業に対しまして町がしっかりとした財政的な支援、経済的な支援をしていくということは必要不可欠なことであると考えております。我が町の将来を支える中小企業をしっかりと振興していくという理念に基づいてこの条例が制定されることを願いまして、議員各位の見識ある見解をお示しいただければと存じます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、原案に対し反対の討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第6号 鏡石町中小企業振興条例の制定について、本件に対する産業厚生委員長の報告は否決とすべきものであります。

したがって、原案について採決いたします。

発議第6号 鏡石町中小企業振興条例の制定についての件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本件は否決されました。

---

◎鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員長報告（発議第7号及び発議第8号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

日程第11、発議第7号 鏡石町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について及び日程第12、発議第8号 鏡石町議会議員政治倫理条例の制定についての2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号及び発議第8号の2件を一括議題とすることに決しました。

本件に関し、鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員長の報告を求めます。

1番、小林政次君。

〔鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員長  
小林政次君 登壇〕

○1番（鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員長 小林政次君）

それでは報告いたします。

平成28年3月18日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員会委員長、小林政次。

発議審査報告書。

本特別委員会は、平成28年3月7日付託された発議を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成28年3月16日。開議時刻、午前10時16分。閉会時刻、午後1時22分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。提出者、2番、吉田孝司議員。総務課、柳沼総務課長、根本副課長、吉田副課長。

付託件名。発議第7号 鏡石町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について。発議第8号 鏡石町議会議員政治倫理条例の制定について。

審査結果。発議第7号は、否決すべきものと決した。発議第8号は、継続審査とすべきものと決した。

審査経過。発議第7号については、発議提出者及び担当課（総務課）の意見・説明を求め審査をした結果、賛成挙手少数により否決すべきものと決した。発議第8号については、発議提出者及び担当課（総務課）の意見・説明を求め審査をした結果、挙手多数により継続審査とすべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） これより鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各発議ごとの討論、採決に入ります。

初めに、発議第7号 鏡石町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 原案に賛成の討論の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第7号 鏡石町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、ただいま委員長報告、否決ということでございました。原案の提出者及び賛成者として討論を述べさせていただきたいと思います。

政務活動費につきましては、地方自治法に定められるところにより、各自治体における条例において交付に関するものが定められるということになってございます。我が町においてもこの政務活動費の交付に関する条例を制定したいということで、今回、上程させていただきました。

今、全国的に見ますと確かに政務活動費のあり方については賛否両論いろいろあるかと思えますし、我が町庁内においてもそれに対する賛否両論あるのかなということは実感しております。

しかしながら、私が今回提出させていただきました目的は、一つに、この政務活動費の使い方、使途についてしっかりと明瞭化し、それを正しいものとして全国に範を示すものとして条例を制定すべきではないかということがございました。また、議員の中においては、それぞれ議員活動、議会活動を一生懸命、熱心にされておりますが、そういった方々に対する経済的な支援ということでこの政務活動費が法律に基づくものとしてあってもよいのではないかとということで提案させていただいた次第であります。

議員各位におきましては、それぞれ個々の議員の見解に基づきましてこの条例制定に対しましての議決を賜りたく、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、原案に対し反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第7号 鏡石町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、本件に対する鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員長の報告は否決とすべきものであります。

したがって、原案について採決いたします。

発議第7号 鏡石町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についての件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本件は否決されました。

次に、発議第8号 鏡石町議会議員政治倫理条例の制定についての討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第8号 鏡石町議会議員政治倫理条例の制定について、本件に対する鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、継続審査とすることに決しました。

---

◎予算審査特別委員長報告（平成28年度鏡石町各会計予算審査について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

日程第13、平成28年度鏡石町各会計予算審査について、議案第53号 平成28年度鏡石町一般会計予算から議案第63号 平成28年度鏡石町上水道事業会計予算までの11議案を一括

議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号から議案第63号までの11件を一括議題とすることに決しました。  
本案に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔予算審査特別委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（予算審査特別委員長 古川文雄君） それでは、平成28年度予算審査特別委員会審査内容をご報告申し上げます。

平成28年3月18日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。平成28年度各会計予算審査特別委員会委員長、古川文雄。

平成28年度各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成28年3月7日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順にご報告申し上げます。

平成28年3月11日。午後1時より午後4時30分まで。委員全員、議長。議会会議室。

平成28年3月14日。午前10時05分より午後4時23分まで。委員全員、議長。議会会議室。

平成28年3月15日。午前9時54分より午後4時43分まで。委員全員、議長。議会会議室。

平成28年3月16日。午前10時より午前10時10分。委員全員、議長。議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、各課課長、各課副課長、各課担当職員。

付託件名。議案第53号 平成28年度鏡石町一般会計予算。議案第54号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計予算。議案第55号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算。議案第56号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計予算。議案第57号 平成28年度鏡石町土地取得事業特別会計予算。議案第58号 平成28年度鏡石町工業団地事業特別会計予算。議案第59号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算。議案第60号 平成28年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算。議案第61号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算。議案第62号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算。議案第63号 平成28年度鏡石町上水道事業会計予算。

審査結果。議案第53号 平成28年度鏡石町一般会計予算については可決すべきものと決した。議案第54号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第55号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第56号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計予算については可

決すべきものと決した。議案第57号 平成28年度鏡石町土地取得事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第58号 平成28年度鏡石町工業団地事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第59号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第60号 平成28年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第61号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第62号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第63号 平成28年度鏡石町上水道事業会計予算については可決すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、各課担当課長、各課担当副課長、各課担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

結果。議案第53号 平成28年度鏡石町一般会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。議案第54号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。議案第55号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第56号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第57号 平成28年度鏡石町土地取得事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第58号 平成28年度鏡石町工業団地事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第59号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第60号 平成28年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第61号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第62号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第63号 平成28年度鏡石町上水道事業会計予算は異議なく可決すべきものと決した。

主な質疑は別紙のとおりであります。

意見なし。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決に入ります。

初めに、議案第53号 平成28年度鏡石町一般会計予算について、まず、本案に対する反

対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 次に、本案に賛成の討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第53号 平成28年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第54号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第55号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第56号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 平成28年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第57号 平成28年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成28年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第58号 平成28年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第59号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成28年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第60号 平成28年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第61号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第62号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 平成28年度鏡石町上水道事業会計について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第63号 平成28年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎産業厚生常任委員長・総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第14、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、産業厚生委員長の報告を求めます。

6番、長田守弘君。

〔産業厚生常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） それでは請願・陳情の報告をいたします。

平成28年3月18日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、長田守弘。

請願審査報告書。

本委員会は、継続審査として決定した請願第1号（平成27年12月7日付託）を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成28年3月10日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後4時23分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。健康福祉課、小貫課長、吉田保健師長、橋本副課長、緑川副課長、吉田副課長。

付託件名。請願第1号「重度心身障がい医療費助成制度に関する請願」（継続審査）。

審査結果。請願第1号は、採択すべきものと決した。

審査経過。請願第1号は、担当課（健康福祉課）の意見・説明を求め審査をした結果、挙手多数により採択すべきものと決した。

意見なし。

次に、陳情の報告を申し上げます。

平成28年3月10日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、長田守弘。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成28年3月7日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成28年3月10日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後4時23分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。産業課、小貫課長、森尾副課長。

付託件名。陳情第5号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情」。

審査結果。陳情第5号は、採択すべきものと決した。

審査経過。担当課（産業課）の意見・説明を求め審査をした結果、陳情第5号については、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。

5番、菊地洋君。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋君 登壇〕

○5番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） 審査報告をさせていただきます。

平成28年3月18日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、菊地洋。陳情審査報告書。

本委員会は、平成28年3月7日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと

決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成28年3月10日。開議時刻、午前9時54分。閉会時刻、午後1時32分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者。教育課、教育長、関根課長、大河原副課長、佐藤副課長。

付託件名。陳情第6号「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出を求める陳情」。

審査結果。陳情第6号は、採択すべきものと決した。

審査経過。担当課（教育課）の意見・説明を求め審査をした結果、陳情第6号については、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告といたします。

○議長（渡辺定己君） これより各常任委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、請願第1号「重度心身障がい者医療費助成制度に関する請願」について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長、5番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） まず、原案に反対者の討論の発言を許します。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 「重度心身障がい者医療費助成制度に関する請願」についての反対討論を述べさせていただきます。

この制度の実現に向けては、医療機関、医師会、国保、社会保険、共済組合などの各種医療保険者並びに国保連との協議が必要であり、県内市町村で一斉に実施しなければそれぞれの団体の理解はなかなか得られないと思います。したがって、早急に実施できるものではなく、ましてや鏡石町単独での実施については不可能だと思います。実現まで相当の時間を要し困難と認められるものについては不採択とすべきものであると思います。

なお、今後は、執行が積極的に関係機関へ制度実現へ向けて近隣町村との連携を図りながら要望活動をするよう望むものであり、今回は不採択として反対討論とさせていただきます。  
以上です。

○議長（渡辺定己君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 2番の吉田孝司でございます。

私は、原案に賛成という立場で話をさせていただきたいと思います。

12月の定例会におきまして、私が紹介議員となりまして本請願を出させていただいた次第であります。これは、本町民の声を集約したものであり、そういった声を制度化に向けて請願したという次第でございます。

先ほど委員会報告では賛成、可決すべきもの、そしてそれに対する反対討論があったわけでございます。反対討論の中におきましては医師会あるいは医療機関、国保連合会等々の関係機関の名前が出ておりましたけれども、もちろんそれらに対する協議等はこれから必要になってくるものだと考えております。

しかしながら、本請願につきましては、我が町の町民の声を町としてどのように考えておるかということを決議するものであり、そういった姿勢を他の市町村に見せることによって、積極的にこの制度が全県一致あるいは我が町が率先して行われるべきものであると考え、この請願を出させていただいた次第であります。

つきまして、私は、この請願につきましては賛成の立場で意見を改めて申し上げさせていただきます。議員各位の皆様の見識ある見解、議決を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、反対討論の発言を許します。

4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 「重度心身障がい者医療費助成制度に関する請願」の採択に対して反対討論を述べさせていただきます。

請願の採択基準に法令上の基準はありませんが、一般的には、願意が妥当か、そして実現の可能性はあるのか、そして町議会の権限事項に属することかの3点、特に2つ目に申し上げました実現の可能性とは、ごく近い将来、実現できる可能性のあるものをいい、厳格に解釈しなければならないというふうにされております。

また、採択されました請願に対しては、採択によってその請願の実現に係る法律上の保証がついたわけではございませんが、採択した以上、議会は、その実現について最善の努力を

すべき政治的、道義的責任を負うこととなるというふうになっております。

これらのことを踏まえ、総合的に判断いたしますと採択すべきではないというふうに考えます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

請願第1号 「重度心身障がい者医療費助成制度に関する請願」について採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決しました。

次に、陳情第5号 「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情」についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（渡辺定己君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第6号 「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出を求める陳情」の件について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

---

#### ◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第15、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（渡辺定己君） ここで、鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員会付託案件審査について、閉会中の継続審査の申出書配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時13分

開議 午前11時14分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員長から、会議規則第70条の規定によって、付託事件審査について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、日程第16として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案を日程に追加し、日程第16として議題とすることに決しました。

---

◎鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員会閉  
会中の継続審査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第16、鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員会閉会中の継続審査の申出についての件を議題といたします。

鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員長から、目下、特別委員会において審査中の事件について、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（渡辺定己君） ここで、意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午前11時16分

開議 午前11時17分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま意見書案2件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案2件を日程に追加し、日程第17として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案2件を日程に追加し、日程第17として議題とすることに決しました。

---

◎意見書案第2号及び意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第17、意見書案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）、意見書案第3号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減

を求める意見書（案）の2件を議題といたします。

意見書案第2号及び第3号についての提案理由の説明を求めます。

初めに、6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 意見書案。

平成28年3月18日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋、同じく、古川文雄。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされています。

この……

〔「朗読省略」の声あり〕

○6番（長田守弘君） はい、では朗読を省略します。

1、福島県最低賃金について、2010年6月に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図る。

2、福島県の復興促進、労働人口の流出に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図る。

3、中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。

4、一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日。鏡石町議会。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島県労働局長様。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 次に、5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 意見書を読み上げます。

平成28年3月18日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、菊地洋。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘、同じく、古川文雄。

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第3号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書（案）。

「奨学金」利用者は年々増加し、現在、大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用している。その背景は、1つに、大学の授業料の値上げが繰り返され、我が国の学費は世界で最も高い水準になっている。2つに、経済の悪化や雇用制度の変化に伴い、非正規労働者が勤労者の4割となり、親の経済力の低下に伴い……

〔「朗読省略」の声あり〕

○5番（菊地 洋君） はい、文章省略させていただきます。

よって、鏡石町議会は、国に対して給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める次の事項について強く要望する。

1、速やかに大学等において、国として新たな制度運営を前提とした給付型奨学金制度導入と高等学校等含めて拡充を図ること。

2、現在の貸与型奨学金制度の改善を図ること。

3、大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日。鏡石町議会。

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

以上です。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

初めに、意見書案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る7日から本日までの12日間にわたり開催され、平成28年度の各会計予算等の重要案件を初め、提出しました全36議案につきまして、議員各位には本会議並びに予算審査特別委員会等を通じ慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり議決賜りました。ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会で成立いたしました平成28年度各会計予算等により、本町の第5次総合計画の基本理念である「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向けて全力で取り組んでまいり所存であります。

また、会期中にお寄せいただきましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、執行に当たり可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

3月も中旬を過ぎ日増しに暖かくなってまいりました。議員各位には、ご多忙のこととは存じますがご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第3回鏡石町議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時27分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年3月18日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 吉 田 孝 司

署 名 議 員 橋 本 喜 一

署 名 議 員 古 川 文 雄